

「おかざきっ子 育ちプラン」構成

第1章	計画策定にあたって
(1) 計画策定の趣旨 (2) 計画の位置づけ (3) 計画の対象 (4) 計画期間 (5) 計画策定の方法	
第2章	岡崎市子ども・子育てを取り巻く現状
(1) 統計によるまちの現状 ●人口、世帯の推移 ●児童数の推移及び今後の動向 ●出生数や出生率の推移 (2) 市民意識調査結果 ●就学前・小学生の結果 ●保育所・幼稚園職員の結果 ●事業所の結果 (3) 岡崎市児童育成支援行動計画 (4) 課題と方向性	
第3章	基本理念・基本目標
(1) 基本理念～めざす子どもの姿～ (2) 基本目標 (3) 基本的な視点	
第4章	子ども・子育て環境の整備（子ども・子育て支援法に基づく必須記載事項）
(1) 教育・保育の提供区域の設定 (2) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容について (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容について ・地域子育て支援拠点事業、一時預かり等 ・放課後児童クラブ ・妊婦健診 ・延長保育、病児・病後児保育 ・乳児家庭全戸訪問、養育支援事業等	
第5章	子ども・子育て支援の展開（岡崎市における子育て支援に関する総合的指針）
岡崎市児童育成支援行動計画の「基本目標＞基本的な視点＞基本施策」を再編して設定	
第6章	推進体制
(1) 地域における子育て支援の推進 (2) 計画の点検・評価 (3) 広域的な連携	

おかざきっ子 育ちプラン (案)

岡崎市子ども・子育て支援事業計画 (案)

(計画期間 平成 27 年度～平成 31 年度)

岡崎市

目 次

第1章 計画策定にあたって	4
1 計画策定の背景と趣旨	4
2 計画の位置づけ	7
3 計画の対象	9
4 計画の期間	9
5 計画策定の方法	10
第2章 岡崎市の子ども・子育てを取り巻く現状	11
1 統計によるまちの現状	11
2 市民意識調査結果	16
3 岡崎市児童育成支援行動計画の評価	26
4 課題と方向性	28
第3章 基本理念・基本目標	30
1 基本理念	30
2 基本目標	31
3 基本的な視点	32
第4章 子ども・子育ての環境整備	34
1 教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保の内容の設定にあたって	34
2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容について	37
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容について	45
第5章 子ども・子育て支援施策の展開	63
第6章 推進体制	101
第7章 資料	103

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国は、平成2年の合計特殊出生率¹が1.57を記録（1.57ショック）したことを契機に、少子化対策を社会全体の課題として認識することとなり、「仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくり」について検討を始めました。以降、「家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子育て家庭を社会全体で支援」「家族・地域のきずなの再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動の推進」「妊娠・出産から高校・大学生期に至るまでの年齢進行ごとの子育て支援」「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」など、これまで各種の課題に応じて様々な少子化の進行を防ぐ対策を行ってきました。

しかし、都市部における待機児童問題をはじめ、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しくなっています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化による、子育てへの不安、孤立感を感じる家庭の増加、仕事と子育てを両立できる環境の整備が不十分であること等の状況を前に、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められています。

こうした変化を受け、国では平成24年8月に、「子ども・子育て関連3法」を制定しました。この3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」においては、（1）質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、（2）保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、（3）地域の子ども・子育て支援の充実をめざすこととされています。また、都道府県、市区町村では、これらを計画的に推進する「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。

本市では、子育て支援施策の方向性やその目標を総合的に定めた「岡崎市児童育成支援行動計画」（愛称「おかざきっ子 育ちプラン」）を平成17年3月に策定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備に努めてきました。一方で、高齢者人口の増加、世帯規模の縮小や低年齢児の保育ニーズの増大といった、子ども・子育て家庭を取り巻く環境の変化や、20代から30代の人口階層の減少による出生数の低下も予想されます。

これらを踏まえ、誰もが安心して子どもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現をめざす「岡崎市児童育成支援行動計画」による取り組みを継続するとともに、子どもと子育て家庭の目線に立ち、子どもの育ちを重視する本市の実情に即した環境整備を図ることを目的に本計画を策定するものです。

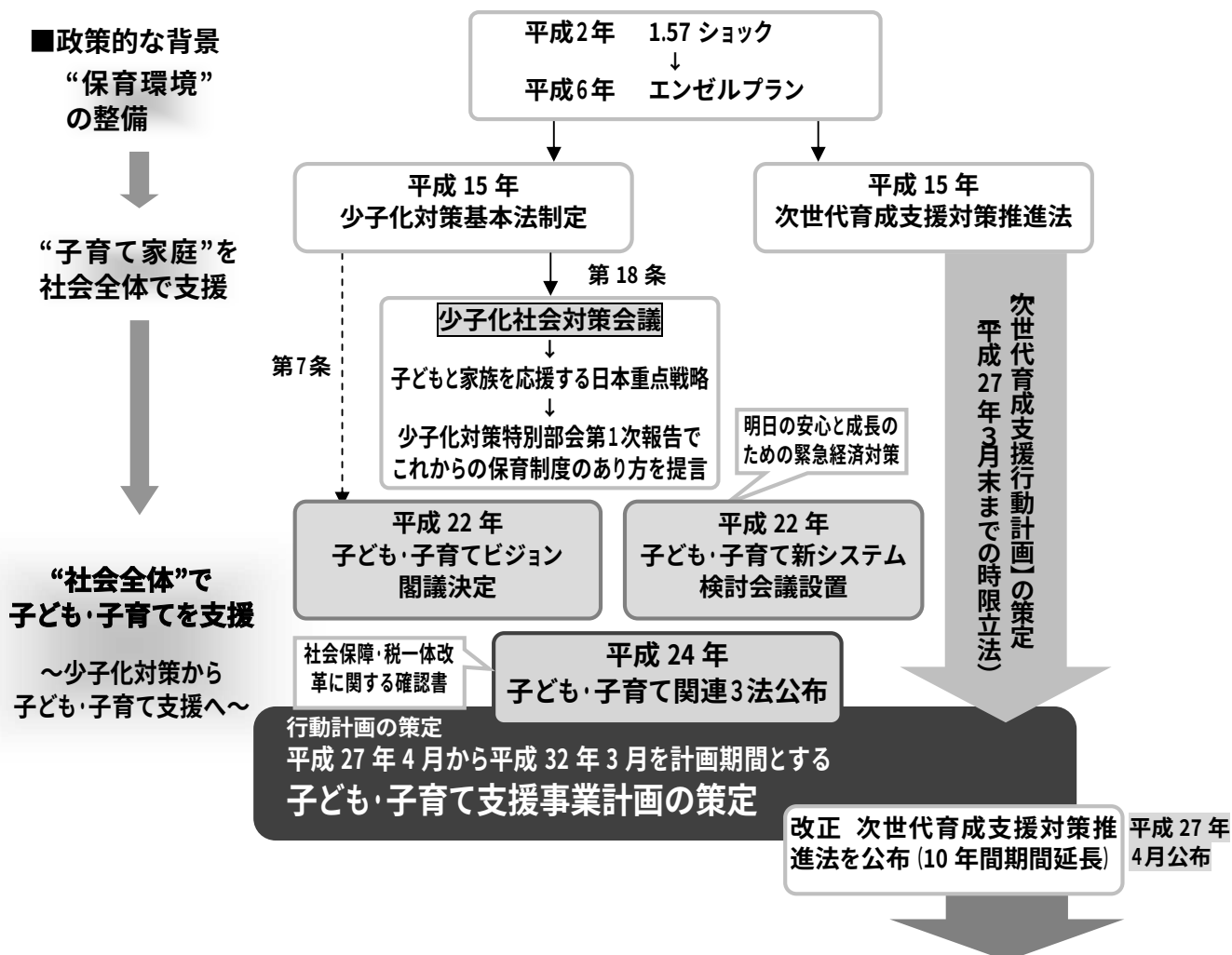
¹ 合計特殊出生率

一人の女性が15歳～49歳までの間に産むと推定される子どもの数。

■これまでの次世代育成支援にかかわる国の主な動き

年 月	内 容
平成15年 9月	■少子化社会対策基本法施行 少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項とその他の事項が定められる
平成17年 4月	■次世代育成支援対策推進法施行 少子化の進行等を踏まえ、子どもの出生や育成における環境整備を図るための理念を定めるとともに、行動計画の策定等の次世代育成支援対策を今後10年間にわいて重点的に推進
平成18年 6月	■新しい少子化対策について 「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで、子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動などを推進
平成18年 10月	■「認定こども園」の制度創設 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援の機能を併せ持った施設
平成19年	■「放課後子どもプラン」の創設 文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施
平成19年 12月	■「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 「仕事と生活の調和」、「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の2点を車の両輪として推進
	■「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」 憲 章 「仕事と生活の調和に向け、国民的な取組の大きな方向性を提示したもの」 行動指針 「企業や働く者等の効果的取組、国や地方公共団体の施策の方針を示したもの」
平成20年 2月	■「新待機児童ゼロ作戦」 希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会をめざして保育施策を質・量ともに充実・強化する
平成22年 1月	■「子ども・子育てビジョン」 「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」、「少子化対策から子ども・子育て支援へ」、「生活と仕事と子育ての調和」という視点で、子どもと子育てを応援する社会をめざす
平成22年 1月	■子ども・子育て新システム検討会議設置 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討をはじめ
平成22年 4月	■子ども・若者育成支援推進法施行 子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするため、総合的な育成支援の推進
平成22年 6月	■育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律施行 短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化や子の看護休暇制度の拡充、父親も子育てができる働き方の実現などについて改正

年 月	内 容
平成 24 年 3 月	■子ども・子育て新システムの基本制度について 少子化社会対策会議決定。子ども・子育て新システムの基本的な方向性を取りまとめる
平成 24 年 8 月	■子ども・子育て関連3法公布 「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法の公布
平成 25 年 3 月	■母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法施行 子育てと就業との両立が困難であるひとり親家庭や、就業に必要な知識及び技能の習得が十分でない等の母子家庭の特別な事情を鑑み、就業支援に関する特別の措置並びに福祉の推進
平成 26 年 1 月	■子どもの貧困対策の推進に関する法律施行 生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の均等を図るための対策を総合的に推進
平成 26 年 4 月	■次世代育成支援対策推進法の一部改正の公布 法律の有効期限を平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間の延長 ■母子及び寡婦福祉法及び児童扶養手当法の一部改正の公布 ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、子どもの貧困対策も含めたひとり親家庭への支援施策を強化



2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

また、「岡崎市児童育成支援行動計画」（計画期間平成 17 年度～平成 26 年度）の理念や視点と基本的に合致していることから、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画としても位置付けており、上位計画である「岡崎市総合計画」や、その他関連計画との整合性を図りながら策定しています。

子ども・子育て支援法
次世代育成支援対策推進法

愛知県子ども・子育て支援事業支援計画
「あいち はぐみんプラン」
(計画期間:平成27年度～31年度)

政策の
根拠・指針

施策の
推進・連携



第6次岡崎市総合計画

(計画期間:平成 21 年度～32 年度)

1. 地域で支えあい安全に暮らせるまちづくり

- 「市民協働推進計画」
- 「ウィズプランおかざき21」「DV対策基本計画」
「多文化共生推進基本指針」
- 「防犯活動行動計画」「交通安全計画」

2. 健やかに安心して暮らせるまちづくり

- 「地域福祉計画」
- 「障がい者基本計画」「障がい福祉計画」
- 「健康おかざき 21 計画」「食育推進計画」
「動物行政推進計画」

3. 自然と調和した環境にやさしいまちづくり

- 「環境基本計画」

4. 賑わいと活力あるまちづくり

- 「商工振興計画」

5. 快適で魅力あるまちづくり

- 「緑の基本計画」「住宅マスタープラン」

6. 未来を拓く人を育むまちづくり

- 「21世紀教育ビジョン推進計画」
- 「生涯学習推進計画」「スポーツ推進計画」
「子ども読書活動推進計画」

7. 将来まで自律した状態が続く都市経営

■「第6次岡崎市総合計画」について

長年かけて培われてきた本市の魅力は、自らの暮らす地域に誇りを持つ「人」、市内を流れる矢作川や乙川を代表とする「水」、豊かに広がる森林や緑地等「緑」により成立しています。

本市の将来を考えると、こうした恵まれた条件を活かしながら、知・文化・活力などあらゆる面で均衡が取れ、将来に向けて誇りと安心をもって住み続けられるまちづくりを進めていくことがめざされています。そうした思いを込めて、「第6次岡崎市総合計画」ではまちの将来都市像を

「人・水・緑が輝く、活気に満ちた、美しい都市 岡崎」

としています。

岡崎市総合計画は、平成32年度（2020年）までの将来都市像を実現するため7つの基本政策から構成されます。本計画は、基本政策2「健やかに安心して暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉の充実）」を実現するための個別計画です。ただし、子育て支援施策は多分野にわたるものであることから、その他の基本政策における各種計画・事業との連携により、総合的に取り組みを進めていきます。

〔参考〕 岡崎市総合計画 将来都市像の実現に向けた課題

平成32年度（2020年）までに取り組むべき重点的政策の方向
1. 次代を支える人材の育成 次代の担い手となる子どもを安心して生み育てることができる環境
2. 多様な主体による市民自治の実現 子育て支援、高齢者援護、身近な防災防犯といった地域課題の解消
3. 自立した地域が共生する都市づくり 岡崎市へ長く住みたくするような市民の誇りや愛着などを重視した地域づくり
4. 協働で支える安全・安心な社会の実現 社会全体としての危機管理能力を高め、安心して暮らすことができるコミュニティ環境の形成
5. 健康・医療に配慮が行き届いた社会の実現 人口減少社会の到来が見込まれる中、継続的な活力を持続するための医療・母子保健対策
6. 水・緑を活かした環境共生都市の実現 本市の多様で豊かな自然資源を次代に継承するための環境共生都市の実現
7. 人と環境に配慮した快適な交通体系の構築 高齢者・妊婦・乳幼児を持つ子育て家庭、子どもなど安全に安心して移動できる社会
8. 地域に根差した産業の育成 育児、介護、移動支援など地域社会が抱える課題に対応するコミュニティビジネスの創出
9. 歴史・文化資源を活かした地域活力の創出 次世代へ継承されるべき歴史・文化資源の保護や学術・スポーツへの支援による地域活性化
10. 都市の持続性を見据えた行財政運営 持続的な成長を続けていくため、市民の暮らしや将来の発展のために必要な投資

3 計画の対象

本計画における「子ども」とは、胎児、乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳までの児童を指します。また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。

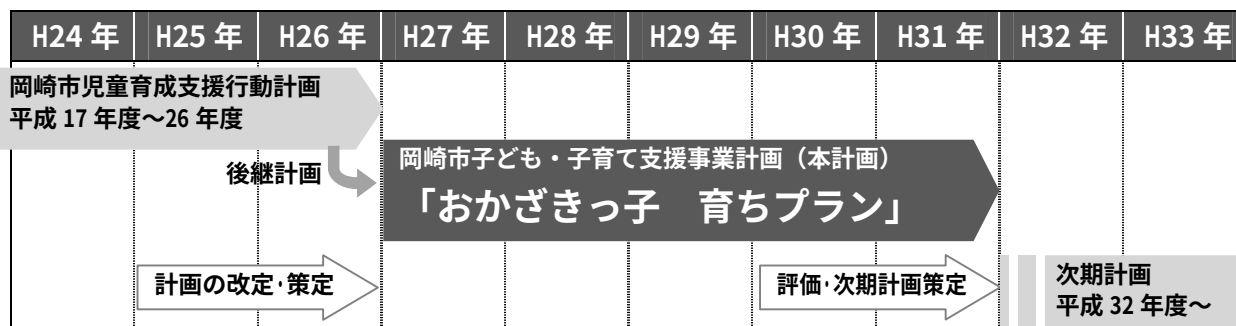
本計画における次の語句は、児童福祉法と子ども・子育て支援法に基づいて定義しています。

- ・子ども : 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- ・児童 : 18歳未満の者
- ・乳児 : 1歳未満の者
- ・幼児 : 満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
- ・妊産婦 : 妊娠中または出産後1年以内の女性
- ・子ども・子育て支援
: すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国、地方公共団体、地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援

4 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。定期的に進捗状況の検証を行い、社会情勢の変化などに応じ必要な見直しを行うものとします。また、計画最終年度である平成31年度には達成状況の確認と5か年の総合的な評価を行います。

(年度)



5 計画策定の方法

本計画は、子育て支援事業の実情及び市民ニーズの把握の観点から、以下のとおりの方法を経て策定しました。

(1) 子ども・子育て会議

学識経験者、各種団体の代表者、公募市民により組織し、計画案について、意見交換などを行い審議しました。

(2) 市民意識調査

就学前児童の保護者、小学生の保護者に対し、保護者の就労状況や現在の幼児教育・保育サービスや子育て支援サービスの利用状況、利用意向について把握することを目的に意識調査を実施し、子ども・子育て支援新制度における各種サービスの提供に関する量の見込みの試算に活用しました。また、幼児教育・保育サービスに従事する保育園・幼稚園職員及びワーク・ライフ・バランスの観点から、事業所に対し、子どもと子育て家庭の環境把握などを目的とするアンケート調査を行いました。

(3) 庁内ヒアリング調査

子育て支援に関わる庁内関係部門にヒアリング調査を行い、岡崎市児童育成支援行動計画（平成 17 年 4 月～平成 27 年 3 月）における各施策の総合評価等に基づく課題及び今後の方向性を検証し、本計画の子ども・子育て支援の施策展開の整理に活用しました。

(4) パブリックコメント

市民に対し、計画案を公表し意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の向上を図るとともに、計画に市民の意見を反映させることを目的に行いました。

(5) その他

子ども・子育て会議の公開や計画査定経過、市民意識調査結果などをホームページを通じて公表し、広く情報提供を行いました。

第2章 岡崎市の子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計によるまちの現状

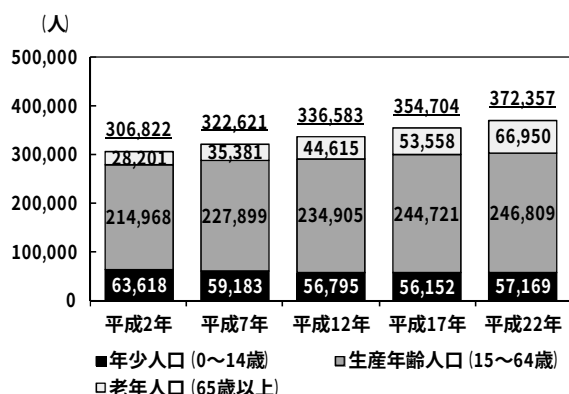
(1) 人口、世帯の推移

近年、全国的に人口減少にある中、本市では人口が増加し続けています。増加傾向にあるのは生産年齢人口（15～64歳）と老年人口（65歳以上）で、市内や近隣自治体に製造業関連の企業がある地域の特徴が影響していると思われます。年少人口（0～14歳）は、平成22年には増加に転じていますが、全体的に減少傾向にあり、人口全体に占める年少人口の割合も縮小しています。

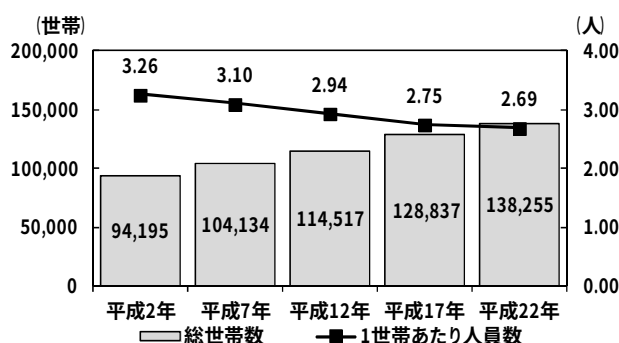
世帯数は年々増加していますが、一方で、世帯あたりの人員数が減少しており、全国的な傾向と同様に世帯規模が縮小しています。

年齢別人口は、平成22年には男女とも35～39歳の人口層が最も厚くなっていますが、10年後の平成32年の推計では18歳以下の人口や出生に関わる15～49歳の女性人口が減少しています。

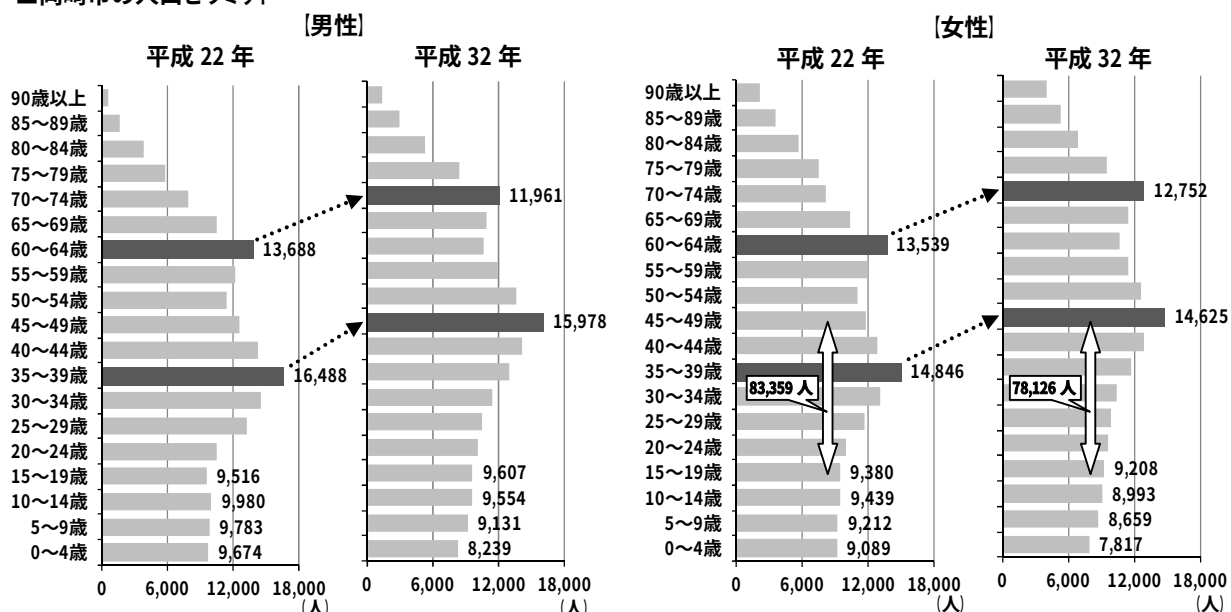
■岡崎市の年齢3区分別人口の推移



■岡崎市の世帯数と世帯人員の推移

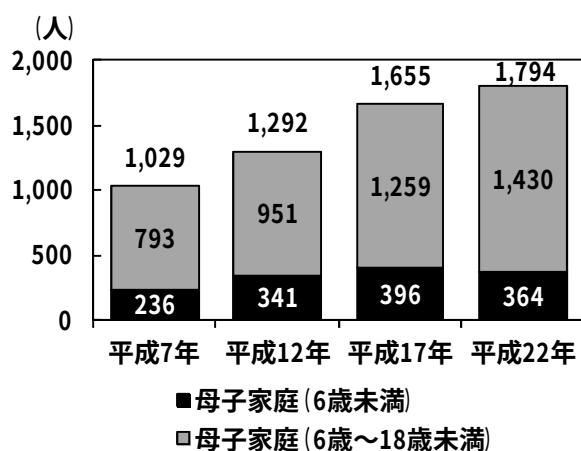


■岡崎市の人口ピラミッド



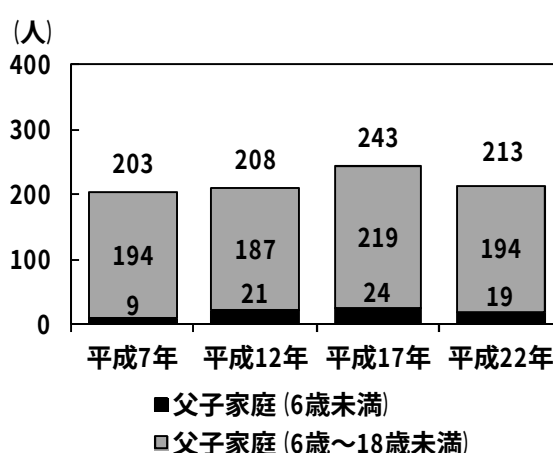
母子家庭世帯数は年々増加傾向にあり、平成22年には18歳未満で1,794世帯となっています。また、父子家庭世帯数は平成22年に213世帯と、概ね横ばいでの推移となっています。

■母子家庭世帯数の推移



資料:国勢調査

■父子家庭世帯数の推移

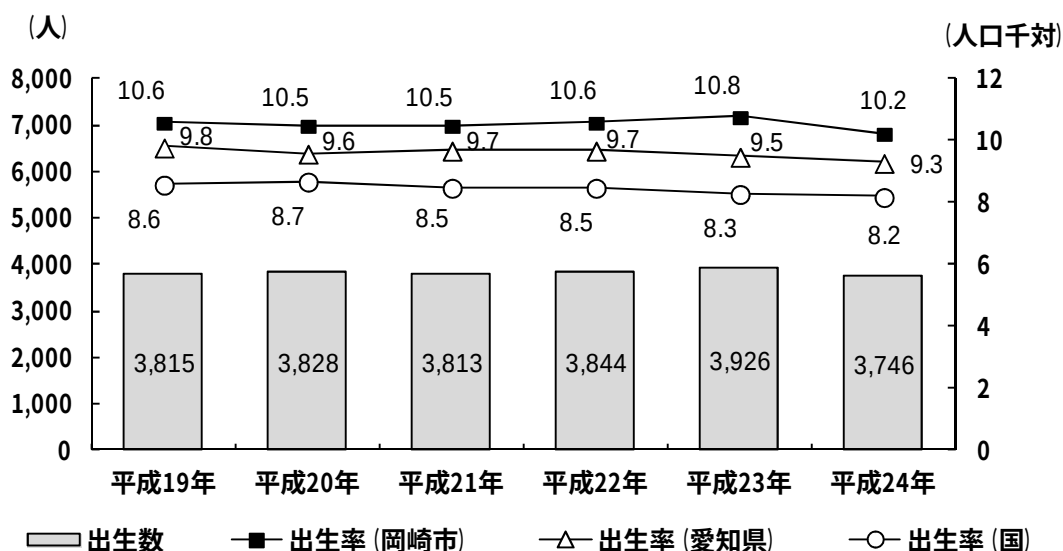


資料:国勢調査

(2) 出生数

本市の出生数は、平成17年の3,638人以降、増加傾向にありましたが、平成24年は3,746人となり、平成23年に対し4.6%減少しました。出生率²及び合計特殊出生率は国・県を上回って推移していますが、国、県同様に平成24年は減少しています。

■出生数・出生率の推移

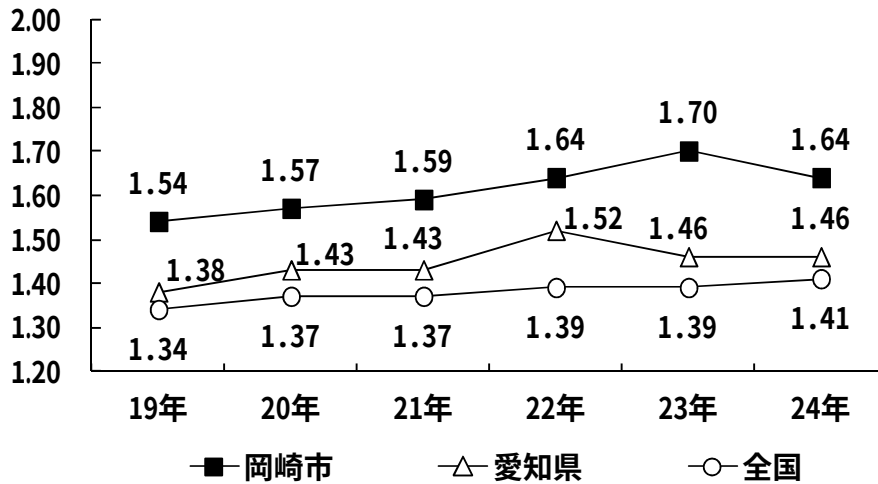


資料:岡崎市統計・愛知県の人口動態統計

²出生率

一定人口に対する、その年の出生数の割合。通常、人口1,000人あたりの出生数を示す。

■合計特殊出生率

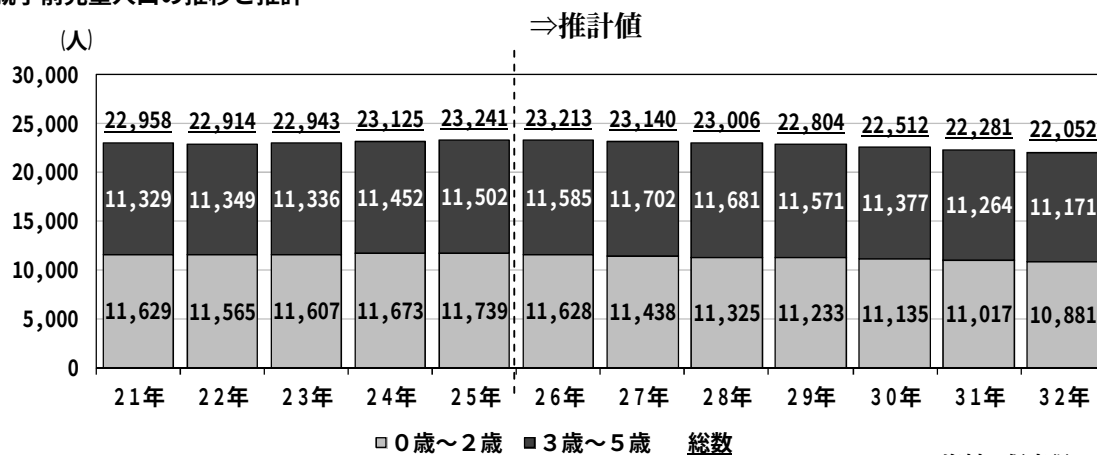


資料：保健総務課

(3) 就学前児童数の推移及び今後の動向

現在までの5歳以下の児童数は、年度による多少の増減はあるものの微増傾向にあります。本市ではこれまで毎年3,800人以上の出生数がありましたが、人口推計では、今後減少していくことが予想されています。推計値をみると、平成26年度を境に児童数は減少に転じ、子ども・子育て支援事業計画の初年度となる平成27年では23,140人、平成32年では22,052人の予想となっています。

■就学前児童人口の推移と推計



資料：保育課

※推計値は平成21年から平成25年までの4月1日時点の住民基本台帳を基に、コーホート変化率³ならびに婦人子ども比、男女性比を踏まえて算出をしています。

³ コーホート変化率

コーホートとは、同じ年に生まれた人々の集団をさします。過去の実績から、ある年齢層の人口が一定の期間においてどれくらい変化するかを示した値をコーホート変化率といいます。

■ 行政区域別の就学前児童人口 推移（単位：人）

地区	H21	H22	H23	H24	H25	H25／H21
本庁	6,490	6,496	6,608	6,649	6,737	1.04
岡崎	3,838	3,757	3,746	3,881	3,984	1.04
大平	1,802	1,844	1,858	1,828	1,750	0.97
東部	1,099	1,066	1,023	1,025	1,024	0.93
岩津	2,973	3,074	3,048	3,149	3,167	1.07
矢作	3,730	3,728	3,703	3,681	3,663	0.98
六ツ美	2,673	2,604	2,615	2,596	2,587	0.97
額田	353	345	342	316	329	0.93
合計	22,958	22,914	22,943	23,125	23,241	

全市的に現時点では増加傾向にある就学前児童数ですが、区域によって増加傾向にある区域と、減少傾向にある区域があり、今後は区域による就学前児童数の差が拡大していくことも予想されます。

■行政区域別の就学前児童人口 推計（単位：人）

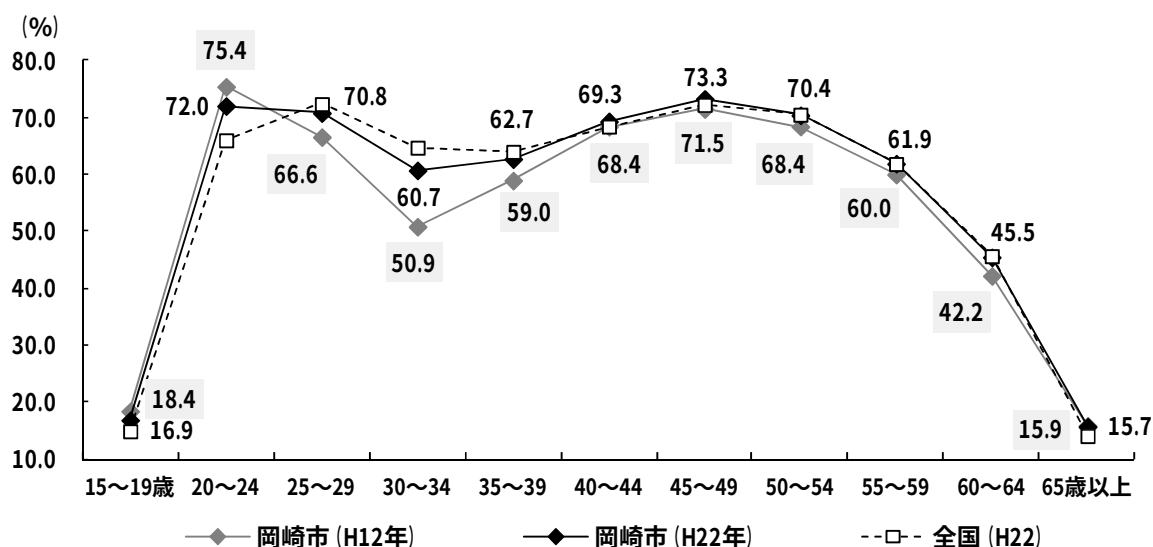
地区	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32／H25
本庁	6,749	6,758	6,763	6,717	6,633	6,594	6,550	0.97
岡崎	4,010	3,993	3,980	3,920	3,830	3,721	3,661	0.92
大平	1,755	1,730	1,719	1,702	1,695	1,703	1,685	0.96
東部	1,031	1,003	971	958	918	906	884	0.86
岩津	3,171	3,173	3,162	3,167	3,135	3,127	3,112	0.98
矢作	3,617	3,630	3,552	3,503	3,477	3,449	3,407	0.93
六ツ美	2,553	2,526	2,545	2,527	2,514	2,485	2,462	0.95
額田	327	327	314	310	310	296	291	0.88
合計	23,213	23,140	23,006	22,804	22,512	22,281	22,052	

(4) 女性の労働力と男女の未婚の状況

女性の労働力率をみると、全国と同様に30歳代で低くなるM字型カーブとなっています。平成12年では30～34歳の労働力率が50.9%と低くなっていますが、平成22年には60.7%まで上昇しており、M字型カーブも緩やかになるなど、女性の社会参加が進んでいることがうかがえます。

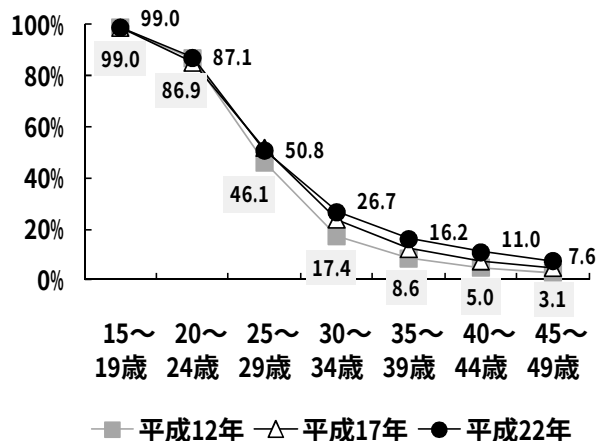
また、未婚率は男性側で平均的に高くなっていますが、男女ともに平成12年と比べて平成22年には未婚率が低くなっています。

■女性の労働力率



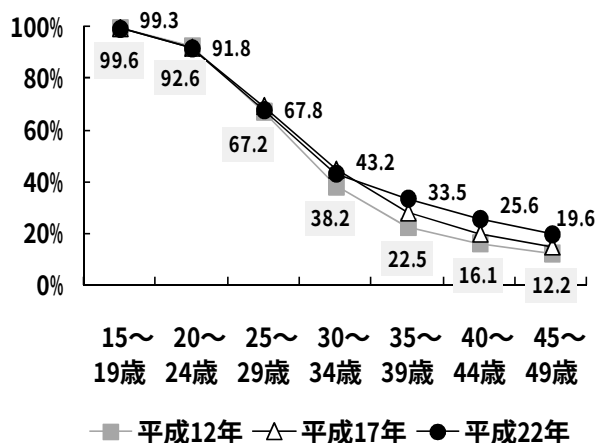
資料：国勢調査

■女性の未婚率



資料：国勢調査

■男性の未婚率



資料：国勢調査

2 市民意識調査結果

(1) 調査の目的

本調査は、より一層の子育て支援施策の充実に向けて、教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、意向調査（アンケート調査）として実施しました。

(2) 調査概要

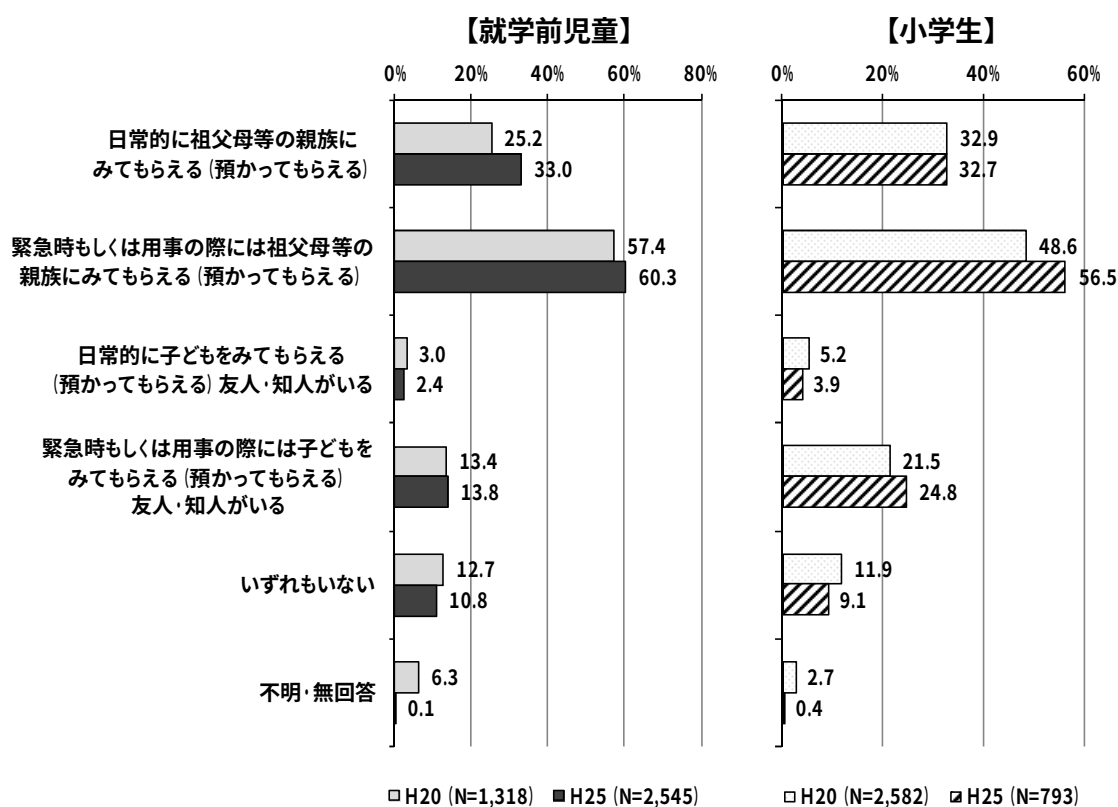
- 調査地域：岡崎市全域
- 調査対象者：岡崎市内在住の就学前のお子さんをお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）
岡崎市内在住の小学生のお子さんをお持ちの世帯・保護者（小学生調査）
岡崎市内の保育園・幼稚園の職員
岡崎市内の事業所
- 抽出方法：無作為抽出及び悉皆^{しっかい}（＝全対象者）
- 調査期間：平成25年11月1日（金）～平成25年11月15日（金）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による調査方法

調査票	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	4,913 件	2,545 件	51.8%
小学生保護者	1,498 件	793 件	52.9%
保育園・幼稚園職員	717 件	481 件	67.1%
事業所	385 件	152 件	39.5%
合 計	7,513 件	3,971 件	52.9%

(3) 就学前児童調査・小学生調査の結果

■日頃、お子さんをみてもらえる親族・友人はいますか

子どもを預かってもらえる状況については、就学前児童・小学生の保護者ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる（預かってもらえる）」が5割以上となっています。また、前回調査時と比べて、緊急時にみてもらえる親族や友人・知人がいると回答した家庭は増加しており、「いずれもない」とする就学前児童・小学生の保護者は減少しています。

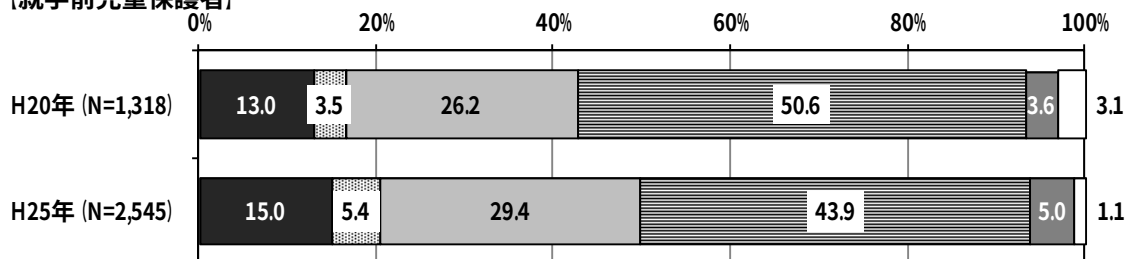


■母親の就労状況について

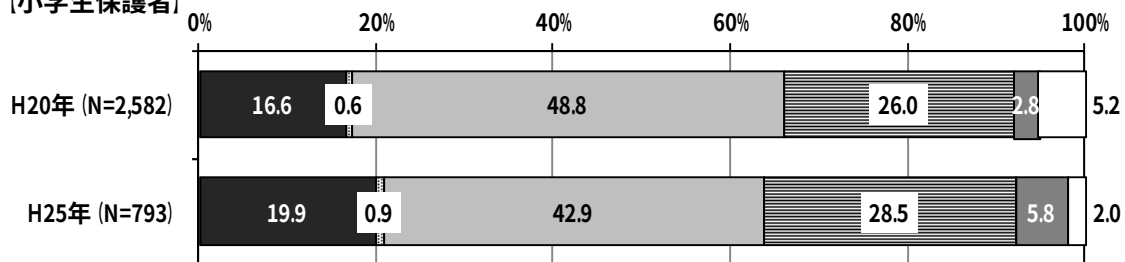
母親の就労状況については、前回調査時と比べて、就学前児童の保護者でフルタイムまたはパートタイムで現在就労しているという人が増えています。一方で、小学生の保護者では、前回調査時より現在、就労していないという人が増えています。

そのほか、前回調査時と比べて就学前児童・小学生の保護者ともにフルタイムでの就労が高くなっており、時間外保育や小学生の放課後の居場所づくりへのニーズの高まりがうかがえます。

[就学前児童保護者]



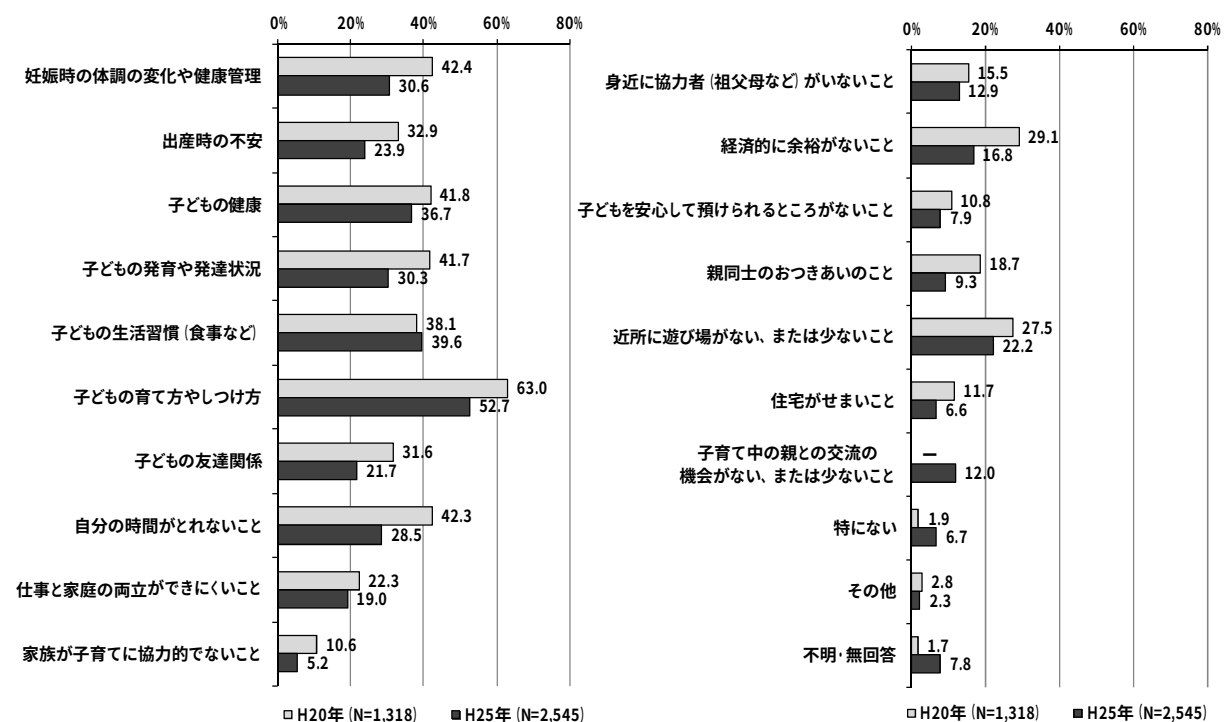
[小学生保護者]



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▨フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイトなどで就労している
- ▤以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 不明・無回答

■妊娠・出産・子育てを通じて、困ったことや悩んだことについて（就学前児童のみ）

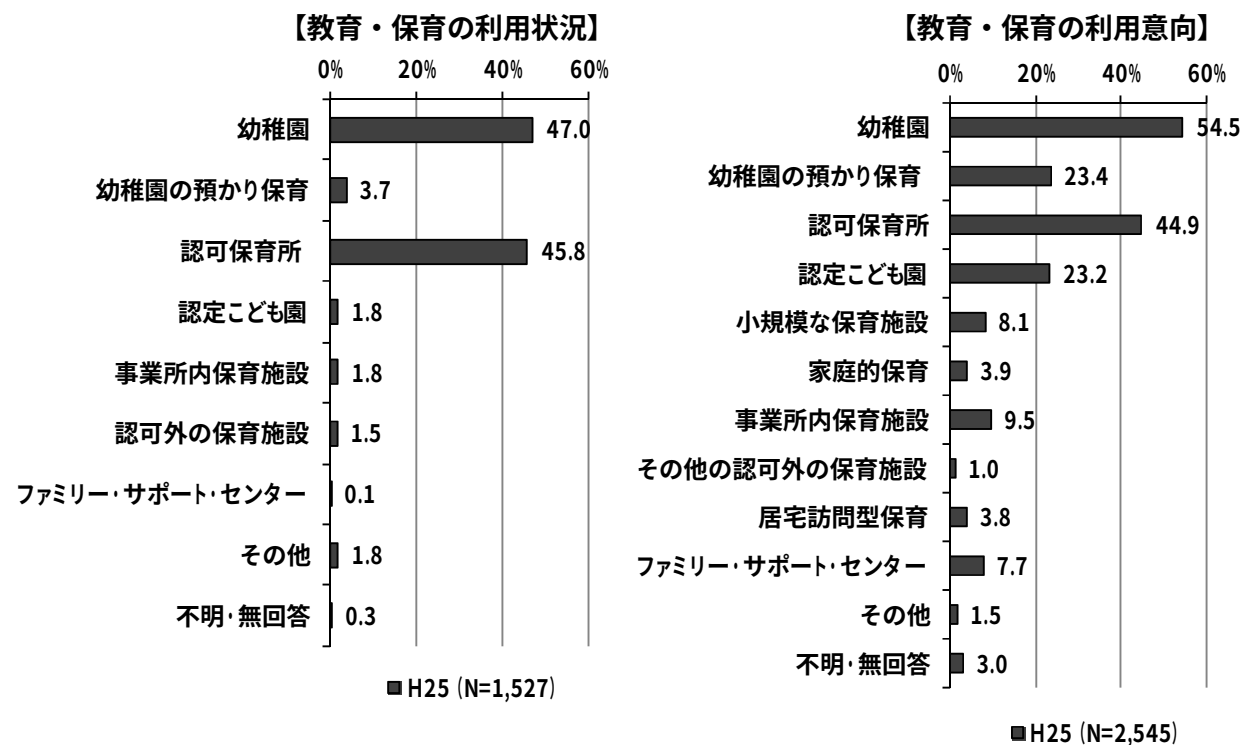
妊娠・出産・子育てについて困ったことや悩んだことは、前回調査時と比べて、多くの項目で減少しています。一方で、「特にない」が6.7%と増加しています。



※「子育て中の親との交流の機会がない、または少ないこと」は平成25年の調査のみ。

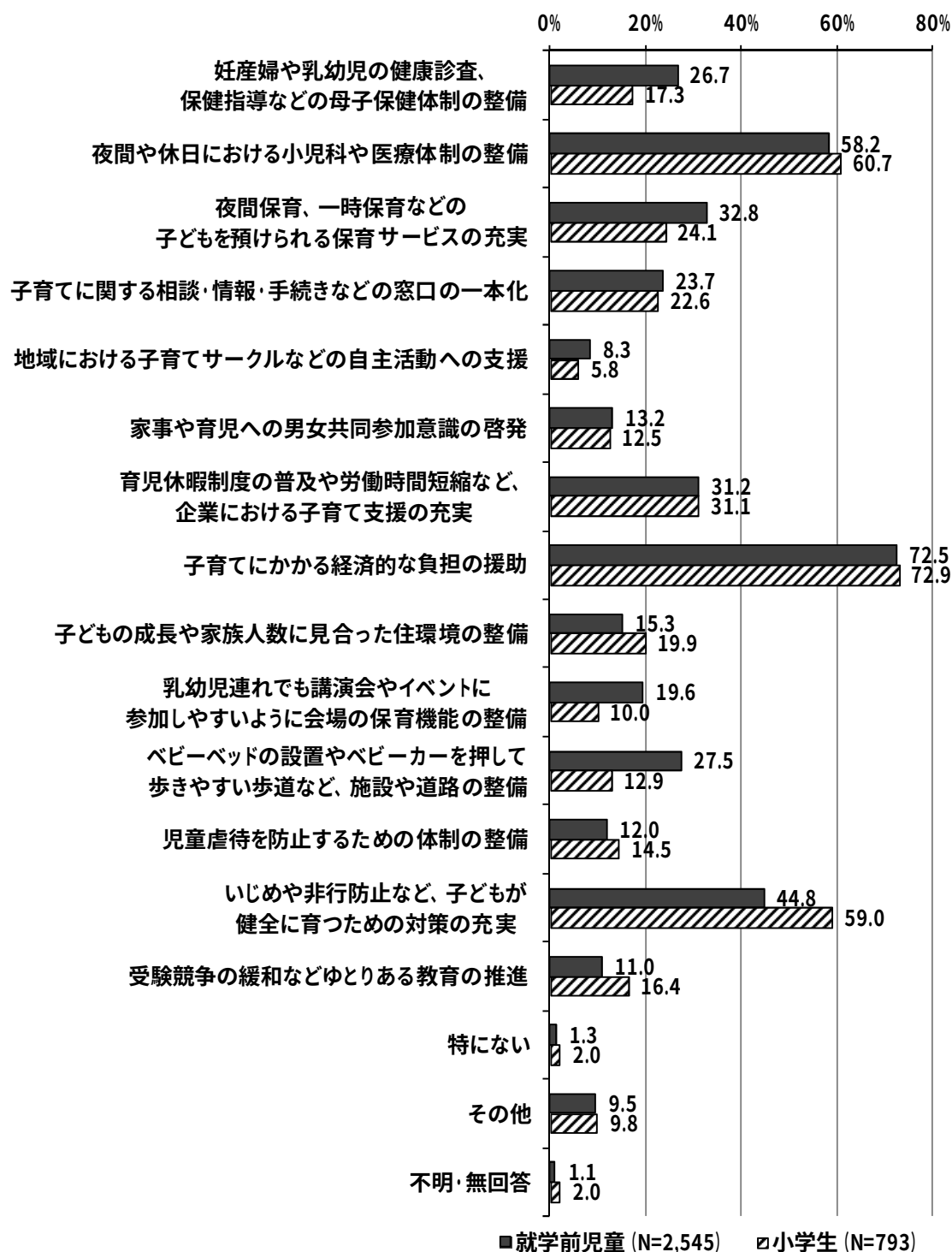
■利用している教育・保育事業と利用したい教育・保育事業について（就学前児童のみ）

現在利用している教育・保育事業では、「幼稚園」「認可保育所」が大半を占めています。一方で、利用意向では「幼稚園」「認可保育所」のほか、「認定こども園」や「幼稚園の預かり保育」の利用意向が高くなっています。



■子どもを安心して産み育てられる環境のために、市に期待する施策について

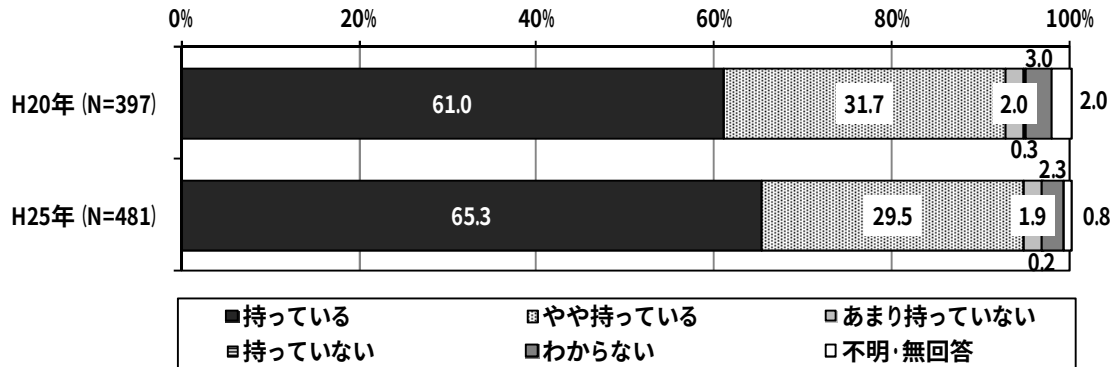
市に期待する施策では、就学前児童・小学生の保護者ともに「子育てにかかる経済的な負担の援助」が7割以上となっています。また、「夜間や休日における小児科や医療体制の整備」では6割前後、「いじめや非行防止など、子どもが健全に育つための対策の充実」では就学前児童の保護者で4割強、小学生の保護者で6割弱となっています。



（４）保育所・幼稚園職員の結果

■保育園・幼稚園の仕事に対するやりがいや充実感について

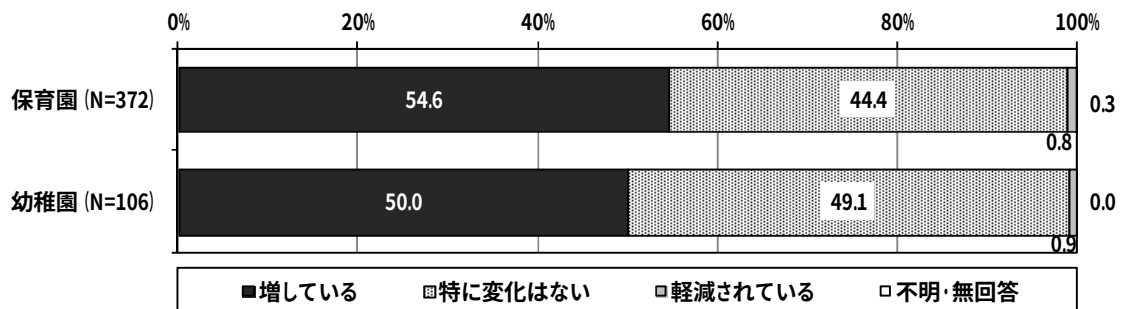
仕事に対するやりがいや充実感では、前回調査時と比べて「持っている」「やや持っている」を合わせた『やりがいや充実感を持っている人』が増加しており、９割強の職員がやりがいや充実感を持っています。



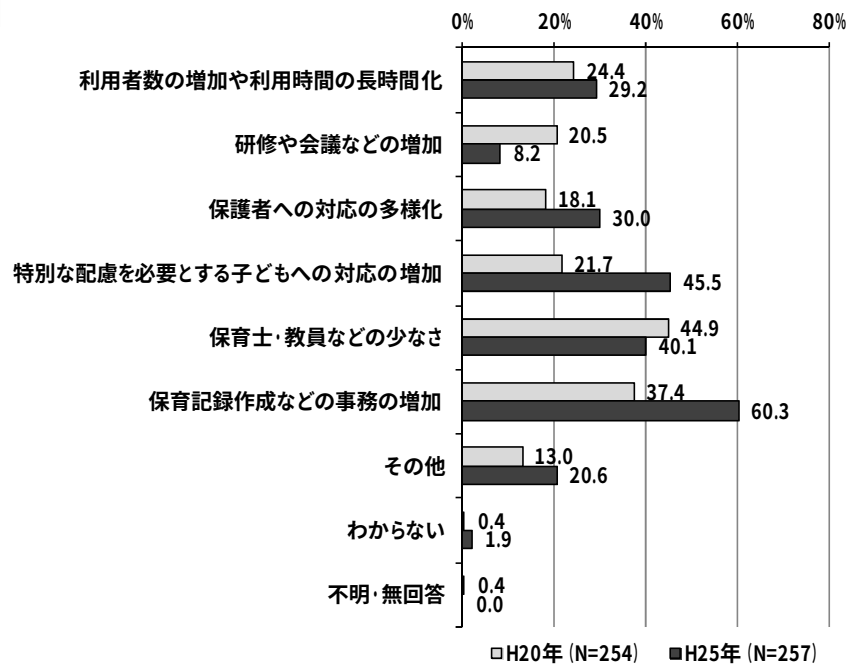
■ここ数年間の勤務負担について

勤務負担については、保育園・幼稚園ともに「増している」が５割以上となっています。負担の主な原因は「保育記録作成などの事務の増加」「特別な配慮を必要とする子どもへの対応の増加」「保育士・教員などの少なさ」となっています。

【勤務負担】



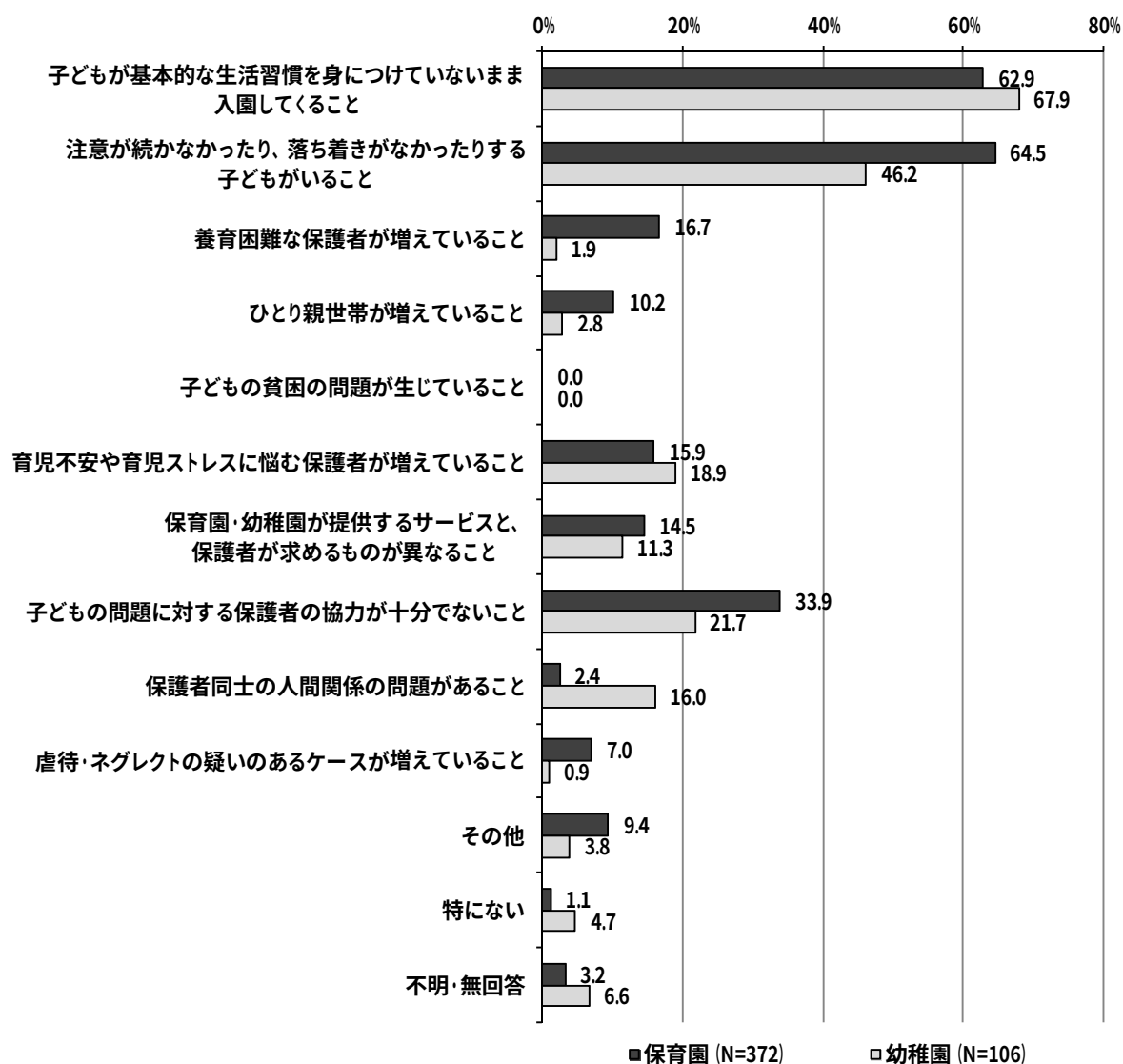
【負担の主な原因】



■保護者やその子どもにみられる状況について問題と思うことについて

問題と思うことについては、保育園・幼稚園ともに「子どもが基本的な生活習慣を身につけていないまま入園してくること」が6割以上となっています。また、保育園では「注意が続かなかったり、落ち着きがなかったりする子どもがいること」も6割以上となっています。

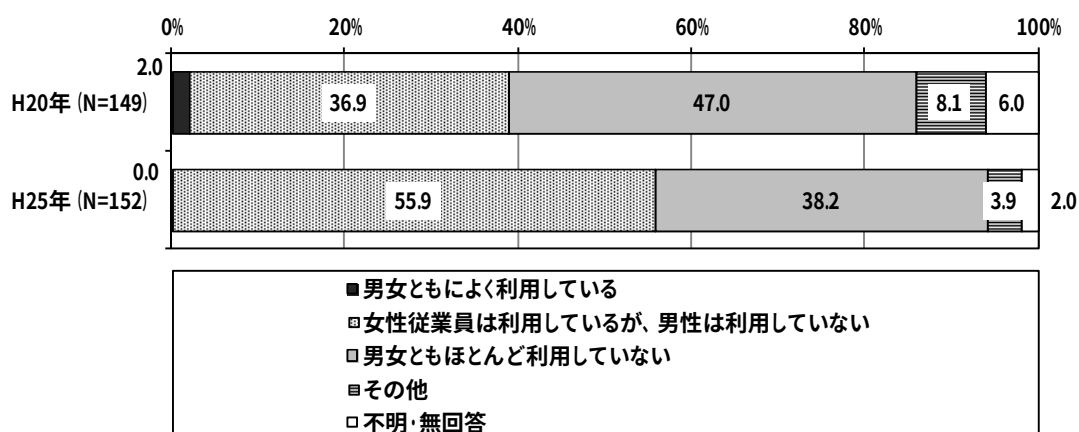
そのほか、保育園では「子どもの問題に対する保護者の協力が十分でないこと」が3割強と幼稚園に比べて高くなっています。



(5) 事業所の結果

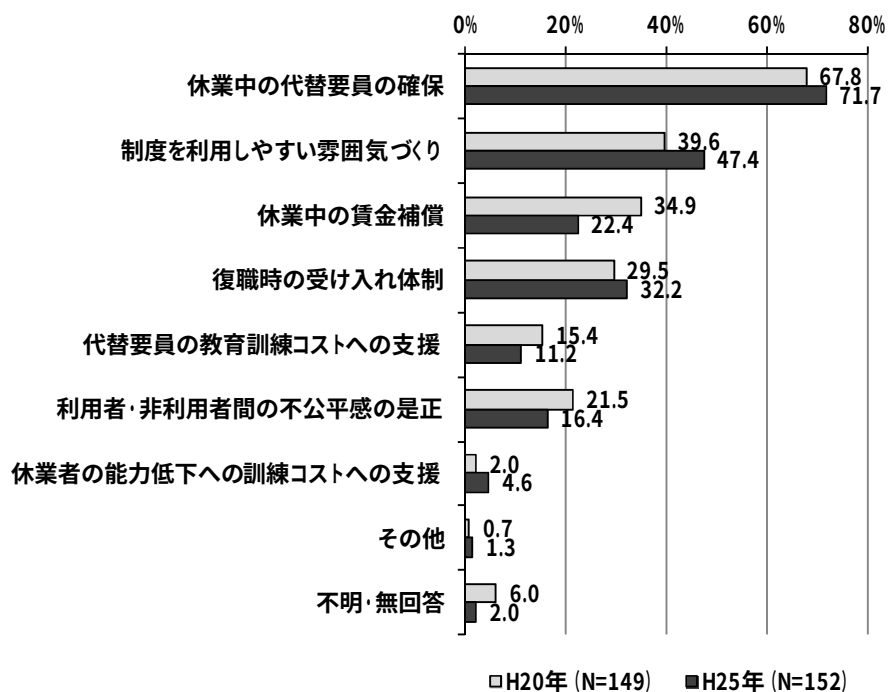
■育児休業の取得状況について

育児休業の取得では、前回調査時と比べて女性従業員を中心に利用が進んできています。一方で男性の利用は進んでいない状況です。



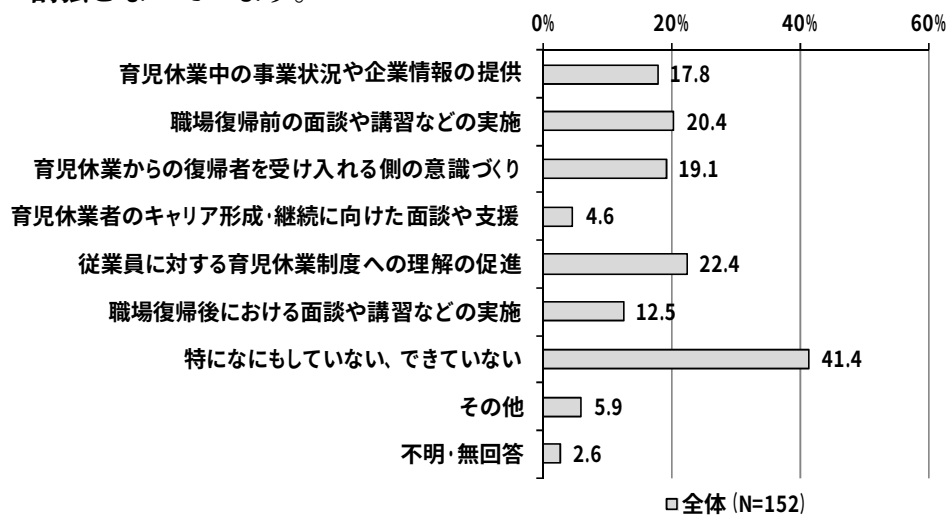
■育児・介護休業制度を定着させるために必要なことについて

育児・介護休業制度を定着させるために必要なことでは、「休業中の代替要員の確保」7割以上となっています。前回調査時においても6割弱であり、人員確保が育児・介護休業制度の障壁となっています。



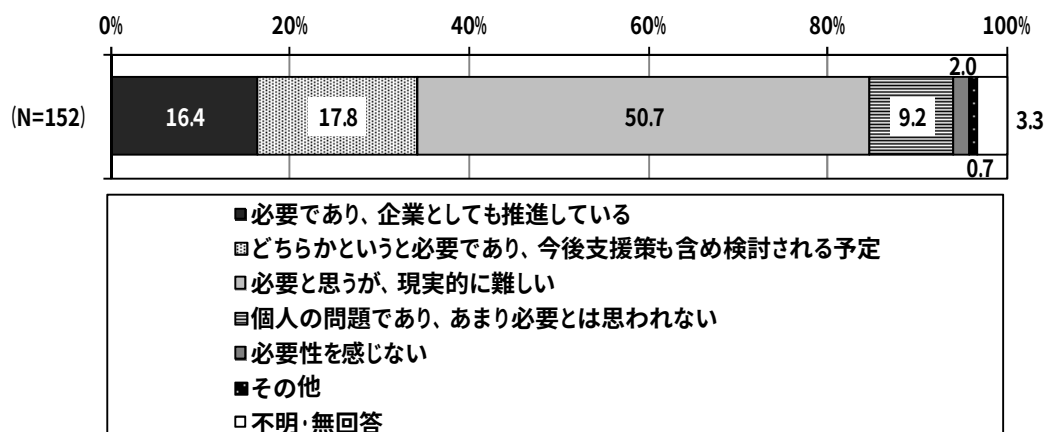
■育児休業からの職場復帰する従業員への支援について

育児休業からの職場復帰において従業員への支援は「特になにもしていない、できていない」が4割強となっています。



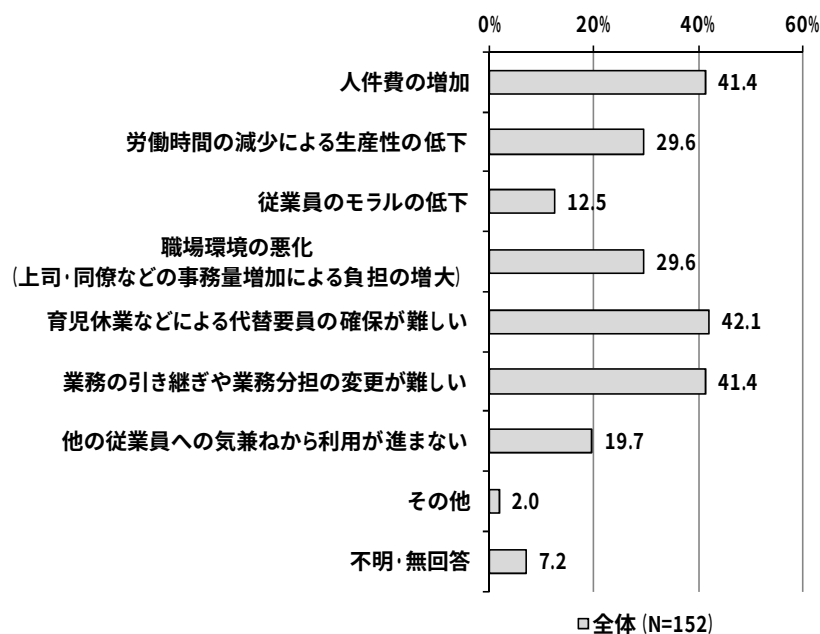
■ワーク・ライフ・バランスの推進について

事業所のワーク・ライフ・バランスの推進における考えは、「必要と思うが、現実的に難しい」が5割となっています。必要性を認識し、企業として取り組んでいるのは2割弱であり、今後検討を進める事業所を含めると3割強となっています。



■ワーク・ライフ・バランスの推進において障がいとなることについて

ワーク・ライフ・バランスの推進において障がいとなるものは、「人件費の増加」「育児休業などによる代替要員の確保が難しい」「業務の引き継ぎや業務分担の変更が難しい」が4割以上となっています。



3 岡崎市児童育成支援行動計画の評価

岡崎市児童育成支援行動計画では、国の次世代育成支援行動計画策定指針に基づき、各種保育サービスや放課後児童健全育成事業などについて、目標数値を設定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めてまいりました。中でも特定 12 事業において、下記の 10 事業 16 項目の目標事業量を設定しており、これらの項目について評価を実施しました。

(1) 特定事業についての実績

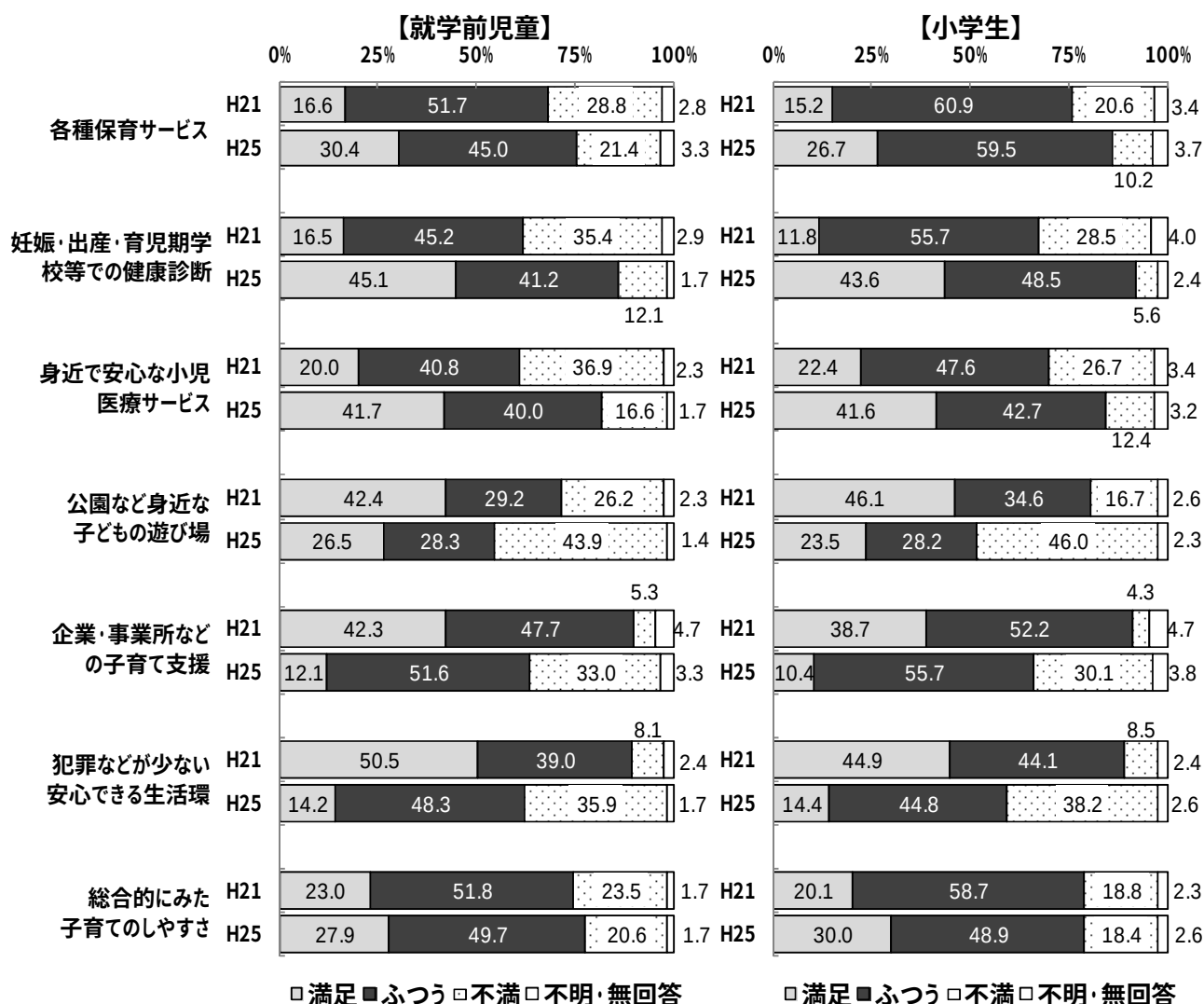
事業名		計画策定時 (H16 年)	後期計画策定時 (H21 年)	直近値 (H25 年)	目標値 (H26 年)	達成率
通常保育事業	3 歳未満児	7,490 人	1,631 人	1,855 人	1,810 人	102%
	3 歳以上児		4,963 人	5,468 人 (定員)	5,200 人	105%
延長保育事業	利用者数	1,614 人	1,638 人	1,994 人	1,860 人	107%
	実施箇所数	26 箇所	33 箇所	35 箇所	37 箇所	95%
休日保育事業	延べ利用者数	0 人	470 人	779 人	540 人	144%
	実施箇所数	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	100%
病後児保育事業	延べ利用者数	4 人	8 人	8 人	30 人	26%
	実施箇所数	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	100%
一時保育事業	延べ利用日数	4,089 日	3,946 日	5,716 日	5,640 日	101%
	実施箇所数	5 箇所	13 箇所	16 箇所	16 箇所	100%
子育て短期支援事業	実施箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	100%
放課後児童健全育成事業	利用者数	1,080 人	1,627 人	1,829 人	1,900 人	96%
	実施箇所数	24 箇所	38 箇所	43 箇所	45 箇所	96%
放課後子ども教室	実施箇所数	0 箇所	4 箇所	12 箇所	9 箇所	133%
地域子育て支援拠点事業	実施箇所数	1 箇所	10 箇所	11 箇所	11 箇所	100%
ファミリー・サポート・センター事業	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	100%

16 項目中 12 項目で目標値を超え、その他 4 項目においても改善されており、これまでの取り組みの成果が表れています。日常的なニーズによらない事業は、年度による利用者の増減はありますが、保育関連サービスは順調に充実が図られています。

小学生の放課後の居場所づくりに関する放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室についても事業の拡大が進められていますが、女性の就労を支援する気運の醸成を受け、今後も一層の需要の高まりが予想されます。

(2) 子育て全般についての満足度

子育て家庭における本市の子育てに関する各分野の満足度について、平成 21 年と平成 25 年に実施した市民意識調査結果から比較すると、以下のような結果となりました。



全体的に、就学前児童をもつ家庭と小学生をもつ家庭とで、ほぼ同じような回答の傾向であることがうかがえます。

項目別で見ますと、「各種保育サービス」が「満足」と答えた方が 13.8 ポイント増えており、児童育成支援行動計画による成果がでていることがうかがえます。また妊娠期の健康診査の助成や各種予防接種の公費負担、こども医療費助成の拡大などから、健康診査や医療サービスの満足度が高くなっていると推測されます。

一方、「公園などの身近な子どもの遊び場」や「犯罪などが少ない安心できる生活環境」がポイントを下げており、社会情勢を背景に子どもの生活環境に不安を抱く保護者が増え、より安全に子どもたちが過ごすことのできる環境づくりへのニーズが高まっていることが読み取れます。

総合的にみた子育てのしやすさについて、「満足」の回答割合は、就学前児童の保護者で約 5 ポイント、小学生の保護者で約 10 ポイント上昇しています。

4 課題と方向性

多様な教育・保育ニーズに対し、適正な供給量の確保

児童数が減少していくことが予想されるなか、一方では、フルタイムの就労者の増加など、ライフスタイルの変化などからニーズが多様化しており、3歳未満児の保育サービスや延長保育など、サービスによってはニーズが高まっています。

また、区域によって施設整備状況が異なるため、利用者の利便性にも配慮しつつ、サービスに関わる需要と供給の適正なバランスを取ることが求められます。

子どもの居場所づくり

共働き世帯の増加や世帯規模の縮小などを背景に、放課後における子どもの居場所の確保は重要な課題となっています。この時期の子どもたちにおいては、基本的な生活習慣、生活能力、社会的なマナーなどを身につける時期であり、子どもの健やかな成長につながる居場所の確保が必要です。学区によりサービスの利用意向や施設の整備状況が異なり、また待機児童が生じている地域もあるため、学区ごとに計画的な整備が必要です。

女性の社会参加と両立できる子育て環境づくり

女性の就労者が増えており、意識調査においても就労している人は増加傾向にあります。社会参加が進む一方で、未婚率の上昇や出生数の減少が危惧されます。女性が社会参加していても妊娠や出産、子育てといった希望を叶えられる環境づくりが求められます。

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた事業所への支援

従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備等については、従業員101名以上の企業では、一般事業主行動計画を策定し、女性を中心に育児休業の取得が進んでいます。また、規模に関わらず一部の事業所ではワーク・ライフ・バランスの推進もなされています。しかし、依然多くの事業所で、業務の引き継ぎや業務分担、休業中の従業員の代替え要員や新たな人員確保が難しいなど、事業活動に支障が生じてしまうことがワーク・ライフ・バランスの障害となっています。ワーク・ライフ・バランスの推進は、子どもを産み育てるうえでも重要なものであり、優遇措置等の情報提供を含めた事業所へ支援や従業員が性別に関わらず、誰もがライフステージに合わせて働くことができるという意識の醸成を図ることが必要です。

支援を必要とする家庭への対応の充実

周囲の協力が得られず、育児不安や育児ストレスを抱えている家庭は増加傾向にあり、児童虐待に関わる相談件数も増加しています。特に児童虐待は、時に子どもの生命に関わる重要な問題であり、子どもの人権を守る上でも重要となります。そのためにも早期発見・早期対応のほか未然に発生を防止していく必要があります。

また、ひとり親家庭世帯は年々増加傾向にあり、なかには経済的な支援を必要とする世帯もあります。子どもの生まれた環境によって左右されず、貧困の状況下においても子どもを育成できる環境づくりも重要です。

教育・保育を提供する職員の人材確保と専門性の向上

保育園・幼稚園において、日々の事務量が増加していることや、子ども・子育て支援新制度において重要視されている特別な配慮を必要とする子どもへの対応などが、職員の業務負担の増加につながっています。また、職員の少なさも個々の業務負担が増している要因の1つでもあり、今後は、職員の確保や職員の専門性を高めることが求められます。

情報の提供やサービスの周知と理解の促進

本市では様々な子育て支援サービスの提供を行っていますが、なかには利用方法や実施場所等が知られていないことなどが、サービス利用の妨げになっていることも予想されます。特に臨時的に必要となる事業は、日頃利用がないため認識も低く、事業の周知が大切です。

また、事業の必要性や重要性等についても周知啓発や情報提供と合わせて、保護者に理解を得ることが求められます。

安全・安心な子育て環境の整備

子どもが犯罪に巻き込まれたり、いじめの被害にあったりするなど、子どもを取り巻く社会環境に不安を抱く保護者も多くいます。子どもが一人で遊びに出かけられ、健やかに過ごすことができるような環境の整備が必要です。

交通安全、犯罪等の被害に合わぬように子ども自身の意識を高めるとともに、地域が一体となって、犯罪の起こりにくい環境づくりに今後も取り組んでいくことが求められます。

第3章 基本理念・基本目標

1 基本理念

本市では、これまで「岡崎市児童育成支援行動計画」（計画期間：平成17年4月～平成27年3月）に基づいて計画的に子育て支援施策を展開してきました。社会状況の変化などがありますが、子どもの幸せを第一義として引き続き子どもと子育て家庭を支援する環境を整備していくことが重要であることから、岡崎市児童育成支援行動計画の目標、「次代を担う子どもたちを安心して生み育てることのできる環境を基本としながら、豊かな人間性を育み、自らたくましく成長するため、家族や地域の中で子どもたちの自主性を尊重し、いきいきと学び遊べる環境の実現を目指します。そのため、子育て家庭、学校、地域住民、事業者、行政などが一体となり、社会全体で子育て・子育てできる環境を支え、子育てに夢や希望を持つことができる取り組みを進めます。」を踏襲し、基本理念を以下のように定めます。

■少子化対策関連法における基本理念

【少子化対策基本法、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法における基本理念】
・父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する

【少子化対策基本法】

- ・家庭や子育てに夢を持ち、かつ次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる環境の整備
- ・安全な生活が確保されるとともに、心身の健やかな育成に配慮する

【次世代育成支援対策推進法】

- ・次代の社会を担う子どもの育成と家庭に対する支援、並びに子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備
- ・子育ての意義について理解を深め、子育てに伴う喜びの実感に配慮する

【子ども・子育て支援法】

- ・家庭、学校、地域、職域等のあらゆる分野において、各々の役割を果たすとともに相互に協力し、子どもの健やかな成長するよう、良質かつ適正な支援をする

本市が実現をめざす子ども・子育て支援環境

はばたく夢 子どもとともに育つ都市
大好き おかざき

2 基本目標

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な考えのもと、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うことが重要です。そのため、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子育て・子育ての重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たせるよう、3つの基本目標を柱として総合的に施策を推進していきます。

基本目標1 「子どもが いきいきと 育つまち」～子どもがたくましく生きていく力を養う～

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。この目標では、子どもの人権を尊重しながら、個々の成長を支え、豊かな人間性が育まれるよう、安全・安心の確保と教育・保育の質の向上を図ります。また、心身の健やかな成長の支援を通して、子どもがいきいきと育つまちをめざした施策を推進します。

基本目標2 「家族が ともに 育つまち」～家族が支えあい、子育てに喜びを感じる～

家族は子どもたちの成長における出発点です。子どもの健やかな育ちには、保護者が子育てに喜びを感じながら、子の成長とともに保護者自身も「親育ち」を感じられるような、温かな家族がつくられることが大切です。この目標では、子育ての基礎となる家族を支えるため、妊娠・出産期から切れ目なく子育て家庭をサポートするためのネットワークづくりや情報提供などを行うとともに、共働き家庭における仕事と子育ての両立支援などを通して、家族が子育てを大切にできる環境づくりへの取り組みを進めていきます。また、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障できるよう、幅広い施策を進めていきます。

基本目標3 「地域が すすんで 支えあうまち」～地域が子どもや家庭をあたたく応援する～

子育てに関するニーズの複雑化や多様化が進んでおり、また、子育てに負担を感じている保護者が増加しているなか、子育てを支える地域のネットワークづくりが一層重要となっています。この目標では、学校、地域、職域等のあらゆる立場の者が、地域住民としてともに子どもの健やかな成長を応援するという意識のもと、子育て家庭に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるような支援体制を整備します。それを通じて、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる、地域がすすんで支えあうまちを目指した施策を推進します。

3 基本的な視点

(1) 子どもの幸せを願う視点

子育て支援サービスの利用を促進するにあたっては、当事者となる子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう取り組みを進めます。また、子どもの居場所づくりを進めるにあたり、家庭での生活について配慮します。

(2) 質の向上の視点

子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。そのため幼稚園教諭や保育士など子どもの育ちを支援する者の専門性の向上を図るとともに、施設整備等の良質な環境の確保に努めます。また、教育・保育及び子育て支援の質の確保・向上のために、適切な評価を実施し、結果を踏まえた改善に努めます。

(3) サービス利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援の利用者ニーズが多様化していることを踏まえ、家庭の特性やニーズに対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的なサービス提供を進めます。実施にあたっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援に配慮し、教育・保育施設を利用する家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じ多様な子育て支援を進めていきます。

(4) 親づくりの視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な考えのもと、子どもの豊かな人間性を形成する上で、親の役割の重要性を認識し、自立して家庭を持つことができるよう支えるとともに、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を進めていきます。

(5) 仕事と生活の調和の実現の視点

市民一人ひとりが仕事上の責務を果たしながらも、家庭や地域生活などにおいて、ライフステージごとに応じた多様な生き方の選択や実現ができるよう、日常の生活を支援します。また、子育て家庭において男女を問わず子育てに向き合えるよう、雇用環境の整備を促し、職業生活と家庭生活の調和に関する意識の普及・啓発を図っていきます。

（６）すべての子どもと家庭への支援の視点

虐待や父母の精神的疾患、生活困窮等、社会的養護を必要とする子どもの増加や背景は多様化しており、これらに十分な対応が行えるよう、社会的養護体制の整備を進めます。家庭的な養護、自立支援策の強化という観点も踏まえ、特別な支援を必要とする子どもや家庭を含めた支援を進めます。

（７）社会全体による支援の視点

子育て家庭の孤立など、子育てに関する不安や悩みを抱える家庭や、子育ての支援やサービスを必要としている家庭に対し、行政や事業者、地域社会を含めた社会全体の様々な担い手が協働し、子育て支援の取り組みを進めます。

（８）地域における社会資源の効果的な活用の視点

市内の社会資源や各種の公共施設の整備状況などは地域によって異なっており、地域の特性や状況に応じながら、地域で子育てに関する活動を行う様々な市民活動団体や民間事業者、民生委員・児童委員や地域に貢献している高齢者など、様々な社会資源や各種の公共施設を十分かつ効果的に活用していきます。

（９）地域特性の視点

市内の豊かな歴史や文化遺産、自然環境など地域固有の資源や財産を、次世代へ継承されるべきものという視点のもとに効果的に活用し、地域への誇りや愛着、満足感などを得ることを重視した取り組みを進めます。

第4章 子ども・子育ての環境整備

1 教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保の内容の設定にあたって

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本市が設定する教育・保育提供区域については、以下の「教育・保育提供区域の設定の考え方」を加味し、本庁・支所区域の8区域（以下「行政区域」とする。）を基本とします。

なお、放課後児童健全育成事業のようにより小さな単位での想定が適切なものや、行政区域をまたいだ広域的な利用実態があるもの、限られた施設で実施しているものなどについては、小学校区や市全域を提供区域として設定し、捉えていくこととします。

■教育・保育提供区域の設定の考え方

- ・教育・保育施設と児童の分布状況を見ると、行政区域である本庁・支所区域において、概ね供給と利用範囲のバランスが整っていること。
- ・本市の総合計画では、歴史的な結びつきを持ち、コミュニティとしての一体感を醸成できる区域として、8つの本庁・支所区域に市域を区分していること。
- ・老人福祉計画（介護保険事業計画）においても、介護保険法において日常生活圏域を定めることとされており、本庁・支所区域に市域を区分していること。

■各事業と提供区域の考え方

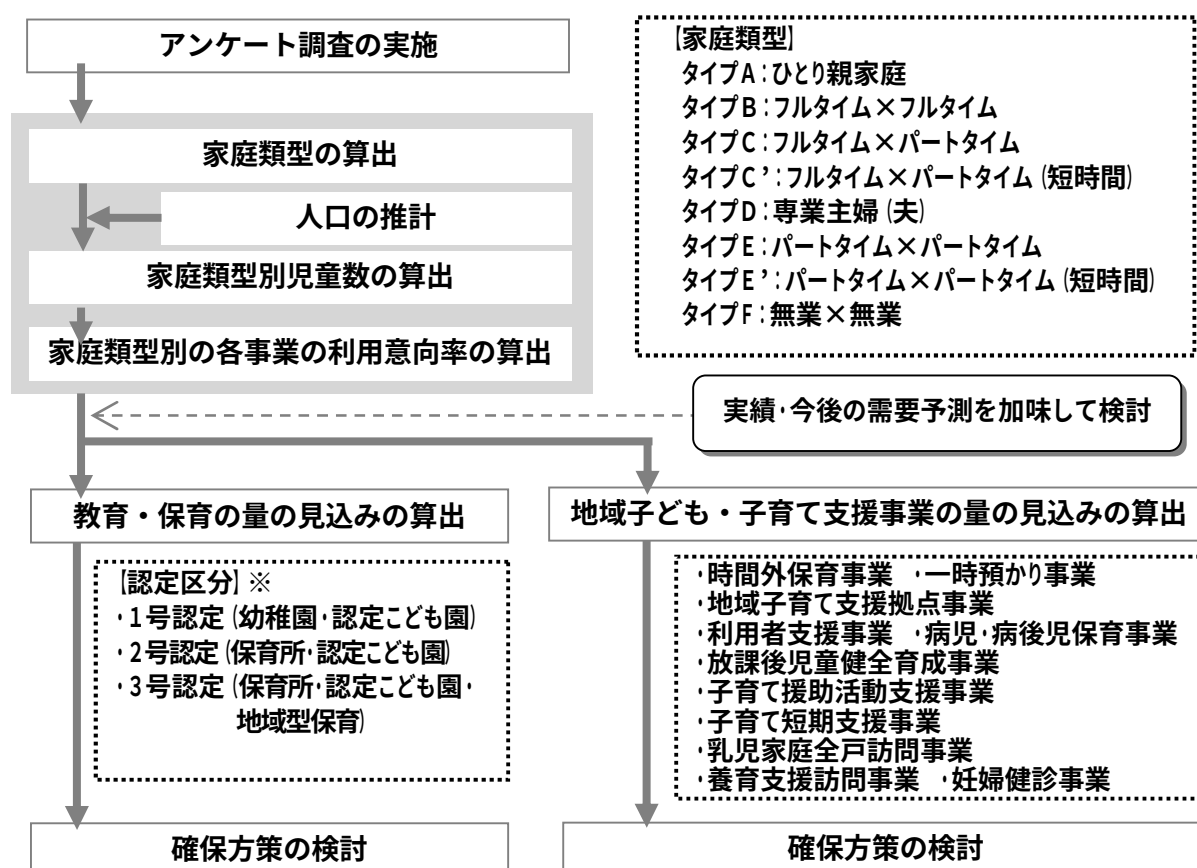
事業等名		区域設定	設定理由
子ども・子育て 支援給付	保育事業 ・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業	行政区域	行政区域においては、需要と供給のバランスが比較的とれていることや利用実態として現状に即しているため。
	教育事業 ・幼稚園 ・認定こども園	市全域	広域的な利用実態があり、行政区での区分けが実状に沿っていないため。
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業	行政区域	保育所、認定こども園、地域型保育事業に合わせた設定が必要であるため。
	一時預かり事業	幼：市全域 保：行政区域	幼稚園と保育所等とで、それぞれの区域設定が必要であるため。
	地域子育て支援拠点事業	市全域	全行政区域に設置されておらず、また利用定員のある施設でないため。
	利用者支援事業	市全域	地域子育て支援拠点での実施を検討していくため。
	病児・病後児保育事業	市全域	2施設において病後児保育を実施しているため。
	放課後児童健全育成事業	小学校区	小学生が放課後等に通う施設であり、小学校区での提供を想定するため。
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市全域	1施設において実施しているため。
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	市全域	市内外5施設において実施しているため。
	乳児家庭全戸訪問事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため。
	養育支援訪問事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため。
	妊婦健診事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため。

(2) 量の見込みの算出と確保方策の検討

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、平成 27 年度を初年度とする 5 年間の、教育・保育事業、及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、平成 25 年 11 月に実施した「岡崎市の子ども・子育てに関するアンケート調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定しています。

■ 目標事業量の見込みの算出の流れ



※ 認定区分についての考え方

	1号	2号	3号
対象年齢	満3歳以上の 小学校就学前の子ども		満3歳未満の子ども
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用定員を設定可能な施設	幼稚園・認定こども園	保育園・認定こども園 地域型保育事業	

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容について

(1) 保育事業（保育所・認定こども園(2・3号)・地域型保育事業）

事業概要

保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設・事業です。

▶ 提供区域

行政区域

施設数

保育所…53 か所（公立 35・私立 18）

中央区域…15 か所

岩津区域…6 か所

岡崎区域…5 か所

矢作区域…7 か所

大平区域…5 か所

六ツ美区域…6 か所

東部区域…4 か所

額田区域…5 か所（保育所型認定こども園 2 か所含む）

現況

平成 21 年度から平成 25 年度にかけて、3 歳以上児の利用はほぼ横ばいとなっているものの、1・2 歳児の利用は増加傾向で推移しています。

■利用実績の推移

単位 (人)

		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
2号認定	3歳以上	4,944	4,978	4,892	4,912	4,945
3号認定	0歳	173	224	232	234	216
	1～2歳	1,546	1,517	1,621	1,739	1,751
合計		6,663	6,719	6,745	6,885	6,912

※各年度 10 月 1 日現在

①全市の見込み量と確保の内容

単位(人)

全体		27 年度			28 年度			29 年度		
		2 号		3 号	2 号		3 号	2 号		3 号
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		5,219	239	2,151	5,210	237	2,127	5,161	235	2,107
②確保の 内容	保育所 認定こども園	5,474	280	2,246	5,478	280	2,267	5,558	280	2,267
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②－①		255	41	95	268	43	140	397	45	160

全体		30 年度			31 年度		
		2 号		3 号	2 号		3 号
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		5,074	232	2,092	5,024	229	2,073
②確保の 内容	保育所 認定こども園	5,648	280	2,267	5,738	280	2,267
	地域型保育		0	0		0	0
②－①		574	48	175	714	51	194

提 供 体 制 の 考 え 方

- 提供体制については、平成 29 年度末までに平成 30 年度の量の見込みに対応できる確保方を講じるものとします。
- 確保の内容は、基本的には、既存の保育所の定員増や公立幼稚園の認定こども園への移行等により、今後の見込み量に対する提供体制を確保していきます。
- 地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業等）については、保育所や認定こども園の補完的な役割として位置づけ、今後、状況の変化に伴い各区域内の保育需要が著しく増加する場合など、その必要性について、その都度、対応を検討していきます。

<整備計画>

●保育園の建替え（定員変更）

平成 27 年度 大門保育園（岩津区域）
 平成 28 年度 百々保育園（岩津区域）・渡保育園（矢作区域）
 平成 30 年度 山中保育園（東部区域）

●幼稚園の認定こども園化（2 号定員確保）

平成 29 年度 公立幼稚園を幼保連携型認定こども園(3 歳以上の児童対象)に移行
 平成 31 年度までに段階的に 2 号定員を確保
 梅園幼稚園（中央区域）・広幡幼稚園（中央区域）・
 矢作幼稚園（矢作区域）

②区域別の見込み量と確保の内容

■中央区域

単位(人)

中央区域		27 年度			28 年度			29 年度		
		2 号		3 号	2 号		3 号	2 号		3 号
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込		1,565	67	624	1,575	66	617	1,562	66	611
②確保の内容	保育所 認定こども園	1,690	82	720	1,690	82	720	1,750	82	720
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②－①		125	15	96	115	16	103	188	16	109

中央区域		30 年度			31 年度		
		2 号		3 号	2 号		3 号
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込		1,531	65	607	1,522	64	601
②確保の内容	保育所 認定こども園	1,810	82	720	1,870	82	720
	地域型保育		0	0		0	0
②－①		279	17	113	348	18	119

●中央区域では、一部の保育園の定員数を見直すことにより、今後の見込み量に対する提供体制を確保します。

●平成 29 年度から、梅園幼稚園、広幡幼稚園を 3 歳以上の児童を対象とした認定こども園とし、2 号認定(3 歳以上)の定員の段階的な増加を図っていきます。(2 号定員：29 年度 60 人、30 年度 120 人、31 年度 180 人)

■岡崎区域

単位(人)

岡崎区域		27 年度			28 年度			29 年度		
		2 号		3 号	2 号		3 号	2 号		3 号
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込		894	41	387	923	40	383	908	40	379
②確保の内容	保育所 認定こども園	598	29	246	598	29	246	598	29	246
	(中央・六ツ美・大平区域)	(296)	(12)	(141)	(325)	(11)	(137)	(310)	(11)	(133)
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②－① (中央・六ツ美・大平区域含む)		▲296 (0)	▲12 (0)	▲141 (0)	▲325 (0)	▲11 (0)	▲137 (0)	▲310 (0)	▲11 (0)	▲133 (0)

岡崎区域		30 年度			31 年度		
		2 号		3 号	2 号		3 号
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込		880	40	376	846	39	373
②確保の内容	保育所 認定こども園	598	29	246	598	29	246
	(中央・六ツ美・大平区域)	(282)	(11)	(130)	(248)	(10)	(127)
	地域型保育		0	0		0	0
②－① (中央・六ツ美・大平区域含む)		▲282 (0)	▲11 (0)	▲130 (0)	▲248 (0)	▲10 (0)	▲127 (0)

●岡崎区域はエリアが狭く、現状において、区域内児童の 32%が隣接する中央・大平・六ツ美区域等の保育園へ入園しているため、隣接区域の保育園も含め提供体制を確保します。

■大平区域

単位(人)

大平区域		27 年度			28 年度			29 年度		
		2 号		3 号	2 号		3 号	2 号		3 号
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込		392	17	151	379	17	149	375	17	148
②確保の内容	保育所 認定こども園	530	25	225	530	25	225	530	25	225
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②－①		138	8	74	151	8	76	155	8	77

大平区域		30 年度			31 年度		
		2 号		3 号	2 号		3 号
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込		375	16	146	383	16	145
②確保の内容	保育所 認定こども園	530	25	225	530	25	225
	地域型保育		0	0		0	0
②－①		155	9	79	147	9	80

●大平区域では、現行の提供体制により、今後の見込み量を確保できる予定です。

■東部区域

単位(人)

東部区域		27 年度			28 年度			29 年度		
		2 号		3 号	2 号		3 号	2 号		3 号
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込		241	9	86	227	9	85	225	9	84
②確保の内容	保育所 認定こども園	250	16	144	250	16	144	250	16	144
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②－①		9	7	58	23	7	59	25	7	60

東部区域		30 年度			31 年度		
		2 号		3 号	2 号		3 号
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込		212	9	84	212	9	83
②確保の内容	保育所 認定こども園	250	16	144	250	16	144
	地域型保育		0	0		0	0
②－①		38	7	60	38	7	61

●東部区域では、現行の提供体制により、今後の見込み量を確保できる予定です。

●平成 30 年度を目途に、山中保育園の建替えを予定しています。利用状況にあわせて定員設定を検討します。

■岩津区域

単位(人)

岩津区域		27 年度			28 年度			29 年度		
		2 号		3 号	2 号		3 号	2 号		3 号
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込		732	31	301	727	31	298	731	31	295
②確保の内容	保育所 認定こども園	744	31	287	748	31	298	748	31	298
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②－①		12	0	▲14	21	0	0	17	0	3

岩津区域		30 年度			31 年度		
		2 号		3 号	2 号		3 号
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込		718	30	293	718	30	290
②確保の内容	保育所 認定こども園	748	31	298	748	31	298
	地域型保育		0	0		0	0
②－①		30	1	5	30	1	8

●岩津区域内では、平成 27 年度の 3 号認定で若干見込み量に対する不足が生じています。

●平成 27 年度の大門保育園の建替えによる定員増(50 人増)や、平成 28 年度の百々保育園の建替えによる定員増(15 人増)、一部の保育園の定員数の見直しなどにより、今後の見込み量に対する提供体制を確保します。

■矢作区域

単位(人)

矢作区域		27 年度			28 年度			29 年度		
		2 号		3 号	2 号		3 号	2 号		3 号
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込		775	43	344	745	43	340	731	42	337
②確保の内容	保育所 認定こども園	747	49	337	747	49	347	767	49	347
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②－①		▲28	6	▲7	2	6	7	36	7	10

矢作区域		30 年度			31 年度		
		2 号		3 号	2 号		3 号
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込		729	42	335	726	41	332
②確保の内容	保育所 認定こども園	797	49	347	827	49	347
	地域型保育		0	0		0	0
②－①		68	7	12	101	8	15

●矢作区域内では、平成 27 年度に 2 号・3 号ともに若干見込み量に対する不足が生じています。

●平成 28 年度の渡保育園の建替えによる定員増(10 人増)、平成 29 年度から矢作幼稚園の認定こども園化による 2 号認定(3 歳以上)の定員の段階的な増加(2 号定員:29 年度 20 人、30 年度 50 人、31 年度 80 人)などにより、今後の見込み量に対する提供体制を確保します。

■六ツ美区域

単位(人)

六ツ美区域		27 年度			28 年度			29 年度		
		2 号		3 号	2 号		3 号	2 号		3 号
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		542	29	237	557	29	234	552	28	232
②確保の内容	保育所 認定こども園	720	39	251	720	39	251	720	39	251
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②－①		178	10	14	163	10	17	168	11	19

六ツ美区域		30 年度			31 年度		
		2 号		3 号	2 号		3 号
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		551	28	230	545	28	228
②確保の内容	保育所 認定こども園	720	39	251	720	39	251
	地域型保育		0	0		0	0
②－①		169	11	21	175	11	23

●六ツ美区域では、一部の保育園の定員数を見直すことにより、今後の見込み量に対する提供体制を確保します。

■額田区域

単位(人)

額田区域		27 年度			28 年度			29 年度		
		2 号		3 号	2 号		3 号	2 号		3 号
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		78	2	21	77	2	21	77	2	21
②確保の内容	認定こども園・ 保育所	195	9	36	195	9	36	195	9	36
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②－①		117	7	15	118	7	15	118	7	15

額田区域		30 年度			31 年度		
		2 号		3 号	2 号		3 号
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		78	2	21	72	2	21
②確保の内容	認定こども園・ 保育所	195	9	36	195	9	36
	地域型保育		0	0		0	0
②－①		117	7	15	123	7	15

●額田区域では、現行の提供体制により、今後の見込み量を確保できる予定です。

(2) 教育事業 (幼稚園・認定こども園(1・2号))

事業概要

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする事業です。

▶ 提供区域

市全域

施設数

幼稚園・認定こども園…27か所 (認定こども園2か所)

中央地域…9か所

岩津地域…3か所

岡崎地域…2か所

矢作地域…5か所

大平地域…2か所

六ツ美地域…2か所

東部地域…2か所

額田地域…2か所 (認定こども園)

現況

平成21年度から平成25年度にかけて、増加傾向で推移しています。
市外の幼稚園への通園者も増加しています。

○市外幼稚園への通園者数…平成25年度:幸田町240人、西尾市140人、安城市100人、豊田市20人

○他市町から市内幼稚園への通園者数…平成25年度:90人

■利用実績の推移

単位(人)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
幼稚園(市内)	5,369	5,390	5,476	5,568	5,655
認定こども園	49	53	52	51	53

※各年度5月1日現在

①全市の見込み量と確保の内容

単位(人)

全体		27年度 1号・2号	28年度 1号・2号	29年度 1号・2号	30年度 1号・2号	31年度 1号・2号
①量の見込 (必要利用定員総数)		5,874	5,863	5,808	5,711	5,654
②確保の内容	幼稚園 認定こども園	6,263	6,263	6,183	6,093	6,003
②-①		389	400	375	382	349

提 供 体 制 の 考 え 方

●現行の提供体制により、今後の見込み量を確保できる予定です。

- 公立幼稚園3園 梅園・広幡幼稚園(中央区域)、矢作幼稚園(矢作区域)
平成28年度まで520人。平成29年度から幼保連携型認定こども園に移行
平成31年度までに段階的に定員を見直し
1号定員 29年度440人、30年度350人、31年度260人
- 私立幼稚園22園 5,673人
- 認定こども園2園 70人

教 育 ・ 保 育 の 一 体 的 提 供 の 体 制

本市には、平成 26 年度現在 2 園の認定こども園があります。また、平成 29 年度までに公立幼稚園 3 園を幼保連携型認定こども園に移行する予定です。

幼保連携型認定こども園は、就学前の教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園の両方の良さをあわせ持つ施設です。保護者が働いている、いないに関わらず利用できる、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用出来ることが大きな特長です。

また、既存の幼稚園の認定こども園化によって保育ニーズへの対応が可能になり、既存の保育所の認定こども園化によっては幼稚園不在地域への対応が可能になるといったメリットがあります。

こうしたことから、公立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行を進めるとともに、私立幼稚園から認定こども園への移行希望があれば、移行を支援し、認可していくことを基本として、教育・保育へのニーズに対応していきます。

一方、保育所については、現在、額田区域において認定こども園を 2 園設置していますが、公立、私立とも、現状において 3 歳未満児を中心に、保育ニーズが高くなっている状況においては、当面の間、保育を必要とする子どもを対象とした施設として継続していく必要があります。

ただし、現在、保育所型認定こども園として運営している豊富保育園、形埜保育園の幼保連携型認定こども園への移行、あるいは、障がいを持つお子さんの幼児教育への対応として、必要に応じて、一部の保育園の幼保連携型認定こども園化のあり方等について研究していきます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容について

(1) 時間外保育（延長保育）事業

事業概要

通常保育時間（8時～16時）を超える保育ニーズに対応したサービスを提供する事業です。
本市では、延長A（16時～17時30分）、B（7時～8時、16時～19時）、C（7時～8時、16時～22時）の3種を実施しています。

▶ 提供区域

行政区域

施設数

延長A…53 か所 延長B…36 か所 延長C…1 か所

現況

延長Bは利用実績が毎年増加傾向にあります。平成25年度は、平成21年度に比べ約1.2倍の増加となっており、全入所児童数の約30%の児童が利用しています。平成26年度に延長B実施園を1か所増加しています。

■利用実績の推移

単位(人)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
年間延べ利用者数 (延長BとCの合計)	1,638 (33園)	1,788 (35園)	1,835 (35園)	1,991 (35園)	2,000 (35園)

①全市の見込み量と確保の内容

単位(人)

全体	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込	2,510	2,496	2,474	2,442	2,417
②確保の内容	3,220 (39園)	3,220 (39園)	3,272 (42園)	3,317 (42園)	3,362 (42園)
②－①	710	724	798	875	945

提 供 体 制 の 考 え 方

- 確保の内容は、各施設定員の5割を見込んだ定員数を設定しています。
- 岡崎区域では、2(1)保育事業の確保の内容に基づき、隣接する中央・大平・六ツ美区域の保育園も含め提供体制を確保します。

<整備計画>

●延長保育実施予定

平成27年度 六名南(本庁)、大門(岩津区域)、六ツ美北(六ツ美) で実施予定
平成29年度 公立幼稚園の幼保連携型認定こども園移行に伴い、新規に3園で
実施予定。平成31年度までに段階的に受入れ増を図る

②区域別の見込み量と確保の内容

単位(人)

		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
中央 区域	①量の見込	733	735	728	719	715
	②確保の内容	1,145 (14 園)	1,145 (14 園)	1,175 (16 園)	1,205 (16 園)	1,235 (16 園)
	②－①	412	410	447	486	520
岡崎 区域	①量の見込	433	432	425	415	404
	②確保の内容	360 (4 園)	360 (4 園)	360 (4 園)	360 (4 園)	360 (4 園)
	②－①	▲73	▲72	▲65	▲55	▲44
大平 区域	①量の見込	188	186	185	184	185
	②確保の内容	330 (4 園)	330 (4 園)	330 (4 園)	330 (4 園)	330 (4 園)
	②－①	142	144	145	146	145
東部 区域	①量の見込	109	105	104	100	98
	②確保の内容	140 (2 園)	140 (2 園)	140 (2 園)	140 (2 園)	140 (2 園)
	②－①	31	35	36	40	42
岩津 区域	①量の見込	344	343	344	340	339
	②確保の内容	455 (5 園)	462 (5 園)	462 (5 園)	462 (5 園)	462 (5 園)
	②－①	111	119	118	122	123
矢作 区域	①量の見込	394	385	380	377	374
	②確保の内容	355 (4 園)	360 (4 園)	370 (5 園)	385 (5 園)	400 (5 園)
	②－①	▲39	▲25	▲10	8	26
六ツ美 区域	①量の見込	274	276	274	273	270
	②確保の内容	360 (4 園)	360 (4 園)	360 (4 園)	360 (4 園)	360 (4 園)
	②－①	86	84	86	87	90
額田 区域	①量の見込	35	34	34	34	32
	②確保の内容	75 (2 園)	75 (2 園)	75 (2 園)	75 (2 園)	75 (2 園)
	②－①	40	41	41	41	43

(2) 一時預かり事業 (幼稚園・保育園)

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり (現：預かり保育)】

事業概要

幼稚園での、通常の教育時間後や長期休業中などに、保護者の希望に応じて、預かり保育を実施している事業です。

▶ 提供区域

市全域

施設数

私立幼稚園のうち 15 園で実施。公立幼稚園では未実施

現況

平成 25 年度現在で実人数が 470 人、延べ利用人数が 122,200 人となっています。

■利用実績の推移

単位 (人日)

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり					122,200 (470 人)

【保育園における一時預かり (現：一時保育)】

事業概要

保育園での、保護者の就労、疾病、出産または育児疲れの解消などのための、一時的な子どもの保育を実施している事業です。

▶ 提供区域

行政区域

施設数

市内 17 園

現況

保育園の利用実績は年々増加傾向にあり、平成 24 年度は、対平成 21 年度比約 40% 増となっています。中央区域、岩津区域、矢作区域で利用が多くなっています。

■利用実績の推移

単位 (人日)

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
保育園	3,946	4,530	5,339	5,716	5,528

①全市の見込み量と確保の内容

[幼稚園における在園児を対象とした一時預かり]

単位 (人日)

全体	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込 (必要利用定員総数)	183,762	183,431	181,704	178,658	176,883
②確保の内容	227,695 (15 園)	227,695 (15 園)	244,595 (18 園)	244,595 (18 園)	244,595 (18 園)
②－①	43,933	44,264	62,891	65,937	67,712

[保育園における一時預かり]

単位 (人日)

全体	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込 (必要利用定員総数)	5,908	5,849	5,802	5,751	5,689
②確保の内容	18,720 (18 園)	18,720 (18 園)	18,720 (18 園)	18,720 (18 園)	18,720 (18 園)
②－①	12,812	12,871	12,918	12,969	13,031

提 供 体 制 の 考 え 方

[幼稚園における在園児を対象とした一時預かり]

- 確保の内容は、各幼稚園における在園児を対象とする「一時預かり」であることから、各幼稚園で今後の見込み量を確保できる予定です。

私立幼稚園 15 園

< 10 園 > $662 \text{ 人} (\text{定員 } 2,646 \text{ 人} \times 0.25) \times 260 \text{ 日} (52 \text{ 週} \times 5 \text{ 日}) = 172,120 \text{ 人日}$

< 5 園 > $285 \text{ 人} (\text{定員 } 1,138 \text{ 人} \times 0.25) \times 195 \text{ 日} (\text{標準教育週数 } 39 \text{ 週} \times 5 \text{ 日}) = 55,575 \text{ 人日}$

- 平成 29 年度には、公立幼稚園 3 園（梅園・広幡・矢作）の認定こども園化にあわせ、新たに一時預かり事業を実施する予定です。

公立幼稚園 3 園 $65 \text{ 人} (\text{定員 } 260 \text{ 人} \times 0.25) \times 52 \text{ 週} \times 5 \text{ 日} = 16,900 \text{ 人日}$

[保育園における一時預かり]

- 確保の内容は、平成 27 年度から岩津区域で 1 園増を予定しており、市内 18 園（1 園当たり 4 人/日）において、今後の見込み量に対する提供体制を確保します。

平成 27 年度 岩津区域（大門保育園） $18 \text{ 園} \times 4 \text{ 人/日} \times (52 \text{ 週} \times 5 \text{ 日}) = 18,720 \text{ 人日}$

②区域別の見込み量と確保の内容

[保育園における一時預かり]

単位(人日)

		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
中央 区域	①量の見込	1,717	1,707	1,697	1,693	1,682
	②確保の内容	4,160 (4 園)	4,160 (4 園)	4,160 (4 園)	4,160 (4 園)	4,160 (4 園)
	②－①	2,443	2,453	2,463	2,467	2,478
岡崎 区域	①量の見込	1,039	996	983	968	952
	②確保の内容	2,080 (3 園)	2,080 (3 園)	2,080 (3 園)	2,080 (3 園)	2,080 (3 園)
	②－①	1,041	1,041	1,041	1,041	1,041
大平 区域	①量の見込	427	437	433	429	424
	②確保の内容	1,040 (1 園)	1,040 (1 園)	1,040 (1 園)	1,040 (1 園)	1,040 (1 園)
	②－①	613	603	607	611	616
東部 区域	①量の見込	218	218	213	208	202
	②確保の内容	1,040 (1 園)	1,040 (1 園)	1,040 (1 園)	1,040 (1 園)	1,040 (1 園)
	②－①	822	822	827	832	838
岩津 区域	①量の見込	793	793	791	789	785
	②確保の内容	4,160 (4 園)	4,160 (4 園)	4,160 (4 園)	4,160 (4 園)	4,160 (4 園)
	②－①	3,367	3,367	3,369	3,371	3,375
矢作 区域	①量の見込	986	982	971	961	950
	②確保の内容	2,080 (2 園)	2,080 (2 園)	2,080 (2 園)	2,080 (2 園)	2,080 (2 園)
	②－①	1,094	1,098	1,109	1,119	1,130
六ツ美 区域	①量の見込	674	667	663	657	649
	②確保の内容	3,120 (3 園)	3,120 (3 園)	3,120 (3 園)	3,120 (3 園)	3,120 (3 園)
	②－①	2,446	2,453	2,457	2,463	2,471
額田 区域	①量の見込	54	49	47	46	45
	②確保の内容	1,040 (1 園)	1,040 (1 園)	1,040 (1 園)	1,040 (1 園)	1,040 (1 園)
	②－①	986	991	993	994	995

(3) 地域子育て支援拠点事業

事業概要

就園前の子どもを持つ子育て家庭の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業です。

▶ 提供区域

市全域

施設数

- 総合子育て支援センター（城北保育園に併設／1か所）
- 地区子育て支援センター（福岡・島坂・藤川・岩松・豊富第二保育園に設置／5か所）
- つどいの広場（岡崎げんき館・北部・南部・西部・東部地域交流センター内に設置／5か所）
- そのほか、子育て広場事業として、18か所の保育園の園庭や保育室の一部を開放

現況

「つどいの広場」の施設整備に伴い、利用実績は年々増加傾向にあります。

■利用実績の推移

単位（人日）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
総合子育て支援センター 地区子育て支援センター	33,113 (6か所)	35,684 (6か所)	36,760 (6か所)	38,036 (6か所)	32,329 (6か所)
つどいの広場	96,765 (4か所)	104,474 (4か所)	103,598 (4か所)	126,187 (5か所)	133,772 (5か所)
合計	129,878 (10か所)	140,158 (10か所)	140,358 (10か所)	164,223 (11か所)	166,101 (11か所)

①全市の見込み量と確保の内容

単位（人日）

全体	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込	208,044	205,992	204,312	202,536	200,388
②確保の内容	208,044 (12か所)	205,992 (12か所)	204,312 (12か所)	202,536 (12か所)	200,388 (12か所)
②－①	0	0	0	0	0

提 供 体 制 の 考 え 方

- 平成27年度から、地域交流センター六ツ美分館に「つどいの広場」を開設します。
- 確保の内容は、総合及び地区子育て支援センター6か所、つどいの広場6か所により、今後の見込み量に対する提供体制を確保します。

(4) 利用者支援事業

事業概要

子育て中の親子の身近な場所において、利用者支援専門職員を配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や必要に応じた相談・助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

▶ 提供区域

市全域

.....

①全市の見込み量と確保の内容

単位 (施設)

全体	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込	0	1	1	1	1
②確保の内容	0	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

提 供 体 制 の 考 え 方

- 平成 28 年度から、総合子育て支援センターで実施を予定しています。利用者支援専門職員を中心に情報集約を行いながら、保育所、認定こども園等の利用調整を行う担当職員と連携し、家庭の希望や状況に応じた的確な情報提供やきめ細かな相談対応の充実を図ります。以降、利用状況、施設環境などを勘案して、地域子育て支援拠点での実施を検討します。

(5) 病児・病後児保育事業

事業概要

症状の急変は認められないものの、病気の回復期に至っていない子ども、あるいは、病気の回復期にあり、まだ集団保育等が困難な子どもについて、保護者の都合で保育できない場合に、一時的に預かる事業です。

▶ 提供区域

市全域

.....

施設数

八帖保育園、岡崎げんき館の2か所（病後児保育のみ）

現況

利用実績は年度によってばらつきがあります。

■利用実績の推移

単位（人日）

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
年間延べ利用者数計	8	15	23	19	8

①全市の見込み量と確保の内容

単位（人日）

全体	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込	299	297	294	291	288
②確保の内容 (病後児保育施設)	2,080 (2 か所)	2,080 (2 か所)	2,080 (2 か所)	2,080 (2 か所)	2,080 (2 か所)
②－①	1,781	1,783	1,786	1,789	1,792

提 供 体 制 の 考 え 方

〔病後児保育〕

- 確保の内容は、岡崎げんき館で4人／日、八帖保育園で4人／日（認可保育所利用者のみ）を預かることができる体制を確保しています。

＜保育可能人数＞ 8人／日×（52週×5日）＝2,080人

〔病児保育〕

- 病状の発症期にある児童に急な容体の変化があった場合に、迅速な対応が可能な医療機関併設型の病児保育施設の設置について検討を進めます。

(6) 放課後児童健全育成事業

事業概要

保護者が就労しているなどの理由で、留守家庭となる子どもの居場所を確保するため、実施しています。

▶ 提供区域

小学校区

.....

施設数

小学校を対象に児童育成センター（34 か所）、民間の児童クラブ（9 か所）

現況

平成 22 年 4 月に民営 2 クラブ、6 月に公営 1 クラブが設置され、平成 23 年度以降利用の増加につながっています。法改正により 4 年生以上の高学年も利用対象に明確に位置づけられたことや女性の就労状態の変化、子どもを取り巻く社会環境の安全面への不安などから、今後の利用の増加が見込まれます。

■利用実績の推移

単位 (人)

		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
年間延べ利用者数	低学年	1,627	1,628	1,644	1,713	1,829
	高学年	112	107	173	200	218
合計		1,739	1,735	1,817	1,913	2,047

①全市の見込み量と確保の内容

単位 (人)

全体		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込	低学年	2,055	2,057	2,075	2,094	2,098
	高学年	386	403	407	397	404
	合計	2,441	2,460	2,482	2,491	2,502
②確保の内容 ※予定利用者数合計		2,020 (43 か所)	2,170 (48 か所)	2,277 (53 か所)	2,382 (58 か所)	2,407 (60 か所)
③放課後子ども教室対応		30	39	64	66	95
(②+③) - ①		▲391	▲251	▲141	▲43	0

提 供 体 制 の 考 え 方

- 全市的に事業供給量が不足している現状です。待機児童が多く生じると予想される学区や老朽化した施設を活用しているクラブのある学区など、合計 18 クラブの整備を予定しています。
- 計画の中間年度である平成 29 年度までに低学年の受け入れ量を確保し、高学年については平成 29 年度までに見込み量について再検討し、平成 31 年度までに受け入れ量を確保できるように整備を進めていきます。
- 施設の不足する学区においては、暫定的に 1 つのクラブを 2 グループの支援の単位に分割するなどし、安全を確保できる範囲で定員増を図っていきます。
- 見込み量の少ない小学校区や定員を少し上回る学区（15 人程度）については、放課後子ども教室事業との連携により、児童の居場所の確保を進めていきます。

<整備計画>

●放課後児童クラブ

平成 27 年度：根石、竜美丘、井田、大樹寺、六ツ美西部、豊富学区

平成 28 年度：梅園、岡崎、広幡、矢作南、六ツ美北部学区

平成 29 年度：男川、細川、矢作北、北野、六ツ美南部学区

平成 30 年度：羽根、常磐学区

●放課後子ども教室

平成 26 年度までに 15 学区で開設済み。平成 31 年度までに全 47 学区で実施予定

平成 27 年度 6 学区（梅園、男川、岡崎、竜美丘、矢作北、六ツ美北部）

平成 28 年度 7 学区（美合、緑丘、羽根、広幡、岩津、小豆坂、北野）

平成 29 年度 5 学区（三島、連尺、常磐南、秦梨、竜谷）

平成 30 年度 5 学区（六名、大門、本宿、矢作西、上地）

平成 31 年度 9 学区（山中、藤川、六ツ美中部、城南、豊富、形埜、宮崎、夏山、下山）

②小学校区ごとの見込み量と確保の内容

			H27	H29	H31
梅園	量の見込	低 高	77 16	71 18	68 17
	①合計		93	89	85
	②受入定員		65	100	100
	②-①		▲28	11	15
根石	量の見込	低 高	70 16	61 17	59 11
	①合計		86	78	70
	②受入定員		60	110	110
	②-①		▲26	32	40
六名	量の見込	低 高	69 14	80 13	78 17
	①合計		83	93	95
	②受入定員		100	100	100
	②-①		17	7	5
三島	量の見込	低 高	29 6	33 7	41 7
	①合計		35	40	48
	②受入定員		50	50	50
	②-①		15	10	2
連尺	量の見込	低 高	41 9	39 9	35 8
	①合計		50	48	43
	②受入定員		65	65	65
	②-①		15	17	22
広幡	量の見込	低 高	52 12	53 10	52 10
	①合計		64	63	62
	②受入定員		85	130	130
	②-①		21	67	68
井田	量の見込	低 高	145 21	136 19	131 18
	①合計		166	155	149
	②受入定員		130	150	150
	②-①		▲36	▲5	1
愛宕	量の見込	低 高	20 4	17 4	13 3
	①合計		24	21	16
	②受入定員		25	25	25
	②-①		1	4	9
常磐南	量の見込	低 高	8 1	12 1	12 2
	①合計		9	13	14
	②受入定員		0	0	0
	②-①		▲9	▲13	▲14

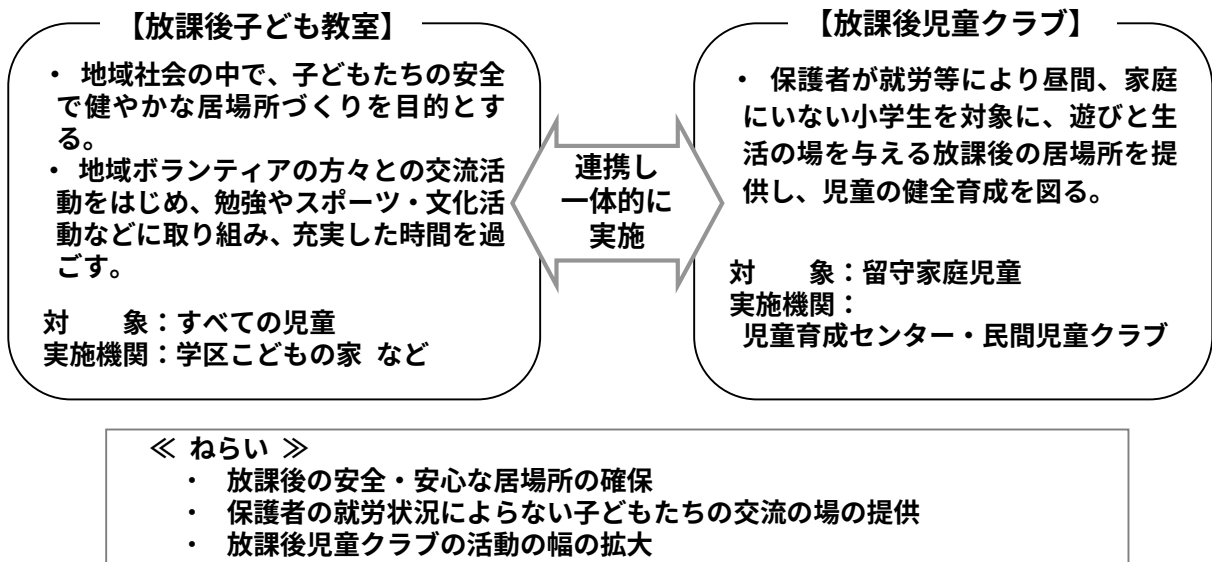
			H27	H29	H31
藤川	量の見込	低 高	25 5	26 4	25 6
	①合計		30	30	31
	②受入定員		50	50	50
	②-①		20	20	19
山中	量の見込	低 高	21 5	24 4	24 5
	①合計		26	28	29
	②受入定員		50	50	50
	②-①		24	22	21
本宿	量の見込	低 高	29 6	27 6	24 7
	①合計		35	33	31
	②受入定員		50	50	50
	②-①		15	17	19
奥殿	量の見込	低 高	11 2	9 2	7 2
	①合計		13	11	9
	②受入定員		0	0	0
	②-①		▲13	▲11	▲9
恵田	量の見込	低 高	5 1	4 1	4 0
	①合計		6	5	4
	②受入定員		0	0	0
	②-①		▲6	▲5	▲4
細川	量の見込	低 高	73 14	72 17	67 16
	①合計		87	89	83
	②受入定員		65	65	100
	②-①		▲22	▲24	17
岩津	量の見込	低 高	50 9	52 10	49 12
	①合計		59	62	61
	②受入定員		65	65	65
	②-①		6	3	4
大樹寺	量の見込	低 高	61 12	59 14	56 12
	①合計		73	73	68
	②受入定員		45	95	95
	②-①		▲28	22	27
大門	量の見込	低 高	62 14	70 14	74 16
	①合計		76	84	90
	②受入定員		100	100	100
	②-①		24	16	10

常磐東	量の 見込	低	高	4	0	5	0	5	0
	①合計			4		5		5	
	②受入定員			0		0		0	
	②－①			▲4		▲5		▲5	
常磐	量の 見込	低	高	28	6	23	6	16	5
	①合計			34		29		21	
	②受入定員			0		0		50	
	②－①			▲34		▲29		29	
竜美丘	量の 見込	低	高	81	17	81	18	90	18
	①合計			98		99		108	
	②受入定員			65		100		100	
	②－①			▲33		1		▲8	
羽根	量の 見込	低	高	58	12	58	13	58	13
	①合計			70		71		71	
	②受入定員			95		95		130	
	②－①			25		24		59	
岡崎	量の 見込	低	高	80	10	83	12	98	12
	①合計			90		95		110	
	②受入定員			65		100		100	
	②－①			▲25		5		▲10	
福岡	量の 見込	低	高	55	10	51	11	54	11
	①合計			65		62		65	
	②受入定員			100		100		100	
	②－①			35		38		35	
城南	量の 見込	低	高	32	6	42	6	53	8
	①合計			38		48		61	
	②受入定員			50		50		50	
	②－①			12		2		▲11	
上地	量の 見込	低	高	63	13	65	14	65	13
	①合計			76		79		78	
	②受入定員			130		130		130	
	②－①			54		51		52	
小豆坂	量の 見込	低	高	53	9	55	11	51	11
	①合計			62		66		62	
	②受入定員			65		65		65	
	②－①			3		▲1		3	
男川	量の 見込	低	高	84	12	86	12	83	11
	①合計			96		98		94	
	②受入定員			65		65		100	
	②－①			▲31		▲33		6	
美合	量の 見込	低	高	34	6	28	6	27	7
	①合計			40		34		34	
	②受入定員			50		50		50	
	②－①			10		16		16	
生平	量の 見込	低	高	6	1	5	1	4	1
	①合計			7		6		5	
	②受入定員			0		0		0	
	②－①			▲7		▲6		▲5	
秦梨	量の 見込	低	高	4	0	4	1	3	1
	①合計			4		5		4	
	②受入定員			0		0		0	
	②－①			▲4		▲5		▲4	
緑丘	量の 見込	低	高	51	11	55	10	51	11
	①合計			62		65		62	
	②受入定員			65		65		65	
	②－①			3		0		3	
竜谷	量の 見込	低	高	12	2	12	1	9	1
	①合計			14		13		10	
	②受入定員			0		0		0	
	②－①			▲14		▲13		▲10	

矢作東	量の 見込	低	高	54	9	59	12	60	15
	①合計			63		71		75	
	②受入定員			80		80		80	
	②－①			17		9		5	
矢作北	量の 見込	低	高	67	15	71	15	80	15
	①合計			82		86		95	
	②受入定員			65		65		100	
	②－①			▲17		▲21		5	
矢作西	量の 見込	低	高	30	7	31	8	30	7
	①合計			37		39		37	
	②受入定員			50		50		50	
	②－①			13		11		13	
矢作南	量の 見込	低	高	75	15	74	18	85	16
	①合計			90		92		101	
	②受入定員			85		120		120	
	②－①			▲5		28		19	
北野	量の 見込	低	高	58	9	71	10	77	14
	①合計			67		81		91	
	②受入定員			65		65		100	
	②－①			▲2		▲16		9	
六ツ美北	量の 見込	低	高	80	12	81	15	90	13
	①合計			92		96		103	
	②受入定員			65		100		100	
	②－①			▲27		4		▲3	
六ツ美中	量の 見込	低	高	27	4	21	6	19	3
	①合計			31		27		22	
	②受入定員			50		50		50	
	②－①			19		23		28	
六ツ美南	量の 見込	低	高	58	15	57	13	57	12
	①合計			73		70		69	
	②受入定員			65		65		100	
	②－①			▲8		▲5		31	
六ツ美西	量の 見込	低	高	83	13	83	13	88	13
	①合計			96		96		101	
	②受入定員			65		100		100	
	②－①			▲31		4		▲1	
豊富	量の 見込	低	高	20	4	17	4	16	3
	①合計			24		21		19	
	②受入定員			50		50		50	
	②－①			26		29		31	
夏山	量の 見込	低	高	2	0	2	0	1	0
	①合計			2		2		1	
	②受入定員			0		0		0	
	②－①			▲2		▲2		▲1	
宮崎	量の 見込	低	高	4	0	3	0	2	0
	①合計			4		3		2	
	②受入定員			0		0		0	
	②－①			▲4		▲3		▲2	
形埜	量の 見込	低	高	3	1	5	1	5	1
	①合計			4		6		6	
	②受入定員			0		0		0	
	②－①			▲4		▲6		▲6	
下山	量の 見込	低	高	1	0	2	0	2	0
	①合計			1		2		2	
	②受入定員			0		0		0	
	②－①			▲1		▲2		▲2	

放課後子ども総合プランの推進

全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を進めていきます。



● 取り組みの方向性

- ・ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の両方が設置される学区（平成 31 年度で 35 学区の予定）については、双方の指導員が連携し、一緒にプログラムに参加できる体制を整えます。
- ・ 放課後子ども教室の開設のため、学区子どもの家の指導員の増員を進めます。
- ・ 児童数が少なく放課後児童クラブの設置のない学区については、少人数である強みを生かし、放課後子ども教室においてきめ細やかなサービスを提供することで代替機能を担います。

● 連携体制

- ・ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の開設場所については、学校の余裕教室や地域の公共施設等の既存施設を有効活用できるよう、教育委員会や関連部局と連携して進めていきます。
- ・ 総合教育会議等を活用して情報を共有し、全市的な視点で放課後対策に取り組んでいきます。

● 開設時間

放課後子ども教室は午後 6 時までを基本とし、地域の実状に合わせ延長を検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要

育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を会員として組織化し、相互援助活動の紹介を行う事業です。

▶ 提供区域

市全域

施設数

総合子育て支援センター（1か所）

現況

利用状況は依頼会員、援助会員ともに増加傾向にあり、利用実績も増えています。
就学前児童の利用に関しては、5年間で約2倍に増加しています。
小学生の利用に関しては、放課後児童健全育成事業などの広がりもあり、「帰宅後の預かり」は減少しています。送迎のニーズが増えている傾向がみられます。

■利用実績の推移

単位（人日）

[就学前児童]	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
週平均	37	42	60	69	72
年間延べ利用者数（就学前児童）	1,908	2,172	3,123	3,574	3,761
[小学生]	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
週平均	37	43	42	41	31
年間延べ利用者数（小学生）	1,973	2,208	2,145	2,111	1,566

単位（人）

[会員数]	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
依頼会員	825	900	900	948	1,000
援助会員	131	136	143	155	157
両会員	113	115	115	110	104

①全市の見込み量と確保の内容

■就学前児童

単位（人日）

全体	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込	6,450	6,407	6,353	6,270	6,208
②確保の内容	6,450	6,407	6,353	6,270	6,208
②－①	0	0	0	0	0

■小学生

単位(人日)

全体	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込	2,130	2,144	2,151	2,174	2,175
②確保の内容	2,130	2,144	2,151	2,174	2,175
②－①	0	0	0	0	0

提 供 体 制 の 考 え 方

- 平成 27 年度の就学前児童・小学生を合わせた量の見込み 8,580 人／年に対して、平成 25 年度の援助会員数（両会員含む）は 261 人であり、援助会員一人当たり約 33 日／年の利用ニーズが見込まれています。
- 今後、援助会員のさらなる増加に努め、増大するニーズに対応できる提供体制を維持していきます。

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者による養育が一時的に困難になった場合に、1週間以内（宿泊を伴う）を原則として児童養護施設等で児童の養育・保護を提供する事業です。

▶ 提供区域

市全域

施設数

岡崎平和学園、米山寮（プティヴィラージュ、ひよこハウス）、梅ヶ丘学園、豊橋ひかり乳児院の5か所

現況

利用日数及び利用者数は、年度によって異なっている状況です。臨時的需要の事業であるものの、一定の利用ニーズがあります。

■利用実績の推移

単位(人日)

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
年間延べ利用者数	46	61	91	57	91

①全市の見込み量と確保の内容

単位(人日)

全体	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込	91	91	91	91	90
②確保の内容	91	91	91	91	90
②－①	0	0	0	0	0

提 供 体 制 の 考 え 方

- 現在の提供体制で、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。
- 保護者や子どもの状況やニーズを面接により把握し、子どもによって最善のサービスの提供に努めます。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供並びに親子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行う事業（こんにちは赤ちゃん事業）です。

▶ 提供区域

市全域

現況

訪問率は平成24年度以降、98%以上で推移しています。また、未訪問家庭の追跡調査や他事業との連携（3歳児健診未受診・未就園児童を対象とする家庭訪問・保育園巡回）により、子どもの養育状況の把握に努めています。

■利用実績の推移

単位(人)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
訪問員による 訪問対象乳児数	2,713	3,494	3,497	3,390	3,205
訪問実施済数	2,640	3,390	3,408	3,327	3,157
訪問率	97.3%	97.0%	97.5%	98.1%	98.5%
[参考] 新生児・低体重児訪問数	360	449	520	529	623

※平成21年度は6月から翌3月までの訪問実績

①全市の見込み量と確保の内容

単位(人)

全体	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
訪問員によ る訪問対 象乳児数	①量の見込 3,238	3,213	3,194	3,153	3,111
	②確保の内容 3,238	3,213	3,194	3,153	3,111
	②－① 0	0	0	0	0
訪問率	100%	100%	100%	100%	100%

提 供 体 制 の 考 え 方

- こんにちは赤ちゃん訪問員（保育士）6人で実施します。
- 見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況であり、今後、訪問率100%をめざします。

(10) 養育支援訪問事業

事業概要

乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業、関係機関からの連絡等により、養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する相談・指導、助言や家事援助等を行う事業です。

▶ 提供区域

市全域

現況

専門職による訪問が必要な世帯は増加傾向にあるものの、受入れが難しい世帯が多くなっています。

■利用実績の推移

		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
専門職訪問 (養育相談等)	対象世帯数	7	14	27	24	7
	延べ回数	72	65	171	118	72
ヘルパー派遣 (家事援助等)	対象世帯数	5	12	7	7	5
	延べ回数	105	159	157	109	105

①全市の見込み量と確保の内容

	全体	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
専門職訪問 (養育相談等)	対象世帯数	16	16	16	16	16
	延べ訪問回数	98	98	98	98	98
ヘルパー派遣 (家事援助等)	対象世帯数	7	7	7	7	7
	延べ訪問回数	125	125	125	125	124

提 供 体 制 の 考 え 方

- 保健師等の訪問における育児指導、栄養指導及び養育者の身体的・精神的悩みに対する相談、ヘルパーの派遣による家事等の援助など、家庭環境に応じた短期集中支援型、あるいは中期支援型の支援計画に基づいて実施します。
- 実施状況は小数であり、提供体制は現状で確保できています。
- 要保護児童・DV対策協議会等と連携し、支援方法を検討します。

(11) 妊婦に対する健康診査（妊婦健診事業）

事業概要

妊婦と胎児の異常の早期発見により、適正医療に繋がり保健指導を行うことで、安全・安心な出産と健全な育児に臨めるように必要な回数の妊婦健康診査の受診を促し、公費負担を行う事業です。県内協力医療機関等への委託契約（県外受診は償還払）により実施しています。

▶ 提供区域

市全域

現況

母子保健対策として早期の妊娠届出を重視しており、妊娠 11 週までの届出実績は 18 年度の 64.8%から 25 年度には 94%に増加しています。

■利用実績の推移

単位 (人)

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
妊娠届出件数	4,073	4,244	3,933	3,851	3,813
(延受診者数)	43,210	51,635	51,624	50,472	49,998

①全市の見込み量と確保の内容

単位 (人)

全体		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	①対象人数	3,950	3,950	3,950	3,950	3,950
	②受診票 (回数)	14	14	14	14	14
	③受診票 使用率	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88
健診回数※		49,000	49,000	49,000	49,000	49,000

※1,000 回未満切り上げ

提 供 体 制 の 考 え 方

- 県内協力医療機関等への委託契約（県外受診は償還払）で実施します。
- 妊婦健診事業については、見込み量に対する提供体制は十分に確保できています。

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

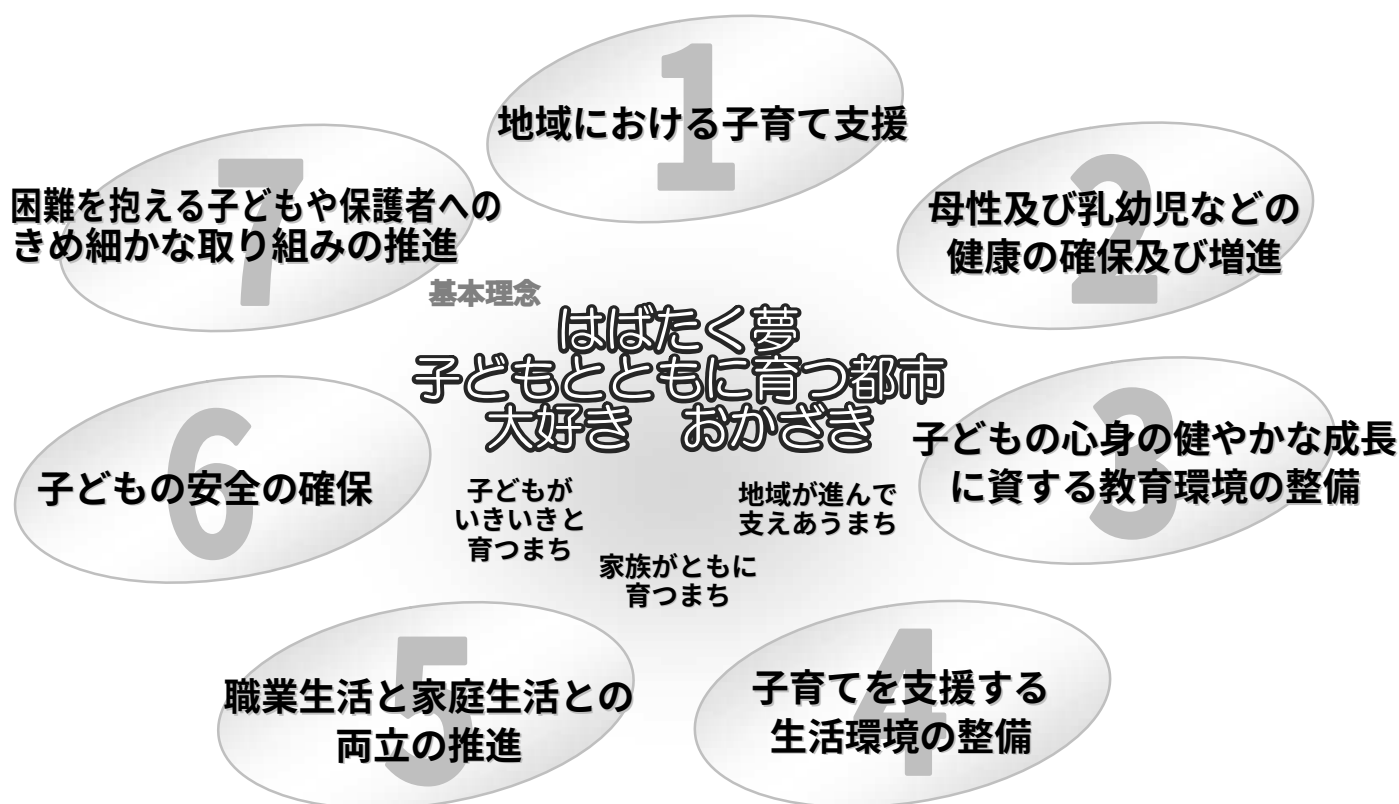
1 施策の体系

本計画の第3章では、「誰もが安心して子どもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会」を実現するため、本市においてこれまで実施してきた取り組みの更なる推進が必要であるという、基本的な考え方を説明してきました。

また第4章では、保護者のニーズを踏まえた教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと、それを確保していくための市としての方向性を示しました。

本章では、基本理念である「はばたく夢 子どもとともに育つ都市 大好き おかざき」の達成を目指し、5年間の計画期間で展開していく、本市の子ども・子育て支援についての具体的な取り組みを示します。

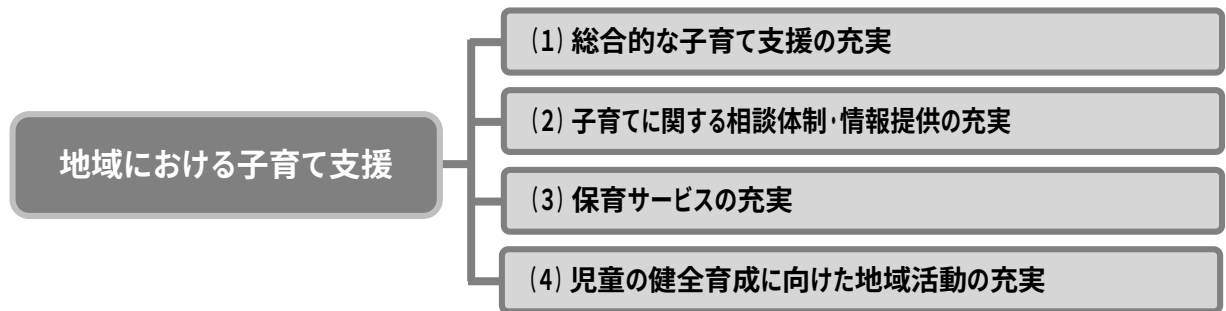
■ 基本理念と7つの基本施策



基本施策1 地域における子育て支援

施策体系

◆推進施策◆



◆関連計画◆

市民協働推進計画

地域福祉計画

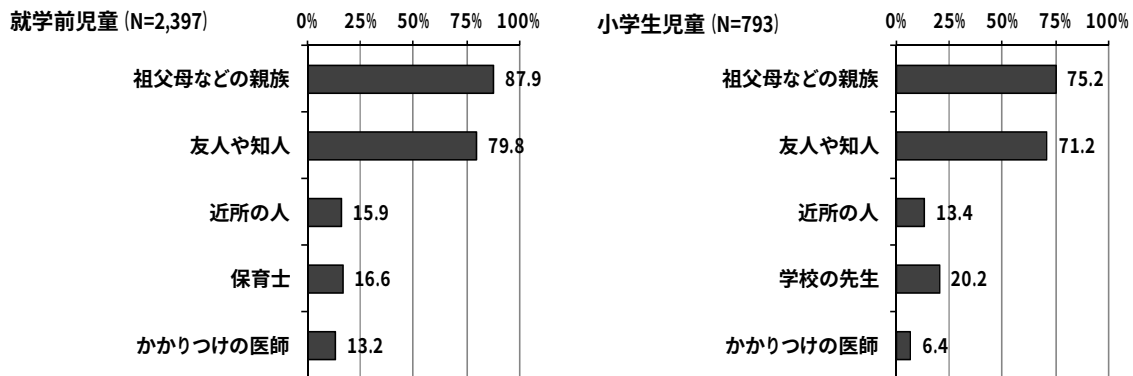
施策の背景

- これまでの子どもを対象とする政策は、「共働き世帯」や「ひとり親世帯」への支援、「虐待にあう子ども」や「障がいを持つ子ども」への社会的擁護など、支援の必要性が明確な社会福祉施策として実施されてきました。

次世代育成支援対策として、すべての子どもと子育て家庭を対象とする「子育て支援」が問題視されるようになったのには、子どもが祖父母や近隣住民など地域社会と関わりながら成長していた生活環境が失われていくなか、保護者への子育ての負担が大きくなっている背景があります。

- 平成25年度に実施した「岡崎市の子ども・子育てに関するアンケート調査結果報告書」（以下、「アンケート」という。）によると、子どもの子育てに関して気軽に相談できる先について、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「祖父母などの親族」「友人や知人」といった身近な人に相談する割合が高くなっています。また、妊娠、出産、子育てを通じて、困ったことや悩んだことについて、「子どもの育て方やしつけ方」が最も高くなっており（18頁参照）、身近な地域のなかで、専門的な支援も含めたよりきめ細やかな相談、情報提供体制が求められています。
- 市内の豊かな歴史や文化・教育資産、自然環境などを通じて形成されてきた地域社会という財産を活かし、行政や事業者はもとより、様々な担い手により子どもの育ちや子育て家庭を支援していく必要があります。

■子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる相手（上位5位）



資料：岡崎市の子ども・子育てに関するアンケート調査結果報告書

推 進 施 策

（１）総合的な子育て支援の充実

- 乳児家庭全戸訪問事業や、総合子育て支援センターを核とする子育て支援センター事業、保育園における子育て広場事業や子育て相談、地域交流センター等でのつどいの広場事業など、子育て家庭を地域で支える取り組みを推進し、子育て家庭の孤立や子育ての負担感の解消を図ります。また、岡崎げんき館を中心に提供されている妊娠期からの相談、保健指導、講座など母子保健事業と連携して周知を図り、認知度・利用度を高めるなど、引き続きサービスの充実に努めます。
- 地域子育て支援拠点施設等へ専門員を配置し、未就園児に対する教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供を行うとともに、必要に応じて相談・助言を行うなど、子育てに関する多様なニーズへの総合的な対応を図ります。
- 地域の親子が集い、交流できるような場として、子育て支援センターやつどいの広場に加え、学区こどもの家など身近な既存施設の活用方法を検討し、親同士の交流機会の拡充を図ります。

■総合子育て支援センター



■つどいの広場



(2) 子育てに関する相談体制・情報提供の充実

- 母子健康手帳や子育て情報誌、子どもの急病！ガイドブックなどに掲載する「保護者に知ってもらいたい情報」は、わかりやすく、使いやすいものとするため、定期的に見直すなど、情報が一過性のものとならないよう内容の充実に努めます。
- 保健・医療・児童養護など専門的な相談については、相談内容や子どもの発達に応じ、関係機関との連携を図るなど、利用者の不安や負担を軽減する、きめ細かな配慮を持って事業を進めます。
- 地域の子育てサークルや市民活動団体が連携して活動できるよう、地域の子育て情報ネットワークづくりを進めます。

(3) 保育サービスの充実

- 必要とされる保育サービスを提供できるよう、第4章に掲げる整備計画を着実に進め、子どもと保護者の両方が心身ともに健やかに過ごすことができるよう支援環境を整えます。
- 子どもを第一に考えた適切なサービスを提供するため、国の基準を超える保育士の配置を行うとともに、研修制度の充実、施設設備・運営について公私立保育園で同一の処遇を行い、保育の質に配慮した保育環境を整備します。
- 就学前の保育サービスの整備状況に対し、小学校就学後の放課後児童に対するサービスは不足しており、小1の壁⁴※と呼ばれる問題が生じていることから、待機児童の解消を目指した環境整備を進めます。

(4) 児童の健全育成に向けた地域活動の充実

- 子どもは家庭や学校のみで育つものではなく、地域社会での様々な人々との交流を通じて、より豊かな社会性や人間性などが育まれることから「地域の子育て力」の維持、向上に努めます。
- 愛知県等と連携し、家庭や職場、地域で一人ひとりが子育てを支えていく取り組みに関する啓発を通じ、「社会全体で子育てを支える」気運の醸成を図る取り組みを進めます。

⁴ 小1の壁

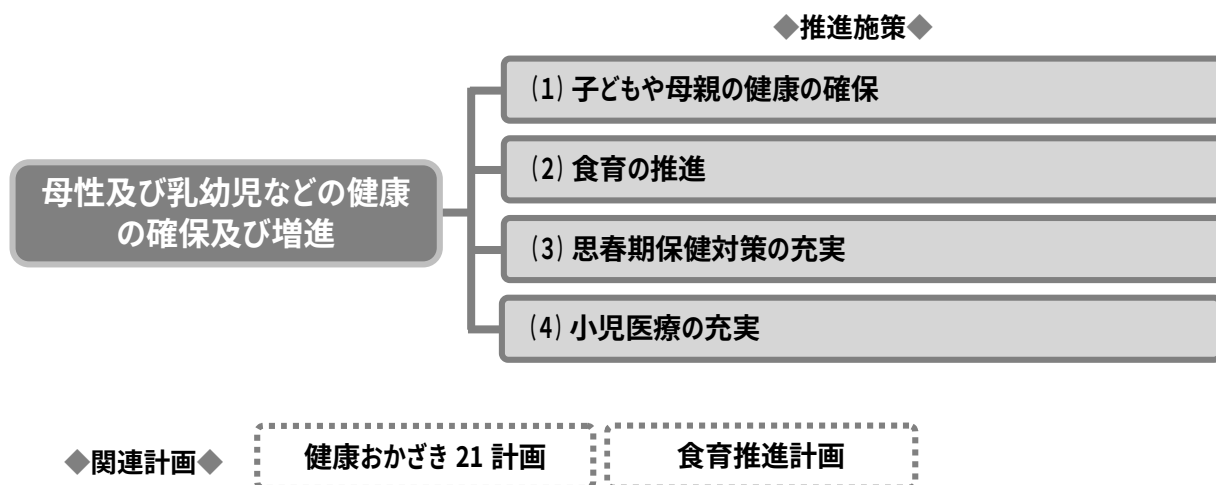
共働き家庭において、子どもが保育園を卒園し小学校に入学した際に直面する問題。短時間勤務制度などが利用できなくなった等の理由もあるが、多くは、預かり時間など保育園よりも短いこと、利用可能な受け入れ人数が少ないといったハードルの高さから、小学校入学を機に働き方の変更を迫られる母親は多い。

基本施策1に関連する
業務活動

No	取り組み	事業概要		
1	家庭児童相談 【家庭児童課】	児童問題に関するあらゆる相談に応じ、児童相談所などの関係機関と連携し、子どもとその家族に対する助言・指導を含めた支援を行います。		
		参考指標	現状値	方向性
		家庭児童相談受付件数	507 件	継続実施
2	教育相談センター 【学校指導課】	小学生・中学生の学習・学校生活、家庭環境に関する相談を行います。		
		参考指標	現状値	方向性
		そよかぜ相談室 相談件数	2,576 件	継続実施
3	地域生涯学習講座 開催支援 【社会教育課】	市民自身の企画により実施される生涯学習講座に、地域における児童の保護者を対象とする子育てに関する講座を加え、地域のニーズに合った生涯学習講座の開催を支援します。		
		参考指標	現状値	方向性
		開催講座数	52 件	増加
		参加者数	6,423 人	増加
4	家庭教育推進 【社会教育課】	あいさつ運動や「家庭の日」などの普及啓発を進めます。		
		参考指標	現状値	方向性
		わいわい子育て講座参加率	83.3%	維持
		家庭の日啓発ポスター応募数	884 件	維持
5	市民活動支援 【文化活動推進課】	市民活動を支援し、市内の市民活動団体が活性化することにより、市民協働の推進を図り、市民力を活かしたより豊かな地域社会の形成を目指します。		
		参考指標	現状値	方向性
		市民活動団体登録数	564 団体	維持
6	保育園地域活動 実施 【保育課】	世代間交流や異年齢児交流、育児講座などを開催します。		
		参考指標	現状値	方向性
		公・私立保育園実施園数	31 か所	維持
7	民生委員児童委員 協議会関連 【生活福祉課】	児童などの福祉に関する相談や援助、見守り活動や子育て支援サークル活動を含めた地域活動を行います。		
		参考指標	現状値	方向性
		委員一人あたり活動日数	147.3 日	維持
8	健康増進普及啓発 【健康増進課】	健康推進員による保健活動の周知、疾病予防及び健康保持増進事業を実施します。		
		参考指標	現状値	方向性
		健康増進に関する普及啓発の回数	583 回	維持
		実施人数	20,207 人	維持

基本施策2 母性及び乳幼児などの健康の確保及び増進

施策体系



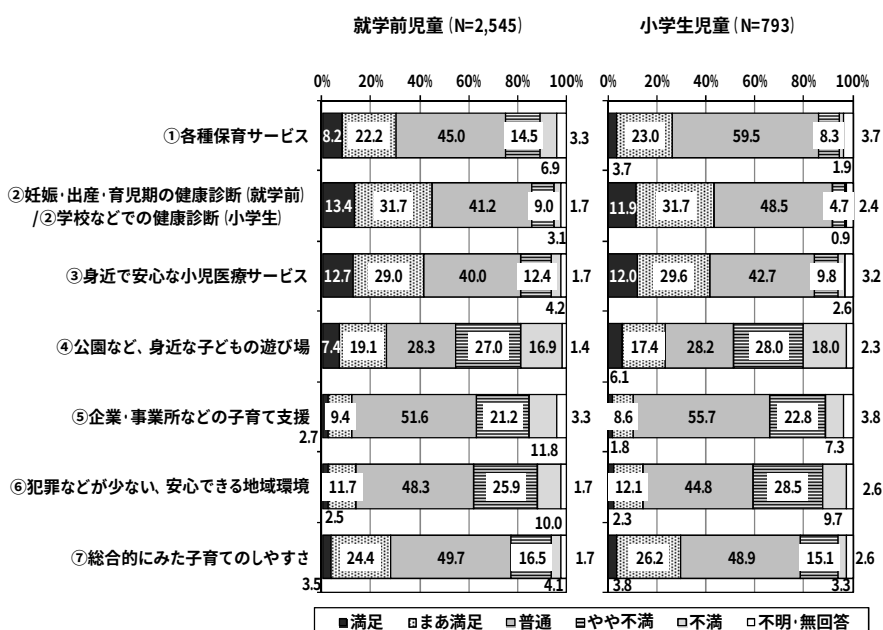
施策の背景

- アンケートでは、妊娠・出産・子育てを通じて困ったこと悩んだこと（18 頁参照）について「妊娠時の体調の変化や健康管理」、「出産時の不安」、「子どもの健康・生活習慣（食事）」、「子どもの発育・発達状況」の選択割合は前回調査時から減少しましたが、多くの保護者は、妊娠や出産、子育ては、身体・精神的負担が大きく、子どもの病気や成長に対し、多くの保護者は不安を感じています。

■岡崎市における子育て施策の満足度

- 本市における健康増進計画（健康おかざき 21 計画—健やか親子分野）に基づく母子の健康保持・増進への着実な取り組み等により、アンケートの子育て施策の満足度に関する設問では、「妊娠・出産・育児期の健康診断（就学前）／学校などでの健康診断（小学生）」は、他の項目と比較して満足度が高くなっています。

- 安全・安心な出産、乳児期からの健やかな育ちのためには、継続して健康診断をはじめ、食育の推進、事故防止、病気に対する正しい知識の習得、子育てに対する不安感や孤独感を軽減するための相談等の体制を整備・推進していく必要があります。



- 心や体の発達にとって重要な時期である思春期においては、喫煙、飲酒、薬物など健康を脅かす問題に関する正しい知識が必要となります。本市では、若年出産や10代の性感染症罹患者の増加などが現状の課題であり、将来の親となる世代が家庭の大切さや生命との関わりについて理解を深められるよう、思春期からの保健施策が重要です。
- 小児医療は、子どもの健やかな成長と、子育て家庭の育児面における安全・安心の確保を図る基盤として非常に重要です。乳児健診や予防接種の個別化、小児救急医療に関する情報提供や小児救急出前講座などの充実への取り組みにより、本市では乳児期からかかりつけ小児科医を持っている保護者の割合が増えており、この流れを継承するとともに、関係機関との連携により、安心して受診できる体制を整備していくことが求められています。

■健康おかざき 21 計画 健やか親子分野の推進

推進指標	目標	実績値		
		H14 年度	H18 年度	H24 年度
妊産婦死亡数	減少	2 人	2 人	0 人
周産期死亡率	減少	3.4%	3.1%	2.1%
妊娠 11 週以下での妊娠届出率	増加	67.8%	64.8%	93.9%
母性健康管理指導事項カードを知っている(妊婦)	増加	4.2%	15.0%	19.0%
妊娠中の飲酒	なくす	15.8%	8.1%	1.1%
産後2週間のうつ症状	減少	26.9%	29.9%	21.3%
子育てに迷うことが多い	減少	13.1%	10.9%	5.9%
子どもを虐待していると思う	減少	5.4%	6.1%	2.4%
ゆったりとした気分で子どもと過ごす時間がある	増加	48.8%	51.7%	65.7%
かかりつけ小児科医を持っている	増加	56.6%	82.9%	92.9%
休日・夜間の小児救急医療機関を知っている	増加	75.1%	83.7%	89.1%
事故防止対策を実施している(誤飲防止)	増加	38.2%	54.4%	68.1%
育児に参加する父親の割合	増加	56.0%	54.4%	67.4%
出産後 1 か月の母乳育児割合	増加	44.0%	44.5%	50.4%

資料 健康増進課

(1) 子どもや母親の健康の確保

- 妊娠期の母親に対して、不安の解消のための知識の普及や相談体制を整備し、安全な出産に向けた支援の充実に努めます。
- 妊娠期から出産期、乳幼児期までの母子の適切な健康管理と妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及のため、妊婦健康診査や乳幼児健康診査の受診勧奨を進めます。
- 幼児健康診査において経過観察が必要とされた場合には、速やかに定期的な指導を行い、必要に応じて専門医による相談など、事後指導相談体制の充実に努めます。
- 様々な機会をとらえて、誤飲や転落といった乳幼児の事故防止に関する啓発活動を行います。

(2) 食育の推進

- 児童生徒への給食は、食材や調理方法などを工夫し、栄養のある給食を提供するとともに、食材に岡崎市産の米や野菜、果物、味噌を使用するなど、地産地消を推進します。
- 保育園での行事食や郷土料理、小中学校で実施する「リクエストランチ」や「学校給食メニューコンクール」などの食べて楽しい給食の提供や、保育園、幼稚園、学校における農業体験など、食への関心を高める取り組みを進めます。



平成 25 年度学校給食メニューコンクール最優秀賞「なすたっぷりのドライカレーwith 八丁みそ」
(考案者：本宿小学校 古田 ひよりさん 古田 るりさん)

（３）思春期保健対策の充実

- 保健・医療・福祉・教育の関係者の連携を一層強化し、自分や生命を大切にする心を育てる教育を推進するとともに、喫煙、飲酒、薬物など健康を脅かす問題に関する個々の情報選択能力の向上を図ります。
- 次世代の親となる子どもには、家庭科の授業や職場体験などを通じて乳幼児とふれあう機会を提供し、生命の大切さ、家庭の役割等への理解を深めるなど、子どもや家庭の大切さを知るための機会を広げていきます。

（４）小児医療の充実

- 「子どもの急病ガイドブック」の配布、母子健康手帳における各種相談窓口一覧表の掲載、父親の育児参加を促す「育児のしおり」における事故防止の啓発や応急手当など情報の充実、子どもへの感染防止と愛知県の夜間小児救急電話相談事業「小児救急電話相談 #8000」の周知啓発など小児医療の正しい知識と受診に向けた取り組みを進めます。
- かかりつけ小児科の普及を図るとともに、引き続き「安心して受診できる環境づくり」を関係機関との連携により進めます。



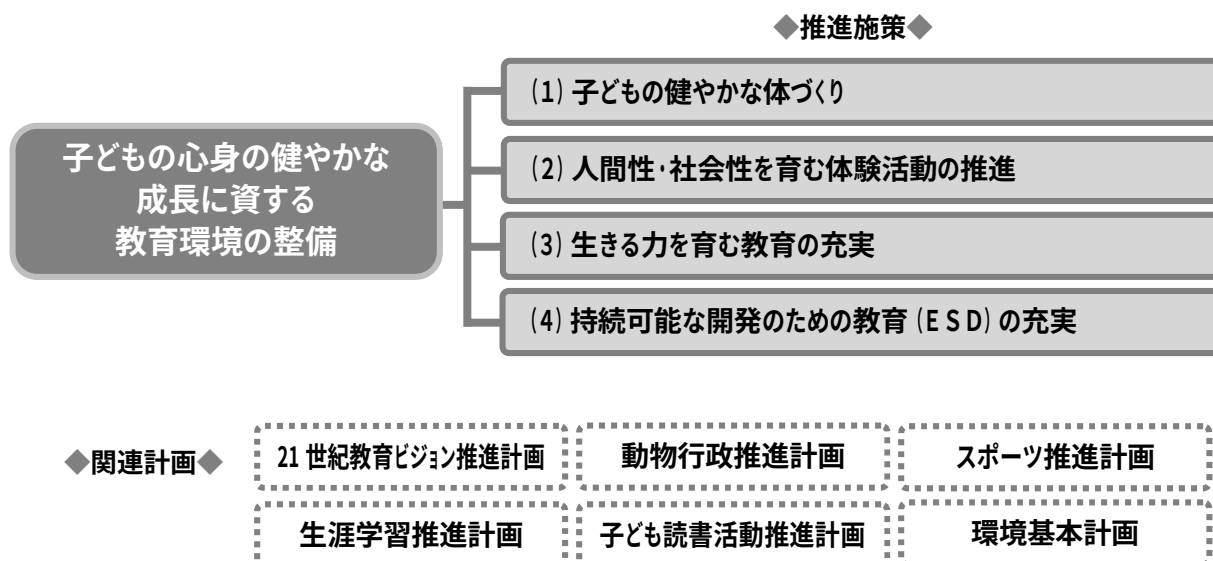
基本施策 2 に関連する
業務活動

No	取り組み	事業概要		
1	妊婦・乳幼児 健康診査 【健康増進課】	母子保健法などに基づき、母子の健康の保持を目的に、妊婦、乳幼児の健康診査を実施します。		
		参考指標	現状値	方向性
		母子健康手帳の早期（妊娠週数 11 週までの）交付率	94.1%	維持
		3 歳児健康診査の受診率	96%	維持
2	妊産婦・乳幼児 保健指導 【健康増進課】	妊娠期から出産後の育児支援まで相談や指導を行います。特定妊婦（若年、未婚、多胎、多産、遅い届出等）については、重点的に保健指導を実施します。		
		参考指標	現状値	方向性
		土曜窓口講座来所者数	613 人	維持
		ハイリスク妊婦の家庭訪問指導件数	374 件	継続実施
3	助産扶助 【家庭児童課】	経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、助産施設において入院出産できるよう援助を行います。		
		参考指標	現状値	方向性
		助産援助数	5 件	継続実施
4	不妊対策補助 【健康増進課】	所得状況により、一般・特定不妊治療の治療費の一部を助成します。		
		参考指標	現状値	方向性
		特定不妊治療費補助成果	38.7%	継続実施
		一般不妊治療費補助成果	19.0%	継続実施
5	食育推進 【生活衛生課】	食育だより、食育ポスターコンクール、食育教室などにより、食育の普及啓発を進めます。		
		参考指標	現状値	方向性
		食育だより発行回数	4 回	維持
6	学校給食の提供 【給食管理室】	食教育の充実を目指し、児童生徒が身体的にも精神的にも大きく成長する大切な時期に栄養のバランスのとれた学校給食を提供します。		
		参考指標	現状値	方向性
		延べ給食数	6,346,026 食	継続実施
7	薬物乱用防止啓発 【生活衛生課】	薬物乱用防止教室やその他の講習会、街頭キャンペーンなどにより、薬物についての知識を周知するとともに、薬物乱用防止を啓発します。		
		参考指標	現状値	方向性
		薬物乱用防止教室開催回数	25 回	増加
		街頭キャンペーン啓発資材配布数	8,085 個	増加

No	取り組み	事業概要		
8	エイズ・特定感染症 関連 【生活衛生課】	H I V感染症を中心とした性感染症の講習会等を実施します。		
		参考指標	現状値	方向性
		ウイルス性肝炎検査受検者数	147 人	維持
		H I V検査受検者数	1,117 人	維持
9	感染症予防啓発 【生活衛生課】	電話対応を中心とした性感染症の相談を実施します。		
		参考指標	現状値	方向性
		感染症情報ホームページアクセス数	3,688 回	維持
10	救急医療適正化 対策 【保健総務課】	小児救急医療に関するリーフレットなどの作成・配布及び小児救急出前講座を実施します。		
		参考指標	現状値	方向性
		市民病院救急外来小児科受診者数	5,505 人	減少
		小児救急出前講座開催回数	27 回	維持

基本施策3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

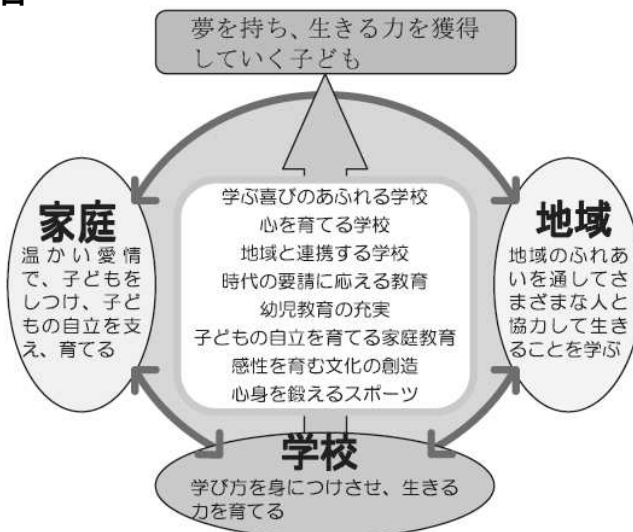
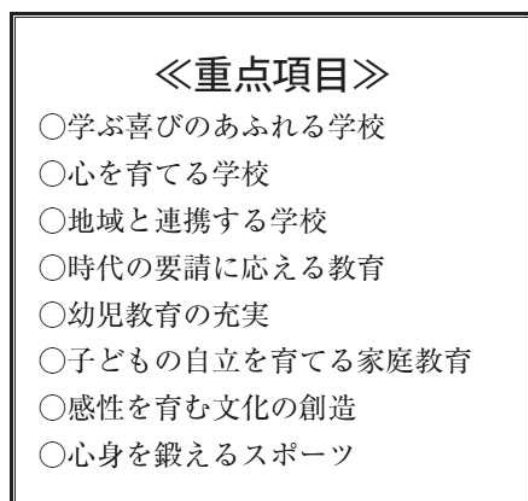
施策体系



施策の背景

- 近年、子どもの体力は低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の課題が指摘されています。健康的な体づくりを進めるためには、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむことができる環境づくりと、適切な生活習慣を身に付けるための健康教育の推進が必要です。
- 都市化や少子化、地域社会における人間関係の希薄化などが進むなか、子どもの豊かな成長に欠かせない、多くの人や社会、自然などに直接ふれあう体験の機会が乏しくなっています。一方、情報化社会のなかで、居ながらにして即座に世界中のニュースが分かるようになったように「間接体験」は大きく膨らんできており、コンピュータを使ったシミュレーションをはじめとする「疑似体験」も高度に発達しています。このようななか、子どもたちが自ら学び、考え、行動できる、生きる力を育む教育が求められています。自然や人とのふれあいを大切に、豊かな人間性を一人一人が身に付け、真に豊かな調和のある社会を目指した生き方を身に付けられるよう、学校、家庭、地域が一体となり次代の担い手の育成に取り組んでいく必要があります。
- 今、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。持続可能な開発のための教育（ESD）とは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近な取り組みから課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。本市においては、「生きる力を育む」という基本理念のもと、ESDの目標を踏まえ、「環境教育」「英語教育」「岡崎の心の醸成」の「三本柱」を立て、教育を推進しています。

■21 世紀教育ビジョンにおける8つの重点項目



資料：岡崎市教育委員会「教育要覧」

推 進 施 策

(1) 子どもの健やかな体づくり

- スポーツ少年団への支援、子ども向けの教室や大会、イベント等の充実などを通して、子どものスポーツ活動の機会を充実させます。
- 地域のスポーツ指導者の確保、育成に努め、地域全体で子どものスポーツ振興に取り組む体制づくりを支援していきます。
- 生涯を通じて健康に過ごせるよう、子どもたちへの健康教育を推進します。

■市民体育祭



(2) 人間性・社会性を育む体験活動の推進

- ボランティアなどの地域貢献活動や芸術・文化・歴史などに触れる機会、野外での自然体験など、多様な体験活動の充実を図り、広い視野をもち、豊かな人間性や社会性を養う取り組みを進めます。
- 読書活動は知識を深めるとともに、主体的に考えたり想像力を働かせたり、豊かな心を育むものです。子どもが本に親しむことができる環境づくりを進めていきます。

■岡崎こどもまつり



■動物総合センター なかよし教室・ふれあい教室



(3) 生きる力を育む教育の充実

- 「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力などを養う教育を進めていきます。
- 学ぶ喜び・確かな学力の向上や、学ぶ楽しさを実感できる学校づくりを進め、魅力ある教育活動を実践できるよう取り組んでいきます。
- スクールサポートボランティアの登録制度などにより、地域人材の活用を図り、地域ぐるみで連携した教育環境の整備を進めます。

- 子どもの生きる力を伸ばし、健やかな育ちを支えることを目的として、市内の幼稚園、保育園及び小学校が、各々の教育の独自性と連続性を理解し合いながら、交流や連携を図ります。

岡崎市幼保小連絡協議会による活動

- ・各幼稚園・保育園・小学校の交流や連携の推進
- ・各幼稚園・保育園・小学校の交流や連携の実態把握と分析
- ・講演会・研修会等の啓発活動
- ・関係諸機関との連携



(4) 持続可能な開発のための教育（E S D）の充実

- 環境教育をはじめとし、個人と社会とのつながりについて深く考える機会をもち、国際社会の一員として生きていく子どもたちに共存・共生の理念を伝える取り組みを進めます。

■ホタル学校での環境教室



■総合検査センター子ども教室



基本施策 3 に関連する
業務活動

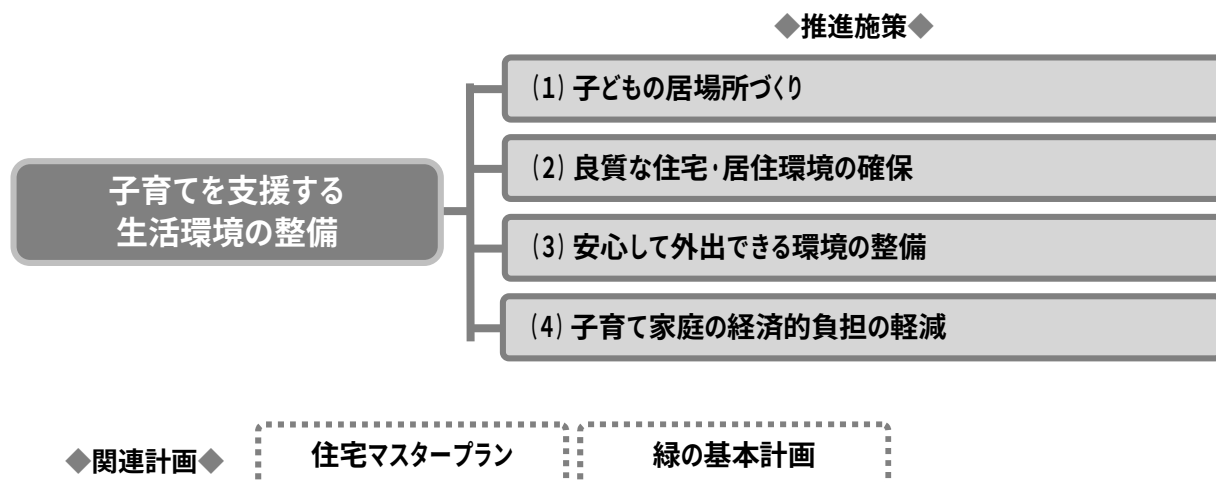
No	取り組み	事業概要		
1	スポーツ大会開催 【市民スポーツ課】	市民スポーツ大会、1 日スポーツ教室、市民駅伝大会等を開催し、広く市民にスポーツに親しむ機会を提供し、競技力の向上及び市民の健康の保持・増進、体力の向上を図ります。		
		参考指標	現状値	方向性
		駅伝、一日スポーツ参加者数	2,608 人	維持
2	動物愛護啓発 【動物総合センター】	動物愛護精神の啓発、動物とのふれあいを通して命の大切さを感じ学ぶことができる機会を提供します。		
		参考指標	現状値	方向性
		ふれあい・なかよし教室等開催クラス数	57 クラス	維持
3	生徒市議会 【学校指導課】	中学生の質問に対し、市長や担当部長が答弁する模擬市議会を実施します。		
		参考指標	現状値	方向性
		参加学校数	20 校	維持
4	子ども会事業補助 【こども育成課】	子ども会活動の活性化を促すことにより、子どもが活動を通じて社会の一員として必要な知識、技能、態度を学び、かつ健全な仲間づくりをすすめ、心身の成長発達に大切な経験を得る機会を提供します。		
		参考指標	現状値	方向性
		岡崎市地域子ども会実施事業数	11,687 件	維持
		子ども会活動団体数	364 団体	維持
5	少年消防クラブ 指導・育成 【消防本部予防課】	少年及び幼年消防クラブの運営指導を行い、防火・防災思想の啓蒙を図ります。		
		参考指標	現状値	方向性
		防火作品応募数	293 件	維持
6	こどもまつり開催 【こども育成課】	遊びや創作、体験等を通じて親子や自然とのふれあいを深めるイベントを開催します。		
		参考指標	現状値	方向性
		イベントへの参加者数	60,000 人	維持
7	ブックスタート 実施 【中央図書館】	絵本を通して親子のふれあいを深められるよう、乳児とその保護者に絵本を手渡すブックスタート事業を実施します。また、さらなる体制の整備を図るため、ボランティアの育成を図ります。		
		参考指標	現状値	方向性
		ブックスタート実施者数	3,321 人	維持
8	児童読書活動支援 【中央図書館】	学校図書館にはない資料の提供、学級文庫図書の定期的な入れ替えを行い、児童の読書活動の推進及び朝の読書時間や各学校における教科学習や総合的な学習の時間等の教育活動を支援します。		
		参考指標	現状値	方向性
		資料貸出点数	56,855 件	増加

No	取り組み	事業概要		
9	親子造形センター 【地域文化広場】	工作教室、粘土教室、絵画教室、E B アート教室の造形教室を開催します。		
		参考指標	現状値	方向性
		親子造形センター利用者数	72,830 人	維持
10	おかざき自然 体験の森 【環境保全課】	おかざき自然体験の森のフィールドを利用して、各種自然体験プログラムを実施します。		
		参考指標	現状値	方向性
		おかざき自然体験の森施設入場者数	16,473 人	維持
		プログラム参加人数	2,183 人	維持
11	少年自然の家 【少年自然の家】	小学校・中学校の教育計画に基づく活動及び引率者のある少年団体を対象に、自然の中で集団宿泊生活の機会を提供します。		
		参考指標	現状値	方向性
		施設利用学校数	67 校	維持
		利用者数	22,725 人	維持
12	姉妹友好都市交流 【学校指導課】	姉妹都市（アメリカ・ニューポートビーチ市、スウェーデン・ウッデバラ市）、友好都市（中国・呼和浩特市）の中学生との交流事業を実施します。		
		参考指標	現状値	方向性
		姉妹友好都市使節団員数	14 人	増加
13	外国語指導助手 招致 【学校指導課】	外国語指導助手、小学校英語指導補助者を活用し、小中学生の実践的な語学力の向上と国際意識の高揚を図ります。		
		参考指標	現状値	方向性
		配置校数	67 校	維持
		配置人数	18 人	維持
14	特色ある学校 づくり推進 【学校指導課】	特色ある学校づくり、開かれた学校づくりを推進し、より信頼された学校を目指す各学校の創意工夫ある教育活動を支援します。		
		参考指標	現状値	方向性
		事業実施校	67 校	維持
15	科学技術・理科教育 振興 【学校指導課】	小中学校理科作品展、自然科学研究機構の出前授業・国研セミナーなど児童生徒の科学への探究心を満たす機会を与え、市内小中学校の理科教育のレベルアップを図ります。		
		参考指標	現状値	方向性
		理科作品展参加人数	18,822 人	維持
16	スーパーサイエンス スクール推進 【学校指導課】	市内小中学校から、スーパーサイエンススクールを指定し、自然科学研究機構や特色ある理科教育を推進する高等学校、企業、地域人材との連携を図り、児童生徒の科学的リテラシー向上をめざします。		
		参考指標	現状値	方向性
		連携機関数	33 件	維持
		実施した授業・行事回数	31 回	維持

No	取り組み	事業概要		
17	タブレット型 情報端末導入 【学校指導課】	指導用ＩＣＴ機器（タブレット型情報端末）を導入し、生徒による意欲的な学習への取り組み、基礎基本の定着と自己表現力の向上をめざします。		
		参考指標	現状値	方向性
		実施した授業回数	24 回	増加
		授業を受けた児童生徒数	1,396 人	増加
18	ホタル学校 管理運営 【環境保全課】	ホタルを通じて自然環境への理解を深め、環境保全意識の高揚を図り、一人ひとりが自然との共生を考え、行動することができるよう環境教育及び環境学習の推進を図ります。		
		参考指標	現状値	方向性
		ホタル学校入場者数	10,062 人	維持
		イベント開催回数	44 回	維持
19	自然共生普及啓発 【環境保全課】	地域の中で、地球環境を守るためのさまざまな活動を行う「こどもエコクラブ」への登録促進を図るとともに、キットの配布やイベントなどの情報提供を実施し活動を支援します。		
		参考指標	現状値	方向性
		自然観察会等の開催数	125 回	維持
		自然観察会等の参加者数	4,303 人	維持
20	地球温暖化 防止活動支援 【環境総務課】	自ら地球温暖化防止の重要性を理解し、防止活動に取り組めるように、地域協議会「岡崎市地球温暖化防止隊」による学校、地域への出前講座、夏休み親子教室、わくわく省エネ体験教室の開催等の地球温暖化防止啓発活動を行います。		
		参考指標	現状値	方向性
		地球温暖化防止活動参加者数	1,205 人	維持
21	E S D 研究推進 【学校指導課】	小学校１年生から中学校３年生までの９年間で系統的に結びつけた「岡崎市環境学習プログラム」に基づく環境学習をはじめとした「岡崎の三本柱」（E S D）の研究を推進し、児童生徒の未来に向けて行動する力を育成します。		
		参考指標	現状値	方向性
		環境プログラム実施校数	67 校	維持
22	水に関する 市民啓発 【上下水道局総務課】	小学生社会科見学や親子水道教室、ペットボトル水「額田仙水」を活用して、水の大切さ、水道水の安全性や水源保全活動の重要性について周知・啓発を図ります。		
		参考指標	現状値	方向性
		浄水場見学人数	3,948 人	維持
23	総合検査センター 見学会等開催 【総合検査センター】	「夏休みこども教室」「施設見学会（かがくフェスタ）」等の開催を通じ、環境、生活衛生、繊維の検査に関する周知、環境保全や保健衛生に対する関心の向上を図ります。		
		参考指標	現状値	方向性
		見学会等参加者数	526 人	維持
		参加者満足度	92.3%	維持

基本施策4 子育てを支援する生活環境の整備

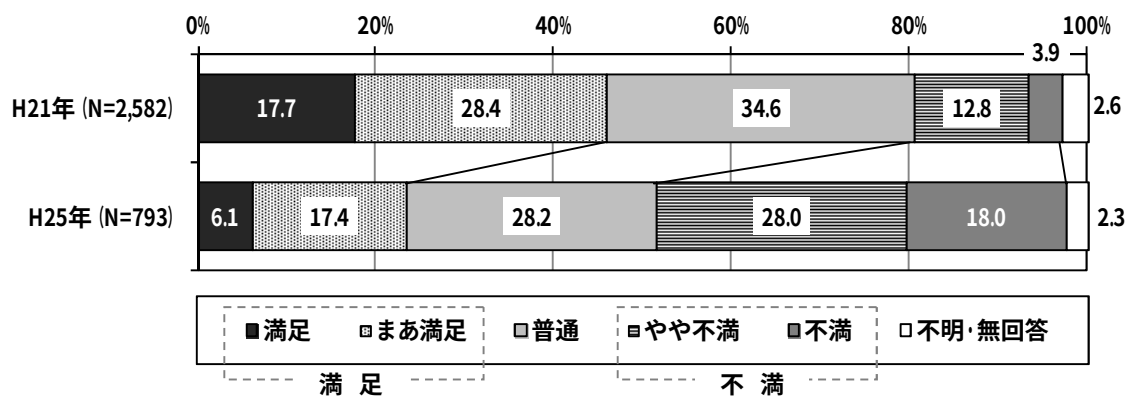
施策体系



施策の背景

- 子どもが犯罪の被害にあう事件が起こる一方で、地域的なつながりの希薄化や、共働き世帯の増加、核家族化などを背景に、子どもが安心して過ごすことのできる居場所の確保が一層求められています。アンケートでも保護者が感じる身近な子どもの遊び場について、前回調査より大幅に満足度が減少しており、安全・安心な遊び場の確保が課題となっています。また、子どもの情緒の安定や人格形成の過程のうえでも、自分をありのままに受け止められ、心の安らぎを感じることができる「居場所」が必要です。
- 「子育てにはお金がかかる」という潜在的なイメージと、個の豊かさに重きをおいた社会的価値観の広がりから、子どもを産み育てることを負担と捉え、敬遠してしまうことが、少子化の要因のひとつとなっています。アンケートでも、子どもを安心して産み育てられる環境として市に期待する施策について、「子育てにかかる経済的な負担の援助」が最も高くなっており、住宅環境の優遇や経済的支援により、子育てに対する負担感を軽減し、子育てを諦めない社会づくりが必要です。
- 妊産婦や乳幼児の期間は一過性であることから、子育て期、とりわけ妊産婦や乳幼児連れの外出について、社会的な支援の必要性や施設のバリアフリー化など取り組みは必ずしも十分ではありません。また、家の中に子どもと2人で閉じこもってしまう孤立した子育てが社会的な問題となっています。子育て家庭が外出しやすい環境を整え、社会との接点をもち、子育てを楽しむ心のゆとりを持てるような社会づくりを進めていく必要があります。

■公園など身近な子どもの遊び場について



資料：岡崎市の子ども・子育てに関するアンケート調査結果報告書

■子どもを安心して産み育てられる環境として市に期待する施策

	就学前児童		就学児童	
	H21	H25	H21	H25
子育てにかかる経済的な負担の援助	73.6%	72.5%	66.2%	72.9%
夜間や休日における小児科や医療体制の整備	59.6%	58.2%	63.6%	60.7%
いじめや非行防止など、子どもが健全に育つための対策の充実	43.0%	44.8%	43.6%	59.0%
夜間保育、一時保育などの子どもを預けられる保育サービスの充実	26.6%	32.8%	29.0%	31.1%
育児休暇制度の普及や労働時間短縮など、企業における子育て支援の充実	37.9%	31.2%	21.5%	24.1%
ベビーベッドの設置やベビーカーを押して歩きやすい歩道など、施設や道路の整備	25.0%	27.5%	17.8%	22.6%
妊産婦や乳幼児の健康診査、保健指導などの母子保健体制の整備	26.1%	26.7%	12.0%	19.9%
子育てに関する相談・情報・手続きなどの窓口の一本化	19.1%	23.7%	16.8%	17.3%
乳幼児連れでも講演会やイベントに参加しやすいように会場の保育機能の整備	18.7%	19.6%	11.9%	12.9%
子どもの成長や家族人数に見合った住環境の整備	12.9%	15.3%	10.3%	10.0%

資料：岡崎市の子ども・子育てに関するアンケート調査結果報告書

推 進 施 策

(1) 子どもの居場所づくり

- 学区こどもの家を未就学児、小学生の自由に遊べる場としてだけでなく、子育てサークルの活動場所として利用を促し、地域の子育ての拠点施設としての活用も促進します。
- 児童遊園やこども広場の維持管理を行い、屋外でのびのびと過ごすことができる場所や額田図書館、各市民センター図書室など子どもの居場所として安全な環境を提供します。
- 国の示す放課後子ども総合プランに準じた、放課後子ども教室事業と放課後児童健全育成事業とのさらなる連携を図り、小学生の安心・安全な居場所の確保を図ります。

(2) 良質な住宅・居住空間の確保

- 子育て世帯が住宅に関連する正確な情報を、欲しい人が適切に得ることができるよう、公営住宅の空き情報について関係部局を通じ提供するとともに、子育てしやすい住宅についての情報を提供し、これに基づいた住宅の表彰制度や物件情報の提供を行います。また、住宅取得にあたっての情報提供もあわせて行います。
- 子育て世帯が、適正な規模の住宅に居住できるよう、公営住宅の建替え時に、子育て世帯の優先入居制度を活用します。また、子育てしやすい環境づくりのため、公営住宅等における子育て支援スペースの設置や、ボランティア団体等の連携による子育て支援サービスの提供を図ります。
- 子育て世帯に配慮した住宅を供給するため、子どもの成長に対応できる間取りや事故防止設計による仕様の住宅供給を促進します。また、民間のマンションにおいても子育て世帯に配慮したマンションを子育て支援マンションとして認定する制度を検討します。
- 子育て世帯が、子育て環境が整った地域の情報や子育てに関するバリアフリーの情報を整理し、子育てしやすい住宅への住み替えが円滑に行われるよう情報を提供します。また、安価で住宅を取得できる方法として、中古住宅取得にあたっての情報提供等のサポートを行います。

(3) 安心して外出できる環境の整備

- 公共施設や民間店舗において、おむつ替えや授乳のできる施設の情報提供を行います。
- 市が実施する子どもを対象とするイベント開催時には、専用スペースを設置し、おむつ替えや授乳がしやすいよう配慮します。
- すべての市民が外出中の子育て家庭に対する配慮、支援が積極的に行うことができる意識の醸成を図る取り組みを進めます。



(4) 子育て家庭の経済的負担の軽減

- 子育てにかかる経済的負担から子どもを産み育てたいと思う男女が、希望する数の子を産み育てることができないことが問題となっています。結婚や妊娠、出生に関することは、個人の考え方や価値観に委ねられるべきことですが、経済的な問題で出産をあきらめてしまわないよう、社会保障と税の一体改革の趣旨を鑑み、子育てに関する費用を軽減する支援を充実します。
- 妊婦健康診査の補助、子どもにかかる医療費の助成、幼児教育・保育にかかる保育料の軽減、私立高校の授業料補助制度など、教育・子育ての経済的負担の軽減を図る制度の適切な利用、支給を図ります。

基本施策 4 に関連する
業務活動

No	取り組み	事業概要		
1	放課後児童健全育成 事業費補助 【こども育成課】	保護者が就労しているなどの理由で、留守家庭となる子どもの居場所を確保するために、市が定める基準に沿い適正な運営をする民間児童クラブに対し、運営費補助を行い、事業の安定を図ります。		
		参考指標	現状値	方向性
		民間児童クラブ数	9 クラブ	維持
		利用者数	446 人	維持
2	こどもの家 管理運営 【こども育成課】	学区こどもの家において児童に遊びの場を提供します。		
		参考指標	現状値	方向性
		学区こども家施設数	42 箇所	維持
		学区こども家利用者数	768,887 人	維持
3	放課後子ども教室 実施 【こども育成課】	小学生が放課後に過ごせる活動拠点として放課後子ども教室を整備し、地域の方の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動を通じた交流活動を促進します。		
		参考指標	現状値	方向性
		開催施設数	15 箇所	増加
		利用者数	125,626 人	増加
4	中央図書館 管理運営 【中央図書館】	中央図書館をはじめ地域の図書環境の整備・充実を図るとともに、子どもにとって充実した読書環境となるよう、資料の充実と提供、子どもが楽しめるイベント等の事業を実施します。		
		参考指標	現状値	方向性
		図書館入館者数	1,273,398 人	維持
		図書貸出冊数	1,886,191 冊	維持
5	こども自然遊びの森 管理運営 【環境保全課】	子どもたちがのびのびと自然遊びができる場所を提供します。		
		参考指標	現状値	方向性
		こども自然遊びの森入場者数	17,841 人	維持
		プログラム参加人数	983 人	維持
6	民間児童クラブ 利用者育成料補助 【こども育成課】	民間児童クラブを利用する保護者に対し、利用料の一部を助成します。		
		参考指標	現状値	方向性
		補助対象者数	3,946 人	継続実施
7	私立高校等 授業料補助 【教育委員会総務課】	授業料補助を行い、公私立学校間における授業料負担の格差是正を図り、教育の機会均等の原則を確保を図ります。		
		参考指標	現状値	方向性
		補助対象者数	1,825 人	継続実施
8	子ども医療助成 【医療助成室】	中学校卒業までの子どもを養育しているかたに対し、医療費自己負担分を助成します。		
		参考指標	現状値	方向性
		子ども医療受給者証交付数	13,738 件	継続実施
		子ども医療受診件数	818,219 件	継続実施

基本施策5 職業生活と家庭生活との両立の推進

施策体系

◆推進施策◆

職業生活と家庭生活との 両立の推進

(1) 仕事と生活の調和の実現

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

◆関連計画◆

新ウイズプランおかざき 21

商工振興計画

施策の背景

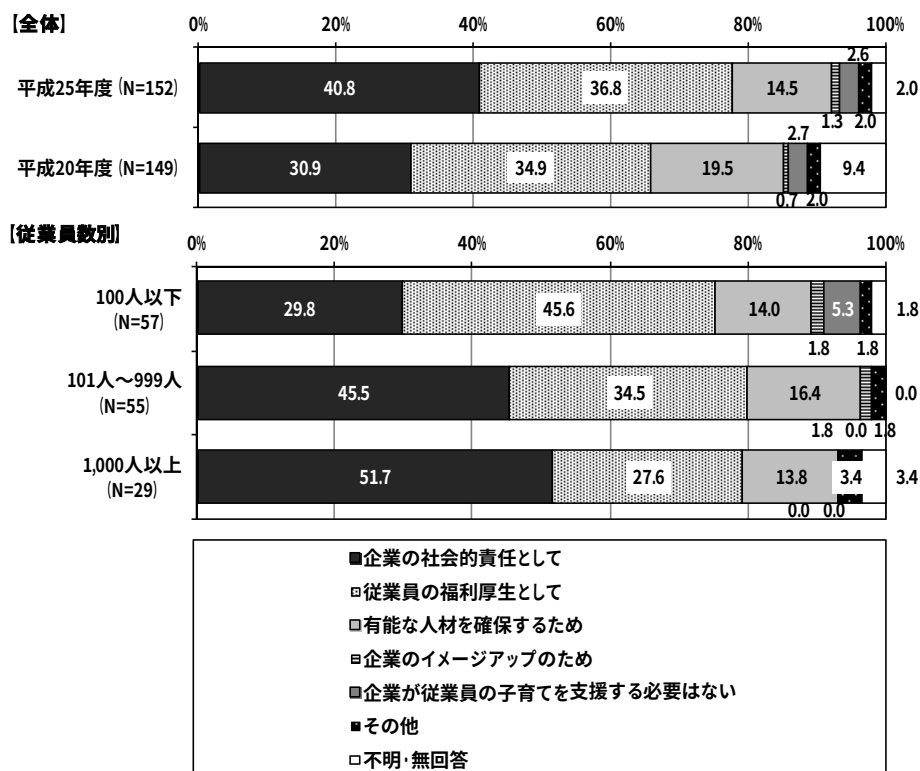
- 少子高齢化社会から、本格的な人口減少社会の到来が危惧される中、経済の維持・発展といった点からも、さらなる女性の社会進出と、女性の活力の活用が求められています。一方で、結婚・出産による女性の離職はまだ多く、また、仕事に偏重した働き方をする男性が多いことによる、男性の家事・育児への参加の遅れといった点も課題となっています。仕事と子育て、家族の介護などを両立できるようにするための環境を実現する必要があります。
- アンケートによると、育児休業の取得状況について、取得している母親の割合が22.0%に対して父親で1.5%と、大きく乖離があります。また、取得しなかったと理由として、母親で「子育てや家事に専念するため退職した」が最も高くなっているのに対し、男性では「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が高く、女性の就労継続への支援の充実とともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた一人ひとりの意識改革が必要となっています。
- 現在、0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、保育事業等の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要です。
- 企業では、次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境、子育てを含めた多様な労働条件の整備等について計画期間、目標、目標達成のための対策及びその実施時期を一般事業主行動計画として策定し、取り組むこととされています。平成23年4月の法改正により計画策定届出対象企業は、常時雇用労働者数301人以上から101人以上の企業への拡充等により、大企業を中心に制度への理解が浸透してきている状況です。アンケート結果から本市の事業所においても従業員に対する子育て支援について企業の社会的責任といった意識が高くなっています。

■一般事業主行動計画策定状況

愛知県一般事業主行動計画策定届出状況	26 年 6 月末	22 年 6 月末
計画策定届提出企業	4,014	1,771
常時雇用労働者 301 人以上の企業	947	774
常時雇用労働者 101 人以上 300 人以下の企業	2,005	153
常時雇用労働者 100 人以下の企業数	1,062	844
参考		
常時雇用労働者 301 人以上の企業数	949	934
届出率	99.80%	82.87%
常時雇用労働者 101 人以上 300 人以下の企業数	2,017	2,165
届出率	99.40%	7.10%

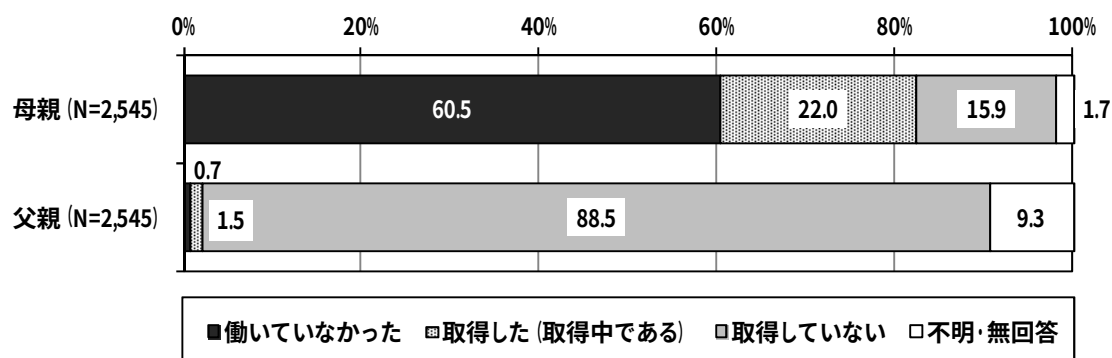
資料「厚生労働省：都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」より抜粋

■従業員への子育て支援について



資料：岡崎市の子ども・子育てに関するアンケート調査結果報告書

■育児休業の取得状況



資料：岡崎市の子ども・子育てに関するアンケート調査結果報告書

■育児休業を取得しなかった理由（上位5位）

	母親 (N=2,545)		父親 (N=2,545)	
第1位	子育てや家事に専念するため退職した	45.3%	配偶者が無職、祖父母などの親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	42.3%
第2位	職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	14.1%	仕事が忙しかった	35.2%
第3位	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	10.9%	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	32.5%
第4位	仕事に戻るのが難しそうだった	8.7%	収入源となり、経済的に苦しくなる	27.4%
第5位	配偶者が無職、祖父母などの親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	7.2%	配偶者が育児休業制度を利用した	15.8%

資料：岡崎市の子ども・子育てに関するアンケート調査結果報告書

推 進 施 策

(1) 仕事と生活の調和の実現

- 男女ともに仕事と家庭を両立させながら働くことのできる職場環境づくりに取り組んでいる企業を登録し、広く紹介する「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」への積極的な登録を促すため、制度の紹介や啓発活動を行います。
- 男女共同参画基本計画に基づいて、男女の固定的な役割分担の意識の払拭、女性の雇用形態や父親の育児に参加しやすい働き方など、企業や社会で取り組むワーク・ライフ・バランスを推進するため、男女共同参画推進講演会や育メン講座等の開催による男女共同参画社会形成に対する意識啓発と、具体的な活動の機会を提供する取り組みを推進します。
- 県内市町村と協働し、毎月19日を子育て応援の日「はぐみんデー」とするなど、子育て家庭を支援する機運を向上させる取り組みを進めます。

■男女共同参画講座

「パパと子どものパン作り教室」



「パパと遊ぼうイクメン講座」



■ 子育て応援の日 キャラバン隊



(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

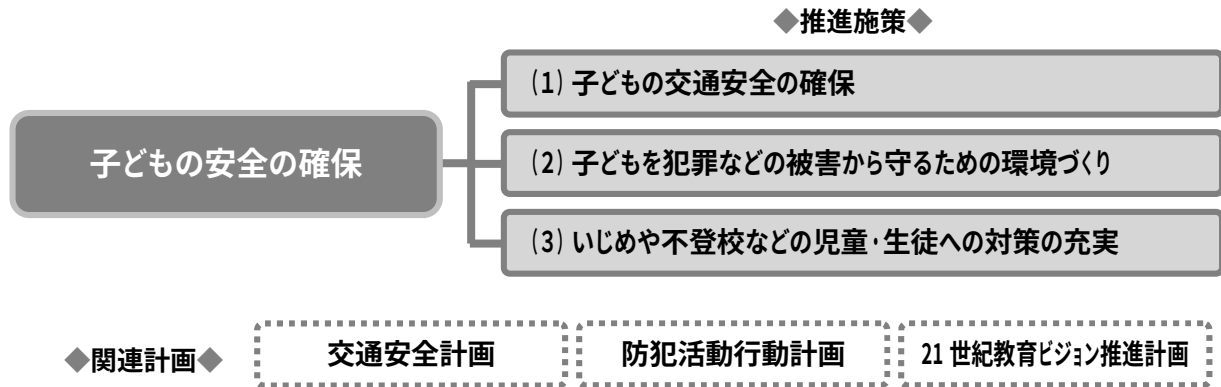
- 雇用環境や社会全体の意識改革を促すと同時に、男女が協力し、柔軟な働き方が選択できるよう、保育園の増改築に伴う定員の見直しや、育児休業復帰時の入所予約受付など、低年齢児の保育ニーズに対応する仕組みづくりに取り組むとともに、放課後児童健全育成事業等の拡充により、仕事と子育ての両立を図れるよう環境を整えます。
- 小学校就学前の子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設などを利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

基本施策 5 に関連する 業務活動

No	取り組み	事業概要		
1	男女共同参画講座・講演会開催 【文化活動推進課】	女性の雇用形態や父親の育児に参加しやすい働き方など、企業や社会全体で取り組む「ワークライフバランス」を推進するため、男女共同参画推進講演会、講座等を開催し、男女共同参画社会形成に対する正しい理解と、具体的な活動の機会を提供します。		
		参考指標	現状値	方向性
		講座延参加者数	1,489 人	維持

基本施策6 子どもの安全の確保

施策体系



施策の背景

- 子どもが健全に育っていくためには、子どもの安全が保障されていることが前提となります。しかし、一部のモラルのない自己中心的な考えで行動する者による犯罪は、子どもや女性、高齢者などの弱者が被害者となってしまうことが多く、社会的な問題になっています。
- 愛知県は、車の保有台数、道路の総距離、運転免許保有人口など統計的にも自家用車依存度が高く、悲惨な交通事故の発生が非常に多い状況です。本市においても安全であるはずの横断歩道上で子どもが巻き込まれてしまう痛ましい事故が発生しており、市民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉える意識を浸透させる取り組みは非常に重要です。
- 子どもの心に深い傷を負わせるいじめは、誰にでも起こりうることを十分認識し、「人間として絶対に許されない」行為であるという前提のもと、家庭・学校・地域社会などすべての関係者が一体となって、児童生徒一人ひとりに応じた支援を積極的に進める必要があります。

(1) 子どもの交通安全の確保

- 一人ひとりが交通社会における意識の向上と自ら交通安全の確保を図るという視点により取り組むことができるよう、子どもの成長に応じ、段階的かつ体系的な交通安全教育を行うことにより事故抑止を図ります。

■年齢に応じた交通安全教育

幼児に対する交通安全教育

- ・日常生活で安全に道路を通行するために必要な基本的技能及び知識習得
- ・幼児交通安全指導者研修会等の開催を通じた保護者を指導する人材育成

小中学生に対する交通安全教育

- ・歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識習得
- ・スクール・サポート・ボランティア(SSV)による、登下校時の安全指導
- ・幼児や高齢者、障がいをもつ人に対する思いやりをもつことへの理解

高校生に対する交通安全教育

- ・二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等の知識習得
- ・社会の一員としての自覚、相手の立場に立って行動できることを目指す

■第9次岡崎市交通安全計画推進事業

分野	推進事業
広報啓発活動	市政だより交通安全情報提供
	市政だより交通安全啓発記事を掲載
	FM岡崎での交通安全広報
	岡崎市交通安全推進協議会の開催
	交通安全・地域安全市民総決起大会の開催
交通安全指導・街頭キャンペーン	交通安全教室（保育園・幼稚園・小学校等）の実施
	幼児交通安全指導者研修会
	チャイルドシート着用調査の実施
	学校、保育園、幼稚園等における交通安全の推進
交通安全用品及び資材	街頭監視用の帽子、たすき等交通安全資材の提供
	啓発チラシの作成・配布
	啓発用交通安全グッズの購入・配布
交通安全施設等の整備	カーブミラー、ガードレール、転落防護柵、区画線、グリーンライン、カラー段差舗装、カラー舗装などの整備
	事故多発路線に対する安全対策の実施（人身事故多発箇所などの危険箇所解消）

(2) 子どもを犯罪などの被害から守るための環境づくり

- 防犯ボランティア等によるパトロール活動や「子ども 110 番の家」の活動に対する支援、電子メールによる不審者情報等の迅速な発信及び共有を図ります。
- 学校等と連携し、被害防止教育、スクールサポーターの派遣を実施するとともに、子どもたちが安心して教育を受けるために、学校安全ボランティア等を効果的に活用する仕組みの整備を進め、地域社会全体で、子どもの安全を見守る体制の充実を図ります。
- インターネットに起因する子どもの犯罪被害等を防止するため、携帯端末に対するフィルタリング等の必要性について、入学説明会等の機会を捉え、保護者に対して啓発活動を実施します。また、子どもに対する情報モラル教育の推進等の取り組みを推進します。



(3) いじめや不登校などの児童・生徒への対策の充実

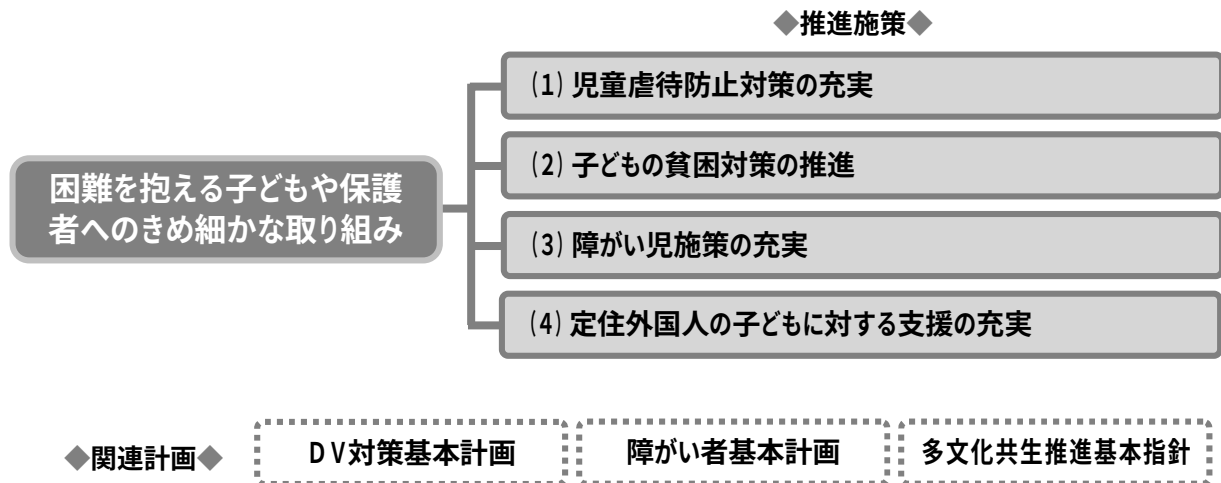
- いじめや不登校に悩む児童・生徒に対し、教育相談センターへの臨床心理士の配置や、各学校へのスクールカウンセラーの配置などの相談体制を維持し、学校復帰へのきめ細やかな支援を行います。
- 子どもや保護者が一人で悩みを抱え込んでしまわないよう、「キッズ岡崎こころの電話」による電話相談を実施するとともに、相談体制の周知・普及を推進し、誰もが安心して相談できる体制を整備します。
- 少年非行の早期防止のため、日中・夜間の巡回を行い、必要な指導・善導を行います。

基本施策 6 に関連する
業務活動

No	取り組み	事業概要		
1	小学校通学バス運行 【学校指導課】	額田地区における遠距離通学児童の通学の安全と利便を図るため、地域のコミュニティバスの走らない時間帯、土日祝日行事に対応するため、民間委託による通学バスを運行します。		
		参考指標	現状値	方向性
		通学バス利用対象人数	76 人	継続実施
2	交通安全指導 【安全安心課】	市民の交通安全意識を高めるための交通安全教育を地域や幼稚園・保育園、老人クラブ等と協力して行います。		
		参考指標	現状値	方向性
		交通安全教室実施回数	110 回	維持
3	交通少年団 育成補助 【安全安心課】	子どもを事故から守る地域運動として、小学生のうちから交通安全意識を高める活動を推進します。		
		参考指標	現状値	方向性
		交通安全啓発活動参加回数	10 回	維持
4	青少年健全育成啓発 【社会教育課】	青少年の健全育成について「青少年は地域社会で育む」という意識を醸成するため国、県と連携して啓発活動を行います。		
		参考指標	現状値	方向性
		街頭啓発活動実施回数	3 回	維持
5	生活安心推進 【安全安心課】	市・警察・地域の連携による一体となった防犯体制の構築、市民一人ひとりの自主防犯意識向上による犯罪のおきにくいまちづくりを目指し、小学生への防犯ホイッスル、中学生への防犯ブザーの配布、小学校等での防犯教室、不審者侵入訓練の開催等、各種の事業を推進します。		
		参考指標	現状値	方向性
		刑法犯罪認知数	3,278 件	減少
6	少年愛護センター 管理運営 【社会教育課】	少年の問題行動、非行防止のための街頭補導や青少年に対する助言・相談・指導を行います。		
		参考指標	現状値	方向性
		街頭補導活動数	513 回	維持
7	不登校相談 【学校指導課】	不登校の児童生徒やそれに悩む保護者や学校関係者に対し、教育相談センターの臨床心理士等と適応指導教室である「ハートピア岡崎」が連携し、不適応を起こした子供たちが、再び元気を取り戻し、学校生活に戻ることができるように支援を行います。		
		参考指標	現状値	方向性
		学校復帰率	86%	維持
		不登校関係相談件数	1,906 件	継続実施

基本施策7 困難を抱える子どもや保護者へのきめ細かな取り組みの推進

施策体系



施策の背景

- 家庭や家族の形態、親の就業状況、個人のライフスタイルは多様化しており、離別や死別によるひとり親家庭、被虐待児童、定住外国人の子どもなど、特別な配慮を必要とする子どもが増加しています。
- 発達障がいなど、発達に心配のある子どもも増加しており、発達段階に応じたきめ細かな支援が求められています。児童福祉法の改正により、平成24年度から新しい障がい児支援制度が施行され、障がい児通所支援、障がい児入所支援、障がい児相談支援に関し円滑な事業の推進・連携を図るため、基盤整備が進められています。
- 児童虐待への対応については、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、その後も制度改正や児童相談所、要保護児童対策協議会や関係機関との連携による体制強化など、その充実が図られてきました。虐待は、どの家庭でも起こりうるものであり、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。子どもへの身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待は、子どもの体や心を深く傷つけ、子どもの健やかな育ちを阻害する人権侵害であり、関係機関との連携による虐待の発生防止を重点的に行っていく必要があります。
- 生活保護受給世帯やひとり親家庭の子ども、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設などに入所中の子どもは、自身の努力とは関係なく、保護者の経済的環境などから社会的不利益を被るリスクが高くなっています。「教育の格差」や「子どもの貧困」など格差や貧困をなくし、その連鎖を防止するには、「子どもの権利条約」も踏まえ、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障され、当事者の目線にたって個人の希望がかなえられる環境の実現する取り組みが必要です。

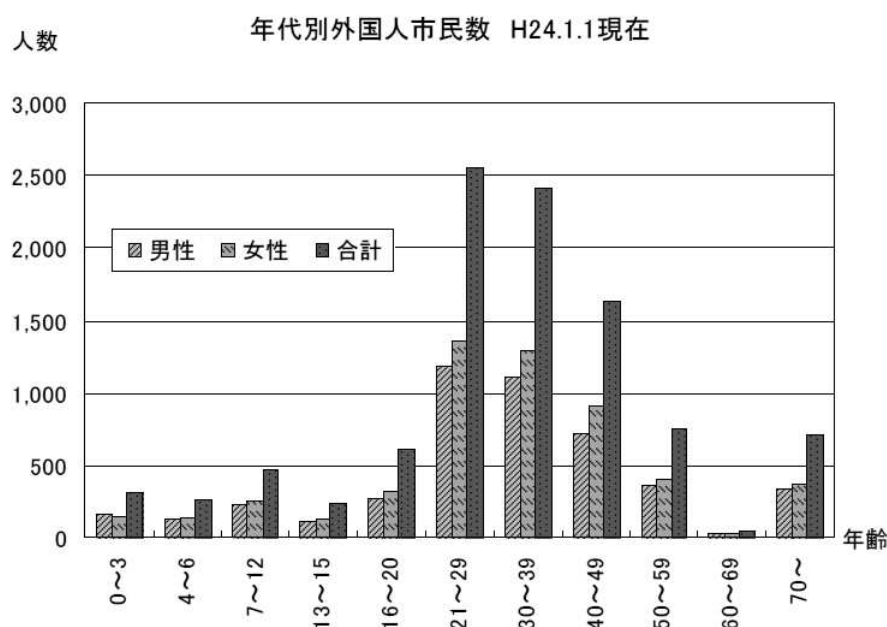
- 本市では、ひとり親家庭を取り巻く状況を踏まえ、ひとり親家庭の自立を促進する支援のあり方及び方向性を示す「岡崎市ひとり親家庭自立促進計画」を岡崎市児童育成支援行動計画の分野別計画として平成 17 年 3 月に策定し、各種支援策の推進に努めてきましたが、多様な雇用制度、経済動向等、ひとり親家庭を取り巻く環境は、現在も厳しい状況であることから、引き続き愛知県や関係機関等と連携、協力しながら各種支援策の充実を図る必要があります。

■児童扶養手当受給者推移

	延べ児童数(人)				
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
全額支給者	11,731	12,795	14,116	14,690	15,286
一部停止者	12,585	13,026	13,503	13,696	13,569
2 子加算	10,172	10,684	11,371	11,650	11,874
3 子以上加算	2,501	2,822	3,002	2,980	2,939
追加調整	46	119	86	73	45
計	37,035	39,446	42,078	43,089	43,713

- 本市においては、近年、長期間岡崎市で生活する外国人が増加しています。年齢構成としては、特に 20 代から 40 代に集中しており、外国人の子どもや子育て世帯を対象とした子育て支援情報の提供など、平等に支援を受けられる環境の整備が求められます。

■年代別外国人市民数（平成 24 年 1 月 1 日現在）



資料：岡崎市多文化共生推進基本指針

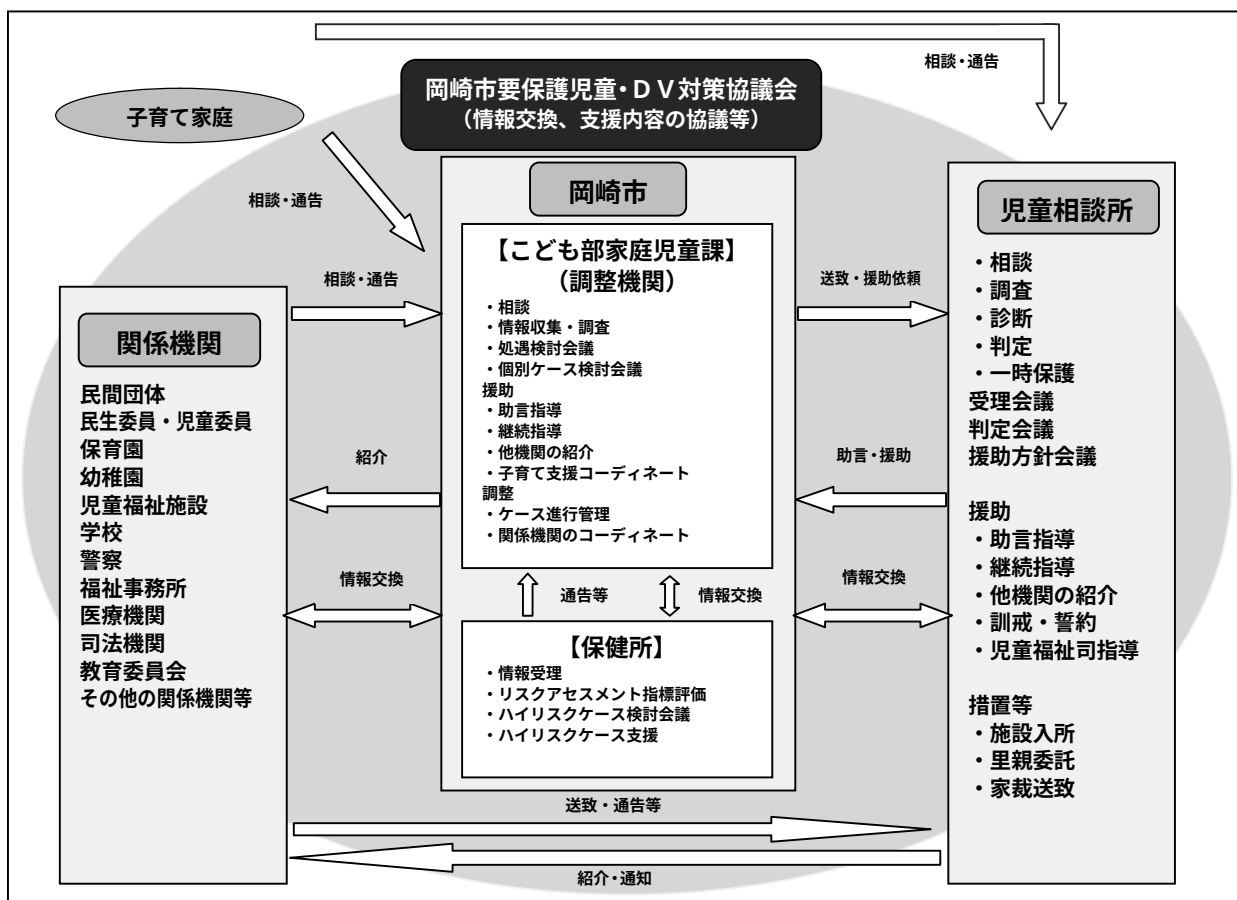
(1) 児童虐待防止対策の充実

- 乳児家庭全戸訪問を行ったことを示す「こんにちは赤ちゃん事業印章」を母子手帳に押すことで、健診や医療受診をした際に未訪問家庭を確認できるようにし、小児科医や歯科医、保健所の協力により養育状況の把握に努め、気になる状況がある場合は、連絡してもらうよう連携を図ります。
- 岡崎市要保護児童・DV対策協議会を中心に虐待防止ネットワークを強化し、関係機関相互の連携を取り、児童虐待に関する情報の共有と、早期発見・早期対応に努めます。
- 3歳児検診が未受診でかつ未就園児の家庭を訪問し、児童の安全確認や養育状況の把握により、虐待の発生及び早期発見に努めます。

■こんにちは赤ちゃん事業印章



■児童虐待防止に対する取り組み



(2) 子どもの貧困対策の推進

- ひとり親家庭は、経済的に困窮状態に陥りやすく、また、そうした養育環境で育った子どもが親の生活様式を踏襲し、将来、同じように貧困状態に陥ってしまうことが問題となっています。経済的に自立し、安定した生活を送れるよう、保護者への直接的な扶助に加え、キャリアアップにつながる就労活動の支援を行います。
- 家庭の経済状況を原因として、子どもの自尊感情や将来への意欲の低下など教育機会の格差が生じることを防ぐため、児童生徒への就学援助やひとり親家庭等への就学資金の貸付や学習の支援など、子どもの教育に関する支援のために必要な施策を推進します。
- 国においては、就業支援、子育て・生活支援の強化及び支援施策の周知、父子家庭への支援の拡大などを目的とする「母子及び父子並びに寡婦福祉法」を平成26年10月に施行しました。また、同年12月には、児童扶養手当法を見直し、公的年金等との併給制限の見直し、受給資格者への自立支援に関する情報提供などひとり親家庭の支援体制の強化が図られました。これらの背景も踏まえ、ひとり親家庭が直面している困難を解消するため、経済的な支援を行うとともに、子育て・生活支援施策及び養育費の確保を含む相談体制・情報提供、就業支援の充実を図ります。

■ひとり親家庭への主な支援事業

相談体制

- ・母子・父子（自立支援）相談、家庭児童相談を実施
- ・女性特有の悩み事や法律関係の相談については、専門機関と連携し対応

就労支援

- ・求人情報の提供・求職紹介の実施
- ・働くための技能・資格を取得する就労支援講習会の開催
- ・就職に役立つ技能や取得につながる各種講座を受講するための費用を助成

生活支援

- ・児童扶養手当、遺児手当など各種手当の給付
- ・母子父子寡婦福祉資金の貸付、医療費の助成、寡婦（夫）控除のみなし適用 など

（３）障がい児施策の充実

- 本市における障がい者施策の基本的指針である「第4次岡崎市障がい者基本計画」（平成27年度～平成32年度）及び「第4期岡崎市障がい福祉計画」（平成27年度～平成29年度）のもと、障がい児に安定したサービスを提供します。
- 本市の福祉基盤の中心的な役割を担ってきた「岡崎市福祉の村」は、発達障がいに関する相談・診療・療育施設「こども発達センター」の新設や障がい児・者の交流施設である「友愛の家」の規模及び機能の充実など再整備に取り組みます。特に相談支援体制については、「こども発達センター」を障がい児の拠点に、友愛の家に配置される「障がい者基幹相談支援センター」を障がい者の拠点に位置づけ、「岡崎市福祉の村」全体を障がい児・者の相談支援の総合的拠点として確立していきます。
- 発達に心配のある子どもと保護者に対し、必要な支援を必要な時期に提供できるよう早期療育システムを構築し、切れ目のない支援体制を確立していきます。

■第4次岡崎市障がい者基本計画に基づく障がい児主要施策

[illegible]

（４）定住外国人の子どもに対する支援の充実

- 外国人の定住化が進行し、市民として身近な存在になったことは、日本人市民と外国人市民双方が、互いに地域社会を支える主体という認識が重要です。外国人の子どもと子育て世帯が地域コミュニティ内で円滑に共生し、かつ、安定した生活を将来にわたって送れるよう、行政や医療、子どもの教育など基本的なサービスを理解し、平等に受けることができるよう配慮します。
- 子どもの教育支援に関しては、民生委員・児童委員等地域と連携し外国人の子どもの状況把握に努め、不就学・不登校を防止するとともに、学齢前の外国人の子どもを持つ保護者へ小学校の情報提供等、日本の学校制度の説明や中学校卒業後の進路相談など「生きる力」を育むための施策を推進します。

基本施策 7 に関連する
業務活動

No	取り組み	事業概要		
1	遺児手当支給 【こども育成課】	両親または父親もしくは母親がいない児童を養育しているかたに対し手当を支給します。		
		参考指標	現状値	方向性
		遺児手当対象児童数	53,484 人	継続実施
2	母子家庭等相談 【家庭児童課】	自立に必要な情報提供や指導等の支援を行います。		
		参考指標	現状値	方向性
		母子家庭等相談件数	795 件	継続実施
3	母子家庭等 医療助成 【医療助成室】	ひとり親家庭などの父または母と子に、医療費の自己負担分を助成します。		
		参考指標	現状値	方向性
		母子家庭等医療受給者証交付数	2,620 件	継続実施
		母子家庭等医療受診件数	73,451 件	継続実施
4	母子家庭等 自立支援教育訓練 給付金 【家庭児童課】	就業のための教育訓練給付の指定講座を受講した場合に、受講費用の一部を支給することにより、就業を促進し、経済的自立を支援します。		
		参考指標	現状値	方向性
		制度を利用し就業した人数	0 人	増加
		就業率	0%	増加
5	母子家庭等 高等職業訓練促進 【家庭児童課】	就業に有利な看護師、保育士などの資格取得を促進するため、2 年以上の養成機関で修業する場合に、高等職業訓練中の訓練促進費を支給します。		
		参考指標	現状値	方向性
		制度を利用し就業した人数	6 人	増加
		就業率	60%	増加
6	母子生活支援施設 措置委託 【家庭児童課】	主にDV被害を受けた母子を、他市の母子生活支援施設に入所させ、安全かつ健全な養育環境の確保を図るとともに、母親の自立促進のための生活支援や子供の心のケアを行います。		
		参考指標	現状値	方向性
		初日措置延世帯数	53 件	継続実施
7	母子施設管理運営 【家庭児童課】	居所の喪失などにより養育環境に問題がある母子、DV被害を受けた母子を施設に入所させて保護し、子どもの養育支援や自立に向けた生活、就労支援を行うため母子生活支援施設を設置しています。		
		参考指標	現状値	方向性
		母子生活支援施設利用世帯数	235 世帯	継続実施
		母子福祉センター利用者数	8,540 人	継続実施
8	特別支援教育 推進活動 【学校指導課】	障がいのある子どもの就学前から中学校卒業までを見通した教育支援体制を整え、関係機関との情報・行動連携を図ります。		
		参考指標	現状値	方向性
		そよかぜ相談（就学関係）相談件数	318 件	継続実施

No	取り組み	事業概要		
9	障がい児通所支援 障がい児相談支援 【障がい福祉課】	障がい児に、児童福祉法に基づく障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、及び保育所等訪問支援）及び障がい児相談支援の安定したサービス提供ができるよう推進していきます。		
		参考指標	現状値	方向性
		児童発達支援	240 人	継続実施
		医療型児童発達支援	11 人	継続実施
		放課後等デイサービス	267 人	継続実施
		保育所等訪問支援	0 人	継続実施
		障がい児相談支援	88 人	継続実施
10	子ども発達サポート 【健康増進課】	小児科医師・保健師・臨床心理士などが発育・発達・子育てなどに関する相談に応じます。		
		参考指標	現状値	方向性
		専門相談の件数	52 件	継続実施
		関係機関との連絡調整延件数	10 件	継続実施
11	障がい者医療助成 【医療助成室】	心身障がい児（者）の医療費の自己負担分を助成します。		
		参考指標	現状値	方向性
		障がい者医療受給者証交付数	717 件	継続実施
		障がい者医療受診件数	93,036 件	継続実施
12	発達遅滞児支援 【健康増進課】	言語や社会性等の発達に遅れや不安がある児とその養育者に対して、早期に児の発達に合わせた保健指導を実施することで、児の適正な発達及び円滑な社会生活を促します。		
		参考指標	現状値	方向性
		初回参加年齢が2歳6か月未満の割合	96.7%	維持
		健診事後の訪問指導延件数	262 件	継続実施
13	日本語教育講師派遣 【学校指導課】	日系及び外国籍児童・生徒の日本語教育のための講師を派遣します。		
		参考指標	現状値	方向性
		日本語教育講師派遣回数	1,900 回	維持
14	外国人相談 【市民協働推進課】	日本語能力が不十分な外国人家庭を対象に福祉、教育、税といった社会生活を送るうえで重要な行政手続きを補助するとともに生活全般に係る相談に応じます。		
		参考指標	現状値	方向性
		中国語・英語による相談件数	229 件	継続実施

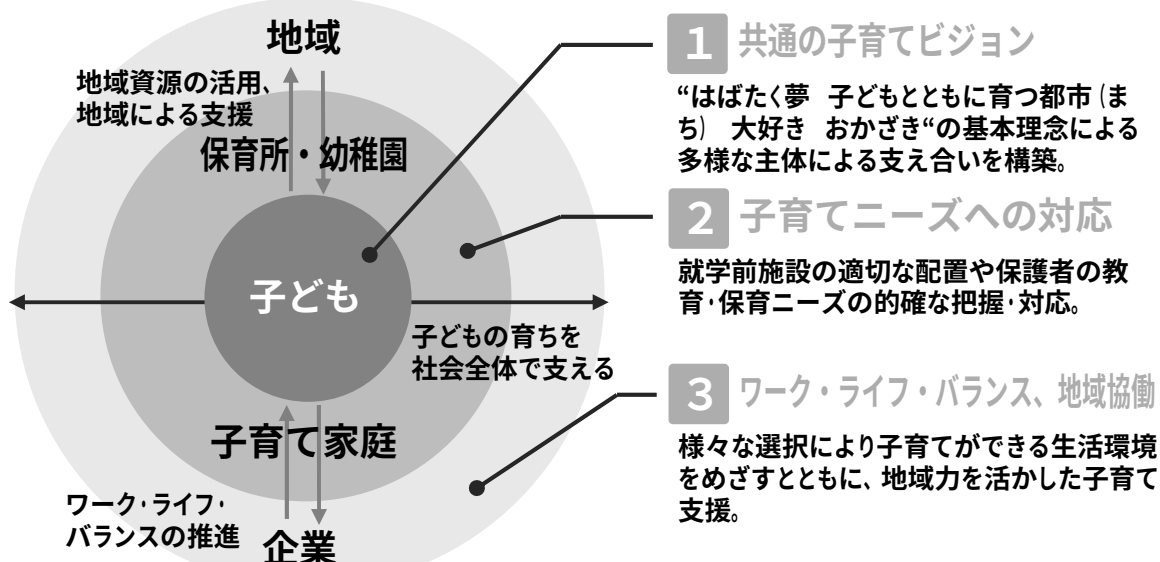
第6章 推進体制

1 地域における子育て支援の推進

本計画の基本目標「子どもが いきいきと 育つまち」、「家族が とともに 育つまち」、「地域が すすんで 支えあうまち」の実現に向け、行政だけでなく、市民、教育・保育を始めとした事業関係者、市民活動団体、地域団体、企業などとの連携により子育て支援をすすめていきます。それぞれが担うべき役割を認識し、各自の特徴を生かしたきめ細やかな取り組みを行うことで、社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくまちづくりを目指します。

■おかざきっ子 育ちプラン

当事者の目線に立った支援環境



2 計画の点検・評価

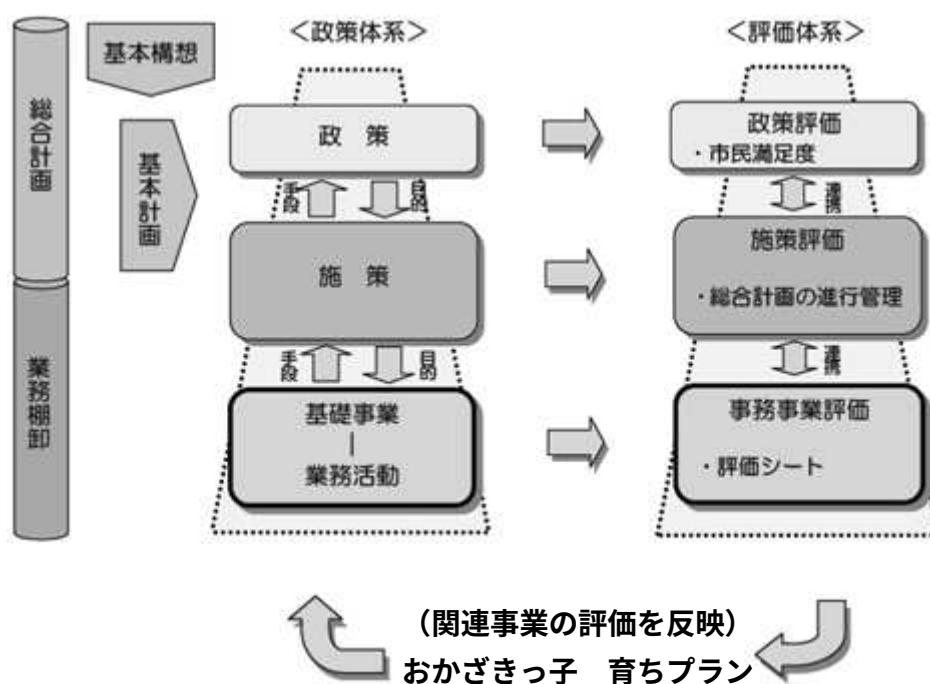
本計画では、子ども・子育て支援新制度に基づく、それぞれの家庭や子どもの状況に応じた質の高い成育環境を保障する「子ども・子育て支援給付」と、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を保障する「地域子ども・子育て支援事業」について、具体的な目標事業量と確保の方策及び実施時期を設定しています。(第4章)

これらの事業は、当事者の目線に立ったチェック体制が重要であることから「岡崎市子ども・子育て会議」を評価機関として位置付け、各年度において、各事業の実施状況(教育・保育施設の認可等の状況を含む)を点検、評価し、事業の実施状況を公表する等、計画的な進行管理と事業の改善を行っていきます。

また、計画-実施-評価-改善検討といったマネジメントサイクルの形骸化を防ぐには、各事業の質の確保や向上に関する事項など計画全体の成果を検証していく視点も重要です。本計画の基本目標を実現するための施策（第5章）については、岡崎市総合計画において取り組むべき重点的政策の方向と整合を図りながら、各基本政策下の分野を横断した各種計画・事業との連携により進めていく必要があります。

多岐にわたる関連分野の子育て支援施策を一体的に進めていくことから、本計画独自の定量的・定性的な目標を設定するのではなく、総合計画の評価体系として統一的な評価基準を持つ行政評価システムの活用や、定期的なアンケート等の結果に表れる市民満足度から成果を検証するなど、子育て支援に関する一層の理解、共通認識が深まるよう、客観的な基準により取り組みを点検・評価し、市民に対する説明責任を果たしていきます。

岡崎市行政評価システム 概念図



3 広域的な連携

幼稚園教諭、保育士、放課後児童支援員、子育て支援員等の資質向上に係る研修や、児童虐待防止対策、子どもの貧困対策、障がい児施策など、専門的な知識や技術を要する施策については、国や愛知県等との連携により、より充実した取り組みを進めていきます。

また、ファミリー・フレンドリー企業登録制度や子育て家庭優待事業など、愛知県や周辺市町村とともに広範囲での取り組みをすすめることで、支援をより効果的に行うとともに、社会全体で子どもと子育て家庭を支援することへの意識を高めていきます。